

第5回 新宿区協働支援会議次第

令和3年3月22日（月）午後2時00分
新宿区役所本庁舎6階第4委員会室

1 開会

2 議 事

- (1) 令和3年度について
- (2) 令和2年度協働事業の進捗状況について
- (3) その他

3 次回開催について

第1回協働支援会議 本庁舎6階第2委員会室
令和3年4月19日（月） 午前10時00分～

4 閉 会

配付資料

- [資料 1] 令和3年度一般事業助成スケジュール表
- [資料 2] 令和3年度一般事業助成 概要版
- [資料 3] 令和3年度一般事業助成 募集要項
- [資料 4] 令和3年度一般事業助成 意見書取りまとめ
- [資料 5] 令和3年度協働支援会議等 開催予定
- [資料 6] 令和2年度協働事業進捗状況総括
- [資料 7] 令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

会議開催○ WEB会議 ○			会議開催× WEB会議 ×		
項目	月	日	項目	月	日
一般事業助成募集広報周知（区広報・チラシ・登録NPOメール・ウェブ周知）					15(月)
一般事業助成説明動画配信				3	22(月)～4/12(月)
事前相談期間					22(月)～31(水)
助成申請受付期間（郵送消印有効）					1(木)～12(月)
第1回協働支援会議（スケジュール等確認）	4	19(月)	第1回協働支援会議（書面会議）（スケジュール等確認）	4	19(月) ※可能なら16日に送付
助成申請書等委員送付 ※できれば机上配布			助成申請書等委員送付 ※委員質問票メール送付		
			委員質問票①提出期限（委員→事務局）		25(日)
第2回協働支援会議（書類審査あたったの事前協議） ※委員質問票メール送付		26(月)	委員質問票①送付（事務局→団体）		26(月)
委員質問票①送付（事務局→団体）					
委員質問票①提出期限（団体→事務局）	5	6(木)	委員質問票①提出期限（団体→事務局）	5	6(木)
委員質問票①回答送付（事務局→委員）		10(月)	第2回協働支援会議（書面会議）（質問①回答送付、採点依頼）		10(月)
一次審査採点表提出期限（電子メール）		16(日)	一次審査採点表提出期限（電子メール）		16(日)
第4回協働支援会議（書類選考（一次審査））		18(火)	第4回協働支援会議（書面会議）（書類選考（一次審査）結果連絡）		18(火)
			一次審査の確認期限（委員→事務局）	24(月)	
			一次審査の確定連絡（事務局→委員）	26(水)	
委員質問票②提出期限（委員→事務局）		30(日)			
	6		プレゼンテーション動画提出期限	6	4(金)
委員質問票②送付（事務局→委員）		7(月)			
			プレゼンテーション動画送付（事務局→委員）		10(木)
			委員質問票②提出期限（委員→事務局）		15(火)
			委員質問票②送付（事務局→団体）		17(木)
			委員質問票②回答送付（事務局→委員）		22(火)
			二次審査採点票提出期限（電子メール）		24(木)
第6回協働支援会議（公開プレゼンテーション（二次審査））	28(月)	第6回協働支援会議（書面会議）（二次審査の協議）	28(月)		
			二次審査の確認期限（委員→事務局）	29(火)	
			二次審査の確定連絡（事務局→委員）	30(水)	
助成決定通知送付	7	1(木)	助成決定通知送付	7	1(木)

※委員質問票①は一次審査にあたり、最低限必要な事項について記入してください。掘り下げた内容についてのご質問は委員質問票②にてお願いいたします。



©Chinami

令和3年度 新宿区協働推進基金助成金 一般事業助成

制度の概要

新宿区では、NPO等の多様な団体と地域課題の解決に向けてともに取り組む「協働」を推進するため、「協働推進基金」を活用し、団体が単独で実施する社会貢献活動に助成しています。



©Chinami

助成対象

○助成対象活動

区民の福祉の向上を目的とした社会貢献活動で、**新宿区の地域課題の解決を目的として、NPO等の特性を活かした、区民の社会貢献活動の啓発に寄与する事業**

○助成対象団体

次のいずれかに該当する団体

- (1) 特定非営利活動法人
- (2) ボランティア活動団体等の営利を目的としない団体で要件に該当する団体

助成額等

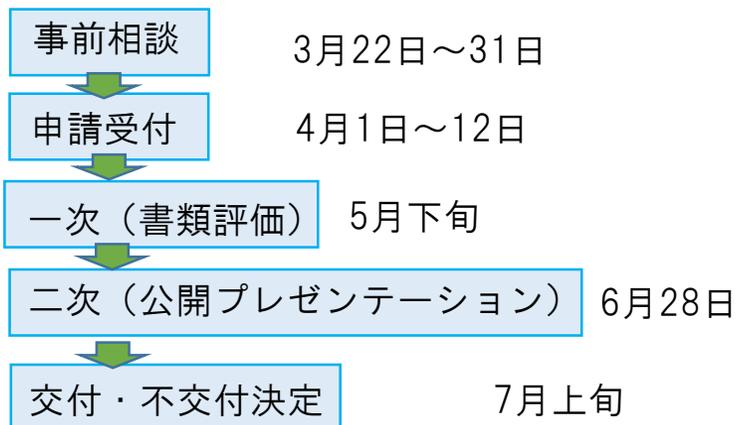
○助成額

助成率2/3 上限50万円
 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費は、助成率10/10とし、上限50万円のうち2万円までを助成

○助成対象期間

令和3年7月1日
 ~令和4年3月31日

スケジュール



事業計画作成のポイント

- ❗ どのようなニーズや現状、課題があるのかデータを用いながら具体的に記入する。
- ❗ 事業を実施することで地域課題・社会的課題がどう解決されるのか、わかりやすく記入する。

注意点

❗ 申請書の記入方法・必要書類・助成対象となる経費は、募集要項をご覧ください。

わからない、迷っていることがあればご相談ください！



©Chinami

問合せ先
 地域振興部地域コミュニティ課管理係
 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1
 電話 03-5273-3872 FAX 03-3209-7455
 メール kiramiranet@city.shinjuku.lg.jp

令和 3 年度新宿区協働推進基金助成金 一般事業助成 募集要項



©Chinami

問合せ先：新宿区地域振興部地域コミュニティ課管理係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

電話：03-5273-3872

FAX：03-3209-7455

E-mail：kiramiranet@city.shinjuku.lg.jp

目次

1	目的	P 1
2	助成対象活動	〃
3	助成対象団体	〃
4	助成金の額	P 2
5	対象期間	〃
6	助成対象経費	〃
7	助成のながれ	〃
8	助成及び活動内容の公表	P 5
9	助成事業への支援	P 6
	【参考①】新宿区協働推進基金助成金（一般事業助成）のながれ	P 7
	【参考②】新宿区協働推進基金助成金（一般事業助成） 対象経費算定基準	P 8
	【資料集】	
1	申請に必要な書類について	P10～P19
2	実績報告に必要な書類について	P20～P29

ポイント

提案にあたっての情報収集の方法ですが、区ホームページでは様々な情報を公開しています。以下に事例をご紹介します。新宿区の地域課題等を確認する際にご活用ください。

- ・新宿区のデータ・オープンデータ（トップページ左下）では、新宿区の概況や区民意識調査等の各種データが公開されています。
- ・新宿区の重要な施策や行政評価資料は「その他区政情報」の「構想・計画・自治」や「行政評価」で公開されています。



1 目的

新宿区では、NPO 等の多様な団体と地域課題の解決に向けてともに取り組む「協働」を推進するため、「協働推進基金」を活用し、団体が単独で実施する社会貢献活動に助成しています。

2 助成対象活動

区民の福祉の向上を目的とした社会貢献活動（営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、自発的に行われる活動）のうち、次のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 新宿区の地域課題や社会的課題の解決を目的とした事業
- (2) 特定非営利活動法人又はボランティア活動団体等の特性を活かして実施する事業
- (3) 区民の社会貢献活動の啓発に寄与する事業



- ・申請できるのは1団体1事業です。
- ・以下の活動は対象となりません。

- ア 特定の政治的活動若しくは宗教的活動に係る活動
- イ 区またはその外郭団体から当該活動に対して助成を受けている活動

区の地域課題を解決する事業が対象です



©Chinami

3 助成対象団体

以下のいずれかに該当する団体とします。

- (1) 特定非営利活動法人
- (2) ボランティア活動団体等の営利を目的としない団体で次のいずれにも該当する団体
 - ア 組織の運営に関する規則、規約、会則等があり、会員名簿を備えていること
 - イ 団体の構成員が5名以上であること
 - ウ 予算・決算を適正に行っていること
 - エ 団体の責任者及び事業の連絡責任者が特定できること
 - オ 宗教活動や政治活動を行う団体でないこと
 - カ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと
 - キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと

4 助成金の額

(1) 上限50万円

(2) 助成率 助成対象経費の2/3

※新型コロナウイルス感染症対策経費については、助成率 10/10 (上限2万円)

※新型コロナウイルス感染症対策経費は、助成金に上乗せするものではありません。
50万円に含みます。

(3) 助成回数 同一または継続性のある事業については3回まで

(2回目以降の助成率は、助成対象経費の1/2)

(4) 令和3年度予算額 200万円

- ・千円未満の端数を切り捨てた額とします。
- ・区予算範囲内での助成となります。助成の可否及び金額は「新宿区協働支援会議」の意見を聴いた上で、区が助成先及び助成額を決定します。助成は予算の成立を条件とします。
- ・申請は年度単位となります。1回目の助成が決定しても、2回目以降の助成をお約束するものではありません。
- ・過去に「新宿区NPO活動資金助成」による助成を受けた事業については、同一事業として助成回数を計上します。

5 対象期間

令和3年7月1日(木)から令和4年3月31日(木)までに活動を実施し、同期間に支出した経費を対象とします。

実績報告の際に、原則としてすべての助成対象経費に係る領収書が必要となります。

6 助成対象経費

P8「【参考②】新宿区協働推進基金助成金(一般事業助成)対象経費算定基準」に定めるとおりです。経費の積算については、見積書を徴取するなどし、算出根拠を明らかにしてください。

7 助成のながれ

(P7【参考①】新宿区協働推進基金助成金(一般事業助成)のながれ参照)

(1) 事前相談期間

令和3年3月22日(月)から令和3年3月31日(水)まで

※事前予約が必要です。混雑緩和のため、まずは電話・FAX等で来庁等の予約を行ってください。

※一般事業助成についての説明動画を配信しています。詳しくは区ホームページをご確認ください。

URL : https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/chiki01_001012.html

配信期間 令和3年3月22日(月)から令和3年4月12日(月)まで



(2) 申請受付期間

令和3年4月1日(木)から令和3年4月12日(月)まで

※申請に必要な書類はP10~の「申請に必要な書類について」をご覧ください。

※混雑緩和のため、事前予約のうえ、必要書類を下記申請・問い合わせ先へ直接持参するか、来庁が困難な場合は、区へ連絡のうえ郵送で申請してください(4月12日(月)消印有効)。

※申請の際には、紙書類とあわせて申請に必要なデータを記録媒体(CD-RやUSBメモリ等)に入れて提出してください。郵送申請の場合は、返却不要な記録媒体で提出してください。

申請・問い合わせ先

地域振興部地域コミュニティ課管理係(区役所本庁舎1階15番窓口)

TEL:03-5273-3872 FAX:03-3209-7455

メールアドレス kiramiranet@city.shinjuku.lg.jp

申請内容等、不備があると判断される場合は、補正を依頼することがあります。申請期限間際の提出は、補正の時間が十分に取れない可能性がありますので、すべての書類が出来上がっていない段階でも、早めにご相談をお願いします。

(3) 評価基準

下記の評価基準により新宿区協働支援会議で、各委員により評価を行います。協働推進基金へご寄附いただいた方の意向を尊重するよう努めます。

【評価基準】

- ア 区民ニーズを的確に把握し、地域課題や社会的課題を捉えた事業であること
- イ 課題解決の手法が適切で、効果が期待できるものであること
- ウ 区民の社会貢献活動への理解を深め、参加の契機となり得る事業であること
- エ 事業計画及びスケジュールが実現可能で、妥当なものであること
- オ 実行体制(人員体制や安全対策)が適切であること
- カ 事業の継続性や発展性が期待できること
- キ 団体の先駆性や専門性を活かした事業であること
- ク 申請した企画内容と照らして、資金計画や経費見積りが適切であること
- ケ 運営の公開性及び透明性に優れていること
- コ 団体の運営にかかる経費について、自ら資金確保に努め、経営状況が健全であること
- サ 過去に本助成を受けた事業を申請する場合、実施状況が適切であること、その効果が発揮された事業であること

〈一次評価〉

申請書類に基づき書類評価を行います。得点の5割以上を基準として、二次評価を行う団体を選定します。

〈二次評価〉

二次評価では、公開プレゼンテーションを行います。総得点(一次評価及び二次評価の合計得点)の6割以上を基準として、評価を行います。

公開プレゼンテーション実施日:6月28日(月) 時間は追ってご連絡します。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、公開プレゼンテーションを開催せず、プレゼンテーション動画を作成していただき、それを基に評価を行う場合がございます。

(4) 助成金の決定

新宿区協働支援会議各委員の評価や意見を踏まえ、区が助成金の交付・不交付決定をし、申請団体に通知します（7月上旬を予定）。助成が決定した場合は団体からの請求に基づき交付します。

(5) 助成金の返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付の取り消しや助成金の返還が生じます。

ア 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

イ 助成金を他の用途に使用したとき。

ウ 助成金の交付決定の内容、若しくはこれに付した条件、規則第13条に定める規定による是正命令又は法その他の法令に違反したとき。

エ 次項（6）の実績報告の提出をしなかったとき

オ 助成金に余剰金が生じたとき。

(6) 実績報告等（P20～「実績報告に必要な書類について」をご参照ください。）

助成対象事業終了後2か月以内又は令和4年3月31日（木）のいずれか早い方（間に合わない場合はご相談ください）までに書類を提出してください。

提出がない場合は、助成金を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

なお、確定額が交付決定額より少ない場合は差額を返還していただきます。また、不足が生じた場合の追加交付は行いません。

助成事業の実施にあたっては、必ず事業参加者や利用者（受益者）へアンケートを実施し、事業に対する満足度を把握してください。満足度はできるだけ数値で把握できるように、以下の基準をもとにアンケートを作成してください。

【基準】

①100%（大変満足）②80%（満足）③60%（普通）④40%（やや不満）⑤20%（大変不満）

(7) 助成金の確定と精算

区は、実績報告に基づき交付すべき助成金額を確定し、助成団体に通知します。このとき、交付された助成金額より確定した助成金額が少ない場合は、その差額分を区に返還していただきます。

(8) 事業内容の変更等

次のいずれかに該当するときは、あらかじめ区に連絡し、承認を受けてください（軽微な変更は除く）。申請時と異なる用途に助成金を使用することはできません。

ア 助成事業に要する経費の区分を変更しようとするとき

イ 助成事業の内容を変更しようとするとき

ウ 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき

※上記の他、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、区から事業の変更や中止をお願いすることがあります。

(9) その他

助成事業として決定した場合、実施事業を職員が見学させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

8 助成及び活動内容の公表

(1) 事業の公表

選考過程の「公開性」「透明性」を高めるため、二次評価は公開プレゼンテーションとし、事業の申請書類等（団体に関する書類を除く）を当日資料として来場者に配布します。

また、助成金交付決定団体については団体名、助成額、申請書類等（団体に関する書類を除く）、事業終了後には実績報告書等を区ホームページ等により公表します。

助成の可否にかかわらず、提出された書類等については、原則として情報公開の対象となります。

※公開プレゼンテーションの実施方法及び実施時期は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により変更する可能性があります。公開方法もプレゼンテーション実施方法に伴い変更になる可能性があります。詳細は別途公開プレゼンテーションを行っていただく団体へお知らせします。

(2) 団体における情報発信

団体のホームページや機関紙等で、助成事業の実施状況や成果を公開・発信してください。

(3) 協働推進基金の周知

助成事業の実施にあたり、作成するチラシ、ポスター、冊子、看板等に必ず「令和3年度新宿区協働推進基金一般事業助成事業」と明記し、基金を活用した事業であることがわかるように周知してください。また、イベント開催時に基金のパンフレットの配布等をお願いすることがあります。

(4) 成果物の提供

助成事業で作成した冊子等の成果物がある場合は、実績報告時に1部ご提出ください。



©Chinami

9 助成事業への支援

(1) 区施設の利用

下記の施設については、受付期間の特例により、登録団体の利用予約開始よりも前に利用予約が可能です。(講座・イベントの当日等、対象者が参加する助成事業実施の当日に限ります。企画会議や事前打ち合わせ等の事前準備に係る利用は受付期間の特例の対象になりません。)

【対象施設】 ※利用にあたっては、助成金の交付決定通知書をご持参の上、窓口で手続きを行ってください。

- ・新宿NPO協働推進センター
- ・各地域センター（区内10か所）

(2) 広報活動

下記のとおり広報が可能です。広報宣伝費等の積算の参考にしてください。

ア 区広報紙「広報新宿」への掲載

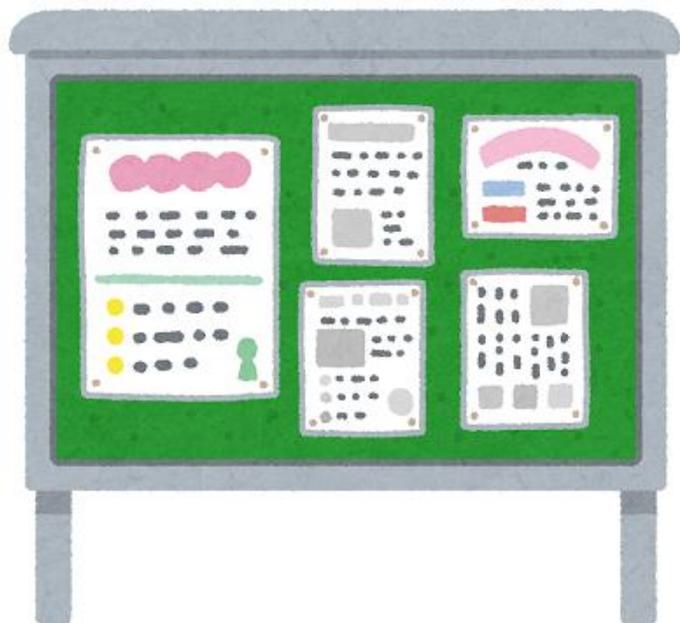
区広報紙（8月15日号・11月5日号・2月25日号に掲載予定）に、一般事業助成の紹介（事業実施の日程、場所、費用、内容等）を掲載します。

イ チラシ・ポスターの設置等

区役所本庁舎1階地域コミュニティ課前のパンフレットスタンドや区施設等に事業に関するチラシを設置します。また、区直営管理掲示板（区内101箇所）にポスター（A4縦）を掲示できます。※チラシ・ポスターの設置等については、事前にご相談ください。

ウ 区ホームページへの掲載

区ホームページにて事業のご案内をします。作成したチラシデータを担当までお送りください。



【参考①】新宿区協働推進基金助成金（一般事業助成）のながれ

事前相談・申請書類提出

【事前相談期間】3月22日（月）～3月31日（水）

【説明動画配信期間】3月22日（月）～4月12日（月）

【申請受付期間】4月1日（木）～4月12日（月）※土日を除く8時30分～17時

【提出方法】①または②の方法で提出してください。

①必要書類を地域コミュニティ課管理係へ直接持参(本庁舎1階15番窓口)

※必ず事前に来庁予約を行ってください。申請内容を確認しますので申請内容がわかる方がお越しくください。記録媒体に申請データを入れて紙書類とあわせて提出して下さい。

②必要書類を地域コミュニティ課管理係に連絡のうえ郵送。返却不要な記録媒体に申請データを入れて紙書類とあわせて提出して下さい。※令和3年4月12日（月）消印有効

一次評価（書類評価）

新宿区協働支援会議にて、提出された申請書類に基づき、書類評価を行います。

一次評価通過・二次評価日程通知 5月末

助成金不交付決定通知 5月末

二次評価（公開プレゼンテーション）

6月28日（月）一次評価通過団体に対し二次評価を行います。

※開催方法・開催時期が変更になる場合があります。

助成金交付決定通知 7月上旬

助成金不交付決定通知 7月上旬

助成金請求書の提出

助成金の交付

助成事業の実施

令和3年7月1日（木）から令和4年3月31日（木）までに事業を実施し、同期間に支出した経費を助成対象とします。

※実施事業を職員が見学させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

実績報告の提出

（事業終了後2か月以内又は令和4年3月31日（木）のいずれか早い方）
助成実績が助成金額に満たない場合は、その差額を返還していただきます。

情報公開

区民への助成事業の紹介、寄附者への報告を目的に、助成事業の申請書及び実績報告書はホームページで公開します。

【参考②】新宿区協働推進基金助成金（一般事業助成）対象経費算定基準

	項目	対象経費の例	対象外経費の例
事業費	使用料及び賃借料	物品や会場などの賃借料・使用料	賃貸借契約の確認の取れない個人宅に係る経費、家賃
	印刷製本費	事業PRのためのチラシ・ポスター等作成費 パンフレット作成費	団体機関紙、会報、定期刊行物発行費用等
	消耗品費	事務用品の購入費 材料費	土産・賞品・記念品代・調理材料費・飲食経費
	委託費	イベントの会場設営、デザイン料等の事業の一部を委託する経費	
	講師謝礼	講師等の謝礼（交通費含む）	団体の構成員に支払う謝礼 返礼用の菓子折りや金券類
	その他謝礼	ボランティアに関する経費（交通費含む）	
	交通費	団体構成員が講師と事前打合せを行うための交通費 団体構成員が遠隔地で実施する活動に係る交通費 バスの借り上げ料等	タクシー代 講師交通費は謝礼に含む
	保険料	活動への参加者、イベント参加者への保険料	コミュニティ活動補償制度の対象となるもの
	その他諸経費	郵送料、物品等の運搬費、通信費等	団体の事務所や本部に掛かる光熱水費
	新型コロナウイルス感染症対策経費	消毒用品購入費、マスク・フェイスシールド購入費等（上限2万円、助成率10/10）	事業終了後団体の備品となるもの
人件費	アルバイトスタッフの賃金、団体構成員の給与（事業費の20%以内）		
ファンレイジングに関する経費	寄附集めの広報、ダイレクトメール発送、クラウドファンディング手数料等（事業費の5%以内）		

新型コロナウイルス感染症対策経費注意事項

- ・助成率 10/10（上限 2 万円）、事業終了後も団体が日常的に使用可能な物品は対象外です。

人件費注意事項

- ・事業費の 20%以内
- ・団体構成員の給与以外にもアルバイトや臨時職員（雇用契約に基づく方）の賃金を含みます。（ボランティア謝礼はその他謝礼に計上）※最低賃金法の適用にも注意してください。

ファンレイジング経費注意事項

- ・事業費の 5%以内

対象とならない経費

- ・団体運営に必要な経費等（事務所の賃借料や光熱水費等）の助成事業と関わりのないもの
- ・備品の購入費（備品とは、購入予定価格が 50,000 円（消費税等含む）以上で、比較的長期間（1 年程度以上）継続して使用、保存でき単品で管理、使用可能なもの）
- ・施設等の改修費
- ・飲食経費は事業実施にあたりやむを得ないものと認められるものを除き、原則的に対象外（例：会議出席者へのお茶×、スポーツ事業実施における熱中症対策用の飲料○）

資料集

1 申請に必要な書類について

- (1) 協働推進基金助成金交付申請書 P 11
- (2) 一般事業計画書 P 12
- (3) 一般事業収支予算書 P 15
- (4) 団体概要書（一般） P 18

2 実績報告に必要な書類について

- (1) 協働推進基金助成金事業実績報告書 P 21
- (2) 一般事業収支決算書 P 23
- (3) 一般事業自己評価表 P 28

過去に採択された事業の交付申請書等は区 HP からご覧いただけます。

書類作成時の参考としてください。

URL : https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/index03_02.html



©Chinami

申請に必要な書類について

申請には次の①から⑬の書類が必要になります。

【提出書類一覧】

事業に関する書類	① 協働推進基金助成金交付申請書（規則第3号様式） ② 一般事業計画書（要領第1号様式） ③ 一般事業収支予算書（要領第2号様式）
団体に関する書類	④ 団体概要書（一般）（要領第3号様式） ⑤ 定款、規則、会則等 ⑥ 役員、会員名簿等 ⑦ 前年度の事業内容がわかるもの（事業報告書等） ⑧ 前年度の事業の収支決算がわかるもの（活動計算書等） ⑨ 前年度貸借対照表又はこれに準ずるもの ⑩ 今年度の事業計画がわかるもの（事業計画書等） ⑪ 今年度の事業の収支予算がわかるもの（事業予算書等） ⑫ 団体の活動内容がわかるもの（過去に実施したチラシ、ポスター等）
その他	⑬ 確認書（協働支援会議委員との利害関係の有無を確認する書類）

①から④、⑬の書類は、様式が決まっています。次ページからの記入例を参考に作成してください（⑬は除く）。

⑤～⑫の書類は、様式は決まっていないので、団体ごとに作成して提出してください。

【提出方法】

混雑緩和のため、事前予約のうえ、必要書類を持参するか、来庁が困難な場合は、区に連絡のうえ郵送で申請してください。（4月12日（月）消印有効）

申請の際は、紙書類とあわせて申請に必要なデータを記録媒体（CD-RやUSBメモリ等）に入れて提出してください。郵送申請の場合は、返却不要な記録媒体で提出してください。

次ページ以降が様式になります。
記入例や注意事項が記載されていますので、確認してください。



©Chinami

記入例

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

新宿区長 宛て

団体名 **NPO 法人 しんじゆく**
所在地 **新宿区歌舞伎町 1-4-1**
(フリガナ) シンジユク タロウ
代表者氏名 **代表理事 新宿 太郎** ⑩

代表者印
を押印

代表者の肩書も記入
してください。

新宿区協働推進基金助成金交付申請書

新宿区協働推進基金条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

助成金申請額 金 500,000 円

申請事業の分野（該当の分野1つだけに○をしてください。なお、活動分野が複数の場合は、主要な分野に○をしてください。）		
保健・医療・福祉	災害救援	情報化社会
社会教育	地域安全	科学技術
まちづくり	人権擁護・平和	経済活動
観光	国際協力	職業能力開発・雇用機会拡充
文化・芸術・スポーツ	男女共同参画	消費者の保護
環境	子どもの健全育成	市民活動支援
その他（ ）		

<p>⑤ 活動内容</p> <p>(イベントが複数ある場合は、こちらのページを複写して作成してください)</p>	I. イベント(会議)名:()	
	ア イベント(会議)の開催予定等	
	実施期間: 年 月 日(開始) ~ 年 月 日(終了)	
	実施回数:()回/月・年	
	実施場所:	
	活動内容:	
	イ 対象者及び参加予定人数	
	対象者:	
	参加予定人数: のべ()名	
	ウ 周知	
	<媒体>	
	<input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> HP <input type="checkbox"/> その他()	
	<周知先>	
	<input type="checkbox"/> 区施設(特別出張所、地域センター等) <input type="checkbox"/> 区直営掲示板 <input type="checkbox"/> その他()	
	エ スタッフ人数	
団体構成員 ()名 アルバイト ()名 ボランティア ()名		
II. イベント(会議)名:()		
実施	ア イベントの開催予定等	了)
実施	イ 対象者及び参加予定人数	
実施	ウ 周知	
活動	エ スタッフ人数	を記入してください。
イ	事業の一環として複数のイベントを行う場合は、アからエをイベントごとに記入し、ページが足りない場合はこちらのページを複写して作成してください。	
対象		
参加	②で掲げた課題に対し⑤の活動が解決手法として対応するように記入してください。	
ウ		
<媒体>		
<input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> HP <input type="checkbox"/> その他()		
<周知先>		
<input type="checkbox"/> 区施設(特別出張所、地域センター等) <input type="checkbox"/> 区直営掲示板 <input type="checkbox"/> その他()		
エ スタッフ人数		
団体構成員 ()名 アルバイト ()名 ボランティア ()名		

⑥ 実行体制 (安全対策等)	ア 事業実施にあたっての安全対策	<p>活動を行うにあたって必要とされる設備などをご記入してください（人員等の確保状況含む）。また、安全対策等、実施にあたって配慮すべき事項への対策があれば記入してください。</p>
	イ 新型コロナウイルス感染症対策	<p>活動を行うにあたって必要とされる新型コロナウイルス感染症対策について記入してください。</p>
⑦ 期待される効果	ア 区民や地域社会への成果・効果	<p>ボランティアとしての区民参加といった事業への参加方法等、区民や地域への成果や効果を具体的に記入してください。</p> <p>☞多くの区民への普及啓発に寄与する事業が対象になります。どのように区民参加が図られるか記入してください。</p>
	イ 現状や課題に対する成果・効果	<p>②で記入したニーズや現状、課題に対してどのような効果が見込まれるか、②と対比してわかりやすく記入してください。</p> <p>☞審査の非常に重要なポイント！！②地域課題・社会的課題がこの事業によってどのように解決されるか、わかりやすく記入してください。</p>
⑧ 先駆性・専門性		<p>課題解決の方法について、団体としてどのような先駆性や専門性が発揮できるか、貴団体の持つ強みを記入してください。</p>
⑨ 今後の展望		<p>来年度以降も事業継続を考えているか、計画や方針をできるかぎり具体的に記入してください。団体の経営状況につきましても改善策等ございましたら記入してください。</p> <p>同一の事業に対する助成は3回までとなりますので、<u>資金確保に向けた取り組みや資金計画等を記入してください。</u></p>

一般事業収支予算書

費目		予算額	内 訳
事業費	①使用料及び賃借料	46,000 円	〇〇センター会議室(大会議室 午後使用) 1,000 円×6 回=6,000 円 〇〇ホール(終日) 20,000 円×2 日=40,000 円
	②印刷製本費	30,000 円	チラシ印刷(A4 片面モノクロ) 5 円×2,000 枚=10,000 円 ポスター印刷(A1 片面カラー) 1,000 円×20 枚=20,000 円
	③消耗品費	22,000 円	コピー用紙(A4) 1 円×7,000 枚=7,000 円 封筒(長3)5 円×1,000 枚=5,000 円、プリンタインク代 10,000 円
	④委託費	130,000 円	会場設営料 100,000 円 ポスター作成委託 30,000 円
	⑤講師謝礼	210,000 円	講師謝礼(講座分) 30,000 円×3 日×2 人=180,000 円 講師謝礼(写真展分) 30,000 円×1 日×1 人=30,000 円
	⑥その他謝礼	40,000 円	ボランティア謝礼 2,000 円×4 日×5 人=40,000 円
	⑦交通費	10,000 円	打ち合わせ交通費 1,000 円×2 日×5 名=10,000 円
	⑧保険料	10,000 円	参加者イベント保険料 100 円×100 名=10,000 円
	⑨その他諸経費	168,000 円	郵便代 84 円×2,000 通=168,000 円
	⑩新型コロナウイルス感染症対策経費	2,000 円	※上限2万円、助成率 10/10 手指消毒液代 1,000 円×2 本=2,000 円
	⑪人件費	167,000 円	※事業費の20%以内(167,000 円以内) (団体構成員分)4,000 円×5 人×8 日=160,000 円 (アルバイト分)2,000 円×2 人×4 日=16,000 円 176,000 円のうち、9,000 円は助成対象外事業費へ
事業費(①から⑪の合計)		835,000 円	上記11項目の合計
⑫ファンドレイジングに関する経費		20,000 円	※事業費の5%以内(41,750 円以内) 寄附金募集ダイレクトメール送料 200 円×100 名=20,000 円
⑬助成対象経費(事業費+⑫)		855,000 円	(助成率 2/3)…①～⑨、⑪～⑫の合計額(853,000 円) (助成率 10/10)…⑩の額(2,000 円)
⑭助成対象外経費		109,000 円	人件費 9,000 円(助成対象外分) プロジェクターの購入 100,000 円
事業総額		964,000 円	⑬助成対象経費 +⑭助成対象外経費
内 容		予算額	積算根拠 (内訳)
収入区分	⑦事業収入(参加費、資料代等)	102,500 円	講座参加料 (会場)500 円×20 人×3 回=30,000 円 (オンライン)500 円×35 人×3 回=52,500 円 写真展参加料 500 円×40 人×1 回=20,000 円
	①寄附金	150,000 円	サポーターによる寄附金収入
	⑦補助金収入	0 円	
	⑤協働推進基金助成金	500,000 円	助成金申請額 上限は 50 万円(千円未満切り捨て) ※(①～⑨+⑪～⑫の合計)×2/3+⑩
	⑦団体負担金	211,500 円	事業総額と一致
収入総額		964,000 円	

収支予算書作成の注意点

1 記入における注意点

(1) 内訳はできる限り「単価×数量」で記入してください。

消耗品やコピー用紙等についても規格等が分かるように記入してください。

(2) 会議室等の使用料については、利用区分によって金額が変わる場合があります。「どの部屋をどの区分」で利用するのか分かるように記入してください。

(3) 備品（購入予定価格が50,000円以上（消費税等含む））については、認められません。

※対象経費については、P8「【参考②】新宿区協働推進基金助成金（一般事業助成）対象経費算定基準」を参照してください。

2. 人件費に関する積算方法

賃金台帳・給与明細・雇用契約書等をもとに、以下の計算式に従い、従事者の一人一人について人件費を算出します。

人件費＝時間単価×従事時間

【月額給与の場合】

時間単価＝基本給（賞与、各種手当除く）÷（所定の勤務時間（時間外除く））

※賃金台帳等で時間単価が分かる場合は、その時間単価を用いてください。

- ・ 従事時間は1時間単位で計算してください。
- ・ 最低賃金法で定められている最低賃金を下回らないように注意してください。

3 収支予算書作成のながれ

(1) まずは支出区分の金額を確定します。

ア 支出区分のうち、①から⑩の各項目の内訳の内容を計算してください。

イ 次に、⑪人件費の計上金額を算定します。人件費は**事業費の20%が上限**のため、上記アで計算した金額すべてを計上できない場合もあります。上限額の範囲内で算定した金額を計上してください。なお、超過分は助成対象外経費に計上してください。

【⑪人件費の上限額の求め方】

「①から⑩の合計額」×1/4＝人件費上限額

（例）50万円（①から⑩の合計）×1/4＝12万5千円（上限額）

ウ 事業費に①から⑪の合計金額を記入してください。

エ 次に、⑫ファンドレイジングに関する経費を算定します。こちらも上限額が決まっていますので、すべて計上できない場合もあります。上限額（「事業費（①～⑪の合計）」の**5%が上限**）の範囲内で算定した金額を計上してください。なお、超過分は助成対象外経費に計上してください。

【⑫ファンドレイジングに関する経費の上限額の求め方】

「事業費（①から⑪の合計）」×5/100＝ファンドレイジングに関する経費の上限額

（例）83万5千円（①から⑪の合計）×5/100＝41,750円（上限額）

- オ 次に、⑬助成対象経費を計算します。事業費と⑫の合計金額を記入してください。
- カ ⑭助成対象外経費は、人件費やファンドレイジングに関する経費の上限額の超過分のほか、備品購入費など「本事業に必要なが助成対象とならない経費」を記入してください。
- キ 最後に、⑬助成対象経費と⑭助成対象外経費の合計が「事業総額」になります。

(2) 次に収入区分の金額を確定します。

ア 本事業に対する事業収入（ア参加費収入・資料代等）やその他収入（イ寄附金収入ロ補助金収入等）がある場合は、必ず計上してください。原則として事業収入で不足する部分を助成します。

イ 次に、⑤協働推進基金助成金を計算します。

- ・「①～⑨、⑪～⑫の合計」×2/3（2年目以降は1/2）と「⑩」の合計
- ・上限50万円

上記のいずれか少ない金額の範囲内で計上してください（千円未満切り捨て）。

【助成金申請上限額の求め方】

「①～⑨、⑪～⑫の合計」×2/3(2年目以降は1/2)+「⑩」(上限2万円)=助成金申請上限額
(ただし、50万円以下)

(例)60万円(①～⑨、⑪～⑫の合計)×2/3+2万円(⑩)=42万円⇒上限額以下なのでこの額

(例)80万円(①～⑨、⑪～⑫の合計)×2/3+2万円(⑩)=55万円⇒上限額以上なので50万円

ウ 収入区分のア～イの合計と事業総額（支出の計）を比較してください。

ア～イの合計＞事業総額の場合 ⑤協働推進基金助成金から超過分を差し引いてください。

ア～イの合計＝事業総額の場合 そのままの金額で助成金申請が可能です。

ア～イの合計＜事業総額の場合 ④団体負担金に不足分を計上してください。

(例)ア～イの合計60万円＞事業総額55万円⇒超過分の5万円を助成金から控除

(例)ア～イの合計60万円＝事業総額60万円⇒そのまま

(例)ア～イの合計60万円＜事業総額65万円⇒不足分5万円を団体負担金で計上

※助成額は必ず上限額を申請しなくてはならないわけではありません。また、団体負担金の割合を増加することも可能です。(ただし、その場合も実施後に助成金の増額・追加支払いはできませんのでご注意ください。)

支出区分及び収入区分の金額が決まったら、最後に以下の項目を確認してください。

- ⑩新型コロナウイルス感染症対策経費は、2万円以内におさまっているか。
- ⑪人件費は事業費の20%以内におさまっているか
- ⑫ファンドレイジングに関する経費は事業費の5%以内におさまっているか
- 事業費（①から⑪の合計）や助成対象経費（①から⑫の合計）の金額は正しいか
- ⑤協働推進基金助成金の額（「①～⑨、⑪～⑫の合計」の2/3（2年目以降は1/2）と「⑩」の合計）が上限額50万円以内におさまっているか
- 「事業総額」と「収入総額」が一致しているか

区HPではエクセル版も公開しています。
計算式が入っているのでわかりやすいです。
ご活用ください！



団体概要書（一般）

団 体 名	(ふりがな)	
所 在 地 (主たる事務所)	〒	
代 表 者 氏 名	(ふりがな)	
	連絡者氏名 住所 電話 () FAX e-mail	
設立(活動)開始年月 (法人設立年月)	法人の場合 法人設立 年 月 その他の場合 年 月活動開始 活動歴 年 か月 (年 月末日現在)	
会 員 数 (構 成 員 数)	個人： 団体：	入会条件
主 な 活 動 地 域	東京都 区・市 その他 ()	
広 報 関 係 の 有 無	(会報、広報誌等の発行) 有 (年 回発行) / 無	
	(ホームページ) 有 (URL) / 無	
団 体 の 目 的 (定款の目的)		

<p>主 な 活 動</p> <p>(具体的に記入してください)</p>	<p>新宿区民を対象とした活動</p>
	<p>上記以外の活動</p>
<p>新宿区との連携実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部署名 ・ 連携事例 ・ 連携した内容の詳細

実績報告に必要な書類について

毎年度、事業終了後に以下の書類を提出して実績報告を行って下さい。

【提出書類一覧】

- ① 協働推進基金助成金事業実績報告書（規則第6号様式）
- ② 一般事業収支決算書（要領第4号様式）
- ③ 一般事業自己評価表（要領第5号様式）
- ④ 事業に要した費用の支払い金額が確認できる領収書等（写し可）
- ⑤ 賃金・給与の支払いに係る賃金台帳または給与台帳の写し
- ⑥ アンケート結果

①②③の書類は、様式が決まっています。次ページからの記入例を参考に作成してください。提出がない場合は、助成金を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

*アンケート結果は、集計し、傾向等を分析する等により、わかりやすくして添付してください。必ず添付が必要となりますのでご注意ください。

【提出方法】

混雑緩和のため、事前予約のうえ、必要書類を持参するか、来庁が困難な場合は、区へ連絡のうえ郵送で提出してください。

提出の際は、紙書類とあわせて提出に必要なデータを記録媒体（CD-RやUSBメモリ等）に入れて提出してください。郵送提出の場合は、返却不要な記録媒体で提出してください。

P25人件費、P26領収書の取り扱い
に注意点を記載しています。
申請時にも、確認しておいてください。



記入例

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

新宿区長 宛て

団体名
所在地
(フリガナ)
代表者氏名

代表者印を押印
(助成金交付申請書
の印と同一)

印

新宿区協働推進基金助成金事業実績報告書

新宿区協働推進基金条例施行規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 収支計算額

収 入 _____ 円
(内助成金) _____ 円
支 出 _____ 円

2 助成事業

事業名	〇〇〇〇事業 助成金交付申請書に記入した事業名を記入してください。
実施の日時又は期間	令和3年7月から令和4年3月
対象者の範囲及び人数	〇〇をしている新宿区民 〇名
事業内容	〇〇に対する普及啓発を行うことを目的に、〇〇に関する講座や〇〇に関する写真展を開催した。 各イベントの開催前に運営会議を行い、事業の精査を図った。
具体的な活動状況	活動内容毎に日時、会場、参加者数等を具体的にわかりやすく記入してください。 <ul style="list-style-type: none"> 運営会議の開催（2回） <ul style="list-style-type: none"> 〇月〇日 〇〇センター会議室 〇月〇日 〇〇センター会議室（オンライン） 〇〇講演会の開催（2回） <ul style="list-style-type: none"> 〇〇を対象とした〇〇に関する講座を実施 <ul style="list-style-type: none"> 〇月〇日 〇〇センター会議室 参加者数〇〇人（うちオンライン参加者 〇〇人） 〇月〇日 〇〇センター会議室 参加者数〇〇人 参加者数〇〇人（うちオンライン参加者 〇〇人）

	<p>参加者総数のうち、区民の参加者は〇名。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇写真展の開催（1回） 〇〇に関する写真展を開催 〇月〇日～〇日 〇〇ギャラリー 入場者数〇〇人 入場者総数のうち、区民の参加者は〇名
<p>事業の成果</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>事業によりどのような成果があったか、具体的に記入してください。</p> </div> <p>講演会については当初の目標とした参加者〇名を大きく上回る参加者があり、多くの区民への普及啓発につなげることができた。</p> <p>写真展については、入場者数は目標数を達成できたものの、区民の参加者が約5割程度となった。</p> <p>一方で、アンケート結果から、両イベントともに満足度は80%を超える意見が9割以上となった。参加者からの評価も高く、普及啓発につながったものとする。</p>

一般事業収支決算書

費目		決算額	内 訳
事業費	①使用料及び賃借料	46,000 円	〇〇センター会議室(大会議室 午後)1,000 円×6 回=6,000 円 〇〇ホール(終日) 20,000 円×2 日=40,000 円
	②印刷製本費	15,000 円	チラシ印刷(A4 片面モノクロ) 5 円×1,000 枚=5,000 円 ポスター印刷(A1 片面カラー) 1,000 円×10 枚=10,000 円
	③消耗品費	14,000 円	コピー用紙(A4) 1 円×1,000 枚=1,000 円 封筒(長3)5 円×1,000 枚=5,000 円、プリンタインク代 8,000 円
	④委託費	120,000 円	会場設営料 100,000 円 ポスター作成委託 20,000 円
	⑤講師謝礼	210,000 円	講師謝礼(講座分) 30,000 円×3 日×2 人=180,000 円 講師謝礼(写真展分) 30,000 円×1 日×1 人=30,000 円
	⑥その他謝礼	48,000 円	ボランティア謝礼 2,000 円×4 日×6 人=48,000 円
	⑦交通費	8,000 円	打ち合わせ交通費 1,000 円×2 日×4 名=8,000 円
	⑧保険料	8,500 円	参加者イベント保険料 100 円×85 名=8,500 円
	⑨その他諸経費	84,000 円	郵便代 84 円×1,000 通=84,000 円
	⑩新型コロナウイルス感染症対策経費	2,000 円	手指消毒液代 1,000 円×2 本=2,000 円
	⑪人件費	138,875 円	※事業費の20%以内(138,875 円以内) (団体構成員分)4,000 円×4 人×8 日=128,000 円 (アルバイト分)2,000 円×4 人×4 日=32,000 円 160,000 円のうち、21,125 円は助成対象外事業費へ
事業費(①から⑪の合計)	694,375 円	上記11項目の合計	
⑫ファンドレイジングに関する経費	30,000 円	※事業費の5%以内(34,718 円以内) 寄附金募集ダイレクトメール送料 200 円×150 名=30,000 円	
⑬助成対象経費 (事業費+⑫)	724,375 円	事業費と⑫の合計 (助成率 2/3)… ①～⑨、⑪～⑫の合計額(722,375 円) (助成率 10/10)…⑩の額(2,000 円)	
余剰金 (A)	16,000 円	助成金交付額 50 万円 - (722,375 円×2/3+2,000 円) = 16,417 円⇒16,000 円 * 千円未満切り捨て ⑬助成金交付額 - (①～⑨+⑪～⑫×2/3+⑩)	
⑭助成対象外経費	106,125 円	人件費 21,125 円(助成対象外分) プロジェクターの購入 85,000 円	
事業総額	846,500 円		

収入区分	内 容	決算額	内 訳
	㊦事業収入 (参加費、資料代等)	67,500 円	講座参加料 (会場)500 円×50 人=25,000 円 (オンライン)500 円×50 人=25,000 円 写真展参加料 500 円×35 人=17,500 円
	㊧寄附金	100,000 円	サポーターによる寄附金収入
	㊨補助金収入	0 円	
	㊩協働推進基金助成金交付額	500,000 円	当初助成金交付額
	㊪団体負担金	179,000 円	㊦~㊩の合計が事業総額に足りない場合は、差額分を記入
	収入総額	846,500 円	
余剰金 (B)	0 円		収入総額 - 事業総額

返 還 金	16,000 円	余剰金(A)+余剰金(B)
-------	----------	---------------

収支決算書作成の注意点

1 記入における注意点

- (1) 内訳はできる限り「単価×数量」で記入してください。
消耗品やコピー用紙等についても「どの規格」のものか、分かるように記入してください。
- (2) 会議室等の使用料について、「どの部屋をどの区分」で利用したか分かるように記入してください。

2 人件費に関する精算方法

P27の人件費算定表を参考に、従事者ごとの人件費及び従事時間が分かる資料を作成してください。あわせて賃金台帳または給与台帳の写しを提出してください。賃金台帳等の提出が困難な場合は、従事者ごとに支払い金額の確認できる資料（領収書等）を添付してください。

※ボランティアの方は「その他謝礼」、外部講師の方は「講師謝礼」に計上してください。

3 収支決算書作成の流れ

- (1) まず、収入区分のうち、㊶事業収入㊷寄附金㊸補助金収入㊹協働推進基金助成金交付額を実績に基づいて記入します。

- (2) 次に、支出区分のうち、事業費の決算額を実績に基づいて入力します。

※⑩新型コロナウイルス感染症対策費用の上限額は2万円です。

※⑪人件費及び⑫ファンドレイジングに関する経費は、事業費に基づいた上限額があります。

【⑪人件費の上限額の求め方】

「①から⑩の合計額」×1/4＝人件費上限額

(例) 50万円(①から⑩の合計)×1/4＝12万5千円(上限額)

【⑫ファンドレイジングに関する経費の上限額の求め方】

「事業費(①から⑩の合計)」×5/100＝ファンドレイジングに関する経費の上限額

(例) 62万5千円(①から⑩の合計)×5/100＝31,250円(上限額)

- (3) ⑭助成対象外経費の決算額を実績に基づいて記入してください。

- (4) 「㊹助成金交付額」と「①～⑨と⑪～⑫の合計に助成率2/3を乗じた額+⑩」を比較してください。助成率を乗じた額が㊹助成金交付額より少ない場合は、余剰金(A)として差額が区への返還額になります。

【余剰金(A)の求め方】

助成金交付額－((①～⑨+⑪～⑫)×2/3+⑩)

(例) 50万円(交付額)－(57万円(①～⑨+⑪～⑫)×2/3+2万円(⑩))＝10万円(余剰金(A))

「(①～⑨+⑪～⑫)×2/3+⑩」が助成金交付額を上回っていれば、余剰金(A)は発生しません。

- (5) 「⑬助成対象経費」、「⑭助成対象外経費」及び「余剰金(A)」の合計が事業総額になります。

- (6) 収入額と事業総額との比較を行います。

㊶～㊹の収入額>事業総額：差額が「余剰金(B)」として区への返還金となります。

㊶～㊹の収入額<事業総額：㊸団体負担金に不足額を記入してください。

【余剰金（B）の求め方】

収入額（㉗～㉚の合計）－事業総額

（例）80万円（収入額）－70万円（事業総額）＝10万円（余剰金（B））

【団体負担金の求め方】

収入額（㉗～㉚の合計）－事業総額

（例）80万円（収入額）－90万円（事業総額）＝－10万円

（80万円＋10万円（団体負担金））－90万円（事業総額）＝0円

（7）区への返還金を確定します。上記（4）で算出した「余剰金（A）」と（6）で算出した「余剰金（B）」の合計が区への返還金となります。

最後に以下の項目を確認してください。

- ㉙新型コロナウイルス感染症対策経費は、2万円以内におさまっているか
- ㉚人件費は事業費の20%以内におさまっているか
- ㉛ファンドレイジングに関する経費は事業費の5%以内におさまっているか
- 事業費（㉑から㉛の合計）や助成対象経費（㉑から㉛の合計）の金額は正しいか
- 事業総額と「収入総額＋余剰金（B）」の合計は一致しているか

4 領収書の注意点

事業実績報告時に、原則として全ての領収書（写し可）の提出が必要となります。領収書が提出できない場合や不備がある場合は、助成金を返還していただく場合がありますので、ご注意ください（支出の日時は事業対象期間中のものに限ります）。

なお、下記(1)(2)に該当するものは、領収書に準じたものとして報告することが可能です。

(1) 領収書に準じて取り扱うもの

- ① 切手購入のレシート
 - ・数量、単価、購入日等が明記されていること
- ② ①以外のレシート（次の要件をすべて満たしたもの）
 - ・1万円未満のもの
 - ・領収年月日、店名が明記されていること
 - ・品名、数量、単価等が明記されていること
- ③ 屋号のみが印刷またはゴム印により表示されているもの
 - ・手書きによるものは認定外
 - ・1万円未満のもの

(2) 交通費

従事者等氏名、従事した日、交通経路及び金額が確認できる資料を作成し、団体代表者の証明を受けて提出してください。

(3) その他の注意点

- ア 切手購入以外の1万円以上のレシートや納品書等は、領収書としては取り扱えません。
- イ インターネットで購入される場合は、要件を満たした領収書が発行できること、請求書等の内訳が確認できるものを発行できるか事前に確認してください。
- ウ ポイントカード等の貯まったポイントを使用した購入品は助成対象外経費となります。
- エ 代引による購入の場合、送付先が領収書宛名となることが多いのでご注意ください。
- オ その他、領収書の提出が困難な経費が発生した場合には、必ず地域コミュニティ課までご連絡ください。

記入例

人件費算定表

		人件費計算				時間単価計算				
番号	氏名	種別	時間単価 (円)	従事時間 (労働時間のうち、助成事業に従事した時間) (時間)		人件費 (円)	基本給		所定労働時間 (時間)	時間単価 (円)
				(時間)	(計算式)		基本給 (円)	種別		
例	新宿 太郎	団体構成員 (常勤)	1,142	32	4時間/日 × 8日	36,544	160,000	月給	140	1,142
例	新宿 二郎	臨時職員	1,666	32	4時間/日 × 8日	53,312	5,000	日給	3	1,666
例	新宿 三郎	アルバイト	1,100	4	2時間/日 × 2日	4,400	1,100	時間給		1,100
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
合計額						94,256				

塗りつぶしのセルは計算式が入力されています。

月額給与の方などで、時間単価が確認できない方のみ、入力ください。
時間給の方や時間単価が雇用契約書等から確認できる方は、時間単価に直接入力してください。

【添付資料（従事者への支払いが確認できるもの）】

- ・ 助成事業に従事した月ごとの賃金台帳または給与台帳の写しを添付してください。
- ・ 賃金台帳の提出が困難な場合は、人件費分の領収書を添付してください。

※ボランティア、外部講師の方など団体構成員以外の方は除きます。

記入例

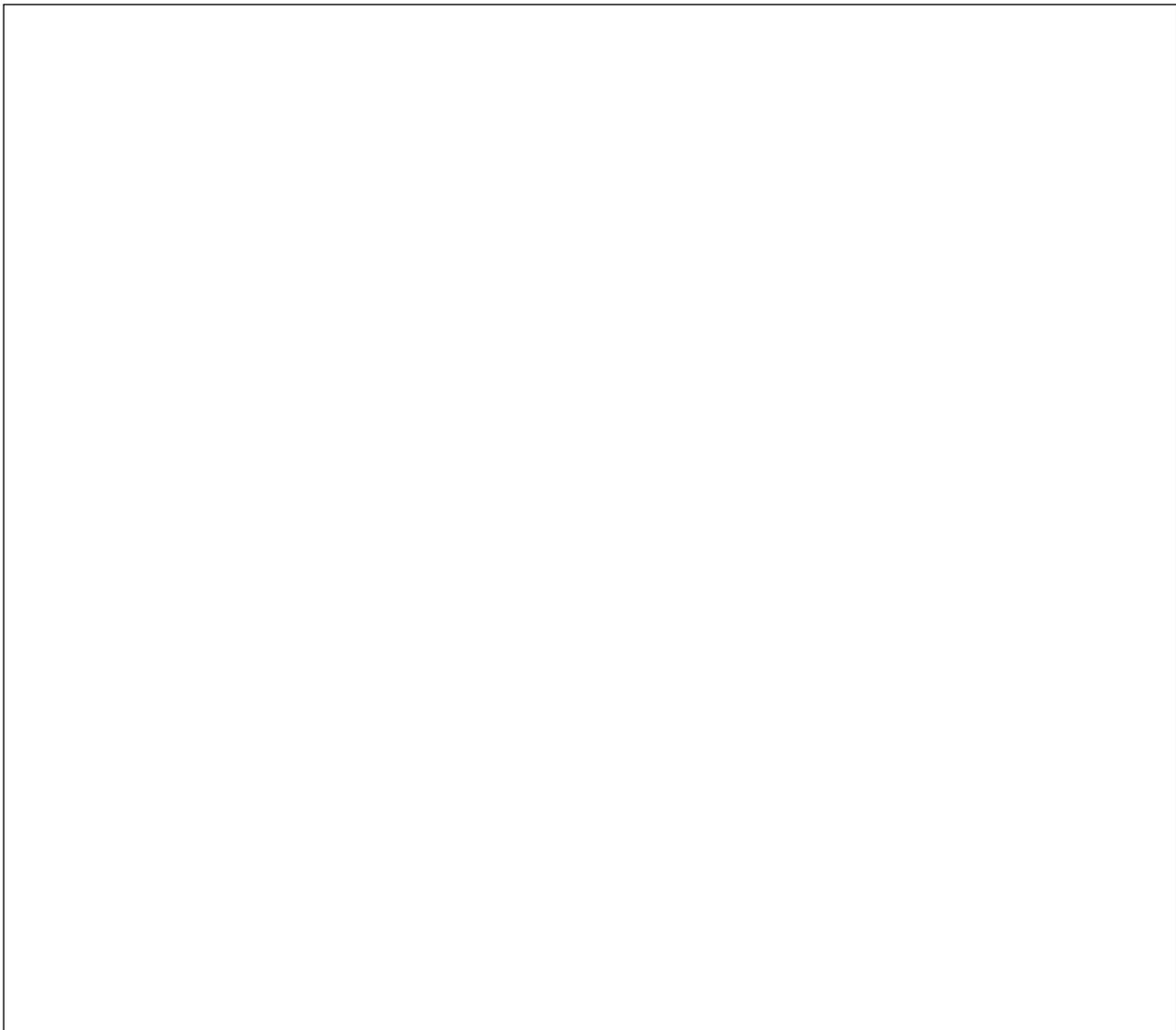
一般事業自己評価表

※事業実施における成果や実施にあたっての課題を記入してください。

評価のポイント	自己評価
事業計画及びスケジュールに沿って事業を実施できたか。	計画通り実施することができた。 講演会后に写真展を開催する工夫をしたことが、イベントの連動につながり、参加者が増加したものと評価する。
実施にあたって、必要な人員体制がとられたか。安全確保がなされたか。	計画通り実施することができた。 新型コロナウイルス感染症対策は、消毒と当日検温を行う職員を配置することで対応した。 また、当日参加者の連絡リストを作成しておき、感染者が発生した際に速やかに連絡がとれる体制を取っていた。
事業を通じて、多くの区民の社会貢献活動の啓発に役立つものとなったか。	本事業の参加者からボランティアの希望が〇名申し出があり、社会貢献活動の啓発につながったものと評価する。
地域課題や社会的課題に対してどのような成果や効果があったか。今後、見込まれる効果はどのようなものか。	参加者数及びアンケートによる満足度からも、事業の目的である〇〇の普及啓発に貢献できたものと評価する。
団体の先駆性や専門性を活かすことができたか。	著名な有識者を招き講演会を開くなど、団体の持つネットワークを活用し実施することができた。
経費見積りは適正だったか。	計画と大きな相違なく実施することができた。
(今回の事業を次年度以降も継続していく場合) 継続性や発展性が期待できるものとなったか。資金確保に努めたか。	本事業をきっかけにボランティアの希望者が出るなど、担い手の育成につながった。 また、費用面においても企業への協賛を働きかけるなど、取り組みを行った。金銭面で支援はなかったものの、チラシの設置等イベントの周知に協力を得ることができた。
事業の実施にあたって、課題や問題点はあったか。どのような対策が考えられるか。	講演会の区民参加者が想定より少なかったことが課題である。広報面において、区報を活用するなどの工夫を図ることが必要である。

その他

- *参加者アンケートの結果を報告してください。
- *事業の成果物(冊子等)、事業の開催時の写真等提出できるものがある場合は、添付してください。



令和3年度一般事業助成事業募集要項(案) 意見書とりまとめ

no	頁	項番/行数など	ご意見、お気づきの点など	対応状況
①		表紙	問合せ先にメールアドレスを記載したらどうか	対応しました。
②		表紙/裏表紙	作成日を入れたらどうか	対応せず。内容がアップデートされる資料等には、最新版が分かるように日付を入れていますが、募集案内は期間中に更新を行わないため、日付を入れておりません。
③		目次	省略されているページ番号も記載したらどうか	記載しました。※同一ページは「#」で対応します。
④		目次	P9以降の資料集の記載を追加したらどうか (例)【資料集】P9-P28 1申請に必要な書類について(P10-P19) 2実績報告に必要な書類について(P20-P28)	目次に追加記載しました。
⑤	1	2 助成対象事業 (1行目)	(文言修正)不特定かつ多数のものの利益 →不特定かつ多数の区民の利益の方が良いのではないか	対応せず。条例施行規則と表記をそろえており、該当箇所は社会貢献活動の説明文のため。
⑥	2	4 助成金の額 [] の中 (3行目)	(誤字)を聞いた上で	を聞いた上で に修正しました。
⑦	2	7 助成のながれ (1)事前相談期間(5行目) など	P2と裏表紙は「URL: http:~」だが、P9は「URL: https:~」になっている。	URL: https:~ に表記を統一しました。
⑧	3	7 助成のながれ (2)申請受付期間(4行目)	(脱字)区へ連絡うえ郵送で	区へ連絡のうえ郵送で に修正しました。
⑨	3 10 20	7 助成のながれ (2)申請受付期間(4行目) 申請に必要な書類について 実績報告に必要な書類について	データ記録媒体について 「CD-R等」ではなく、「USBメモリ等」の方が妥当では。 USBメモリも安価になって返却不要としても問題なくなり、CDドライブのないデバイスが増えてきたので、わざわざ外付けのCDドライブを用意しなければならないとの無用の誤解を招く可能性あり。	CD-RやUSBメモリ等 に修正しました。
⑩	4 25	(7)助成金の確定と清算 収支決算書作成の注意点 2 人件費に関する清算方法	(誤字)助成金の確定と清算 (誤字)人件費に関する清算方法	助成金の確定と精算 に修正しました。 人件費に関する精算方法 に修正しました。
⑪	7	【参考①】新宿区協働推進基金 助成金(一般事業助成)のながれ	「7助成のながれ」の前後に【参考①】の表を入れたほうがよいのではないか	対応せず。「参考①」は、「7助成のながれ」「8助成及び活動内容の公表」に対応しており、「8助成及び活動内容の公表」の後ろに「参考①」が入ると、「9助成事業への支援」のページが分断されてしまい、読み飛ばされる可能性があるため。
⑫	12	②地域課題・社会的課題 [] の中【3行目】 など	(文言修正)記入してください、ご記入ください等、文言が混在している。	記入してください に統一しました。
⑬	23-24	一般事業収支決算書について	事業総額の行が24ページにあるが、23ページにある方が見やすいのではないか	対応しました。
⑭	26	4 領収書の注意点 (1)領収書に準じて取り扱うもの	(文言修正)「郵券」という単語は一般的でなく、誤解を招く可能性があるのではないか	「切手購入」に修正しました。
⑮	26	4 領収書の注意点 (1)領収書に準じて取り扱うもの	文章が不明である。②レシート(郵券購入にかかるもの)には、「1万円未満」という記載がないことについて、③その他の注意点のアの表記と矛盾しているように読める。	分かりやすいように文章を修正し説明を加えました。 ※郵券(切手)購入に関しては、1万円を超えるレシートであっても領収書として取り扱うため、切手代以外のレシートと分けています。

令和3年度協働支援会議等 開催予定(案)

令和3年3月22日時点

会議名	日程	議題
第1回協働支援会議 (一般事業選定)	4月19日(月) 10時～ 12時 本庁舎6階第2委員会室	・委嘱状交付式 ・3年度一般事業助成の状況について ・制度のあり方検討①
第2回協働支援会議 (一般事業選定)	4月26日(月) 14時～ 16時 本庁舎6階第2委員会室	・一般事業助成書類審査にあたっての事前協議
第3回協働支援会議	4月28日(水) 書面会議	・制度のあり方検討②
第4回協働支援会議 (一般事業選定)	5月18日(火) 14時～ 16時 本庁舎6階第2委員会室	・一般事業助成一次選考(書類) ・制度のあり方検討③
第5回協働支援会議	6月1日(火) 14時～ 16時 本庁舎5階大会議室	・制度のあり方検討④
第6回協働支援会議 (一般事業選定)	6月28日(月) 時～ 時	・一般事業助成二次選考(プレゼン)
第7回協働支援会議	7月中旬 時～ 時	・制度のあり方検討⑤
第8回協働支援会議	8月上旬 時～ 時	・制度のあり方検討⑥
協働事業中間点検視察	8月下旬(土日の可能性あり) 時～ 時	・舞はんど舞らいふ(レッスン事業視察)
第9回協働支援会議	9月上旬 時～ 時	・制度のあり方検討⑦
第10回協働支援会議	9月下旬 書面会議	・制度のあり方検討⑧
第11回協働支援会議	10月下旬 時～ 時	・制度のあり方検討⑨
第12回協働支援会議 (協働事業中間点検)	11月上旬 時～ 時	・舞はんど舞らいふ
第13回協働支援会議	11月中旬 時～ 時	・制度のあり方検討⑩
第14回協働支援会議	12月中旬 時～ 時	・制度のあり方検討⑪
第15回協働支援会議	令和4年1月下旬 時～ 時	・制度のあり方検討⑫
第16回協働支援会議	令和4年2月上旬 時～ 時	・4年度新制度募集要項確定
第17回協働支援会議	令和4年3月下旬 時～ 時	・令和4年度について ・3年度協働事業進捗状況調査結果について

令和2年度協働事業進捗状況総括

1 集計結果

【協働事業】（*総事業数は259事業）

【協働事業進捗状況一覧 ①協働の形態】（複数カウント有り）

協働形態	1 共催	2 実行委員会・協議会	3 事業協力	4 委託	5 情報提供・交換	6 その他
事業数	24	30	123	57	60	65

【協働事業進捗状況一覧 ②相手方の選定方法】（複数カウント有り）

相手方の選定理由	1 公募	2 プロポーザル	3 提案・持込	4 その他
事業数	74	9	52	148

【協働事業各部事業数】

総合政策部	総務部	危機管理担当部	地域振興部	東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課	文化観光産業部	福祉部	子ども家庭部	
4	5	24	50	1	34	23	14	
子ども総合センター	健康部	みどり土木部	環境清掃部	都市計画部	新宿駅周辺整備担当部	教育委員会	中央図書館	計
13	26	12	16	14	2	19	2	259

【協働事業進捗状況調査における協働事業数の推移】

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
71	81	121	129	112	104	109	107	104	101	157	195	249	265	264	257	259	259

※H19：調査研究等、一部調査対象から除外したことによる減少

※H25～：調査対象の掘り起しを行ったことによる増加

2 概要

各部・課から令和2年度に実施している259事業について報告があり、「協働の形態」・「相手方の選定方法」をそれぞれ上記のとおり集計した。

令和元年度の259事業から増減はなかった。

【協働事業進捗状況調査 対象事業】

- ① 令和元年度協働事業進捗状況調査において、報告のあった事業で、令和元年度も実施している事業
- ② 上記以外で、区民、地域団体、NPO、企業等と協働で取り組んでいる事業

【各集計結果概要】

① 協働の形態

事業協力が123事業と一番多く、以下、その他、情報提供・交換、委託、実行委員会・協議会、共催の順となっている。

「事業協力」における区の役割内容としては、連携・支援の仕組み作り、広報等のPR面での協力、行政情報の提供、会議・作業場所の提供、機材の貸出などが挙げられる。

② 相手方の選定方法

その他が一番多く、以下公募、提案・持込、プロポーザルの順となっている。「その他」の内訳で多いのは区要綱での規定、契約による業者指定となっている。公募、プロポーザルなど公開された形での相手方の選定方法は、全体の3割近くを占めている。

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
1	総合政策部	企画政策課	継続	自治基本条例の推進	新宿区自治基本条例の更なる周知に努める。	新宿区自治基本条例の更なる周知に努める。	区民 町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO 地区協議会、自治基本条例を推進する区民の会等	平成23年4月～(新宿区自治基本条例施行以降)	その他(今後の協働・連携のあり方など検討)	条例制定に当たって、区民と協働・連携を図って進めてきたので、引き続きともに取り組んでいく。	連携・支援の仕組み作り(今後区として協力できるところは積極的に支援していく。)	その他	新宿区の自治の推進に取り組む。	新宿区の自治を推進するために区民の参加は不可欠であり、今後様々な団体(個人)と連携し、取り組んでいくことが必要。	
2	総合政策部	区政情報課	継続	多様なメディアを活用した区政情報の提供・発信	区政情報サービスの充実。	新宿区地域ポータルサイト「しんじゅくノート」の運営。(サイトの管理運営・保守、コンテンツ取材・編集・配信等)	その他(網フューチャリングネットワーク)	平成21年9月から(「しんじゅくノート」は21年11月仮公開、22年2月本公開)	事業協力情報提供・交換	地域・民間・行政情報を一体的に配信できる地域ポータルサイトの構築・運営のための企画提案プロポーザルで募集。	行政情報提供 広報PR面での協力	プロポーザル	新宿区地域ポータルサイト「しんじゅくノート」の運営(サイトの管理運営・保守、コンテンツ取材・編集・配信等)。	民間企業と協働することで、区だけでは発信できない店舗情報、ロコミ情報、広告を掲載することができる。	
3	総合政策部	区政情報課	継続	区政普及のための出版物の発行及び配布	新宿区くらしのガイド、新宿区地図等を発行・配布し、区政情報、区の歴史・産業等の情報を提供する。	くらしのガイド制作にあたり、広告の募集・掲載における募集方法や広告主や内容の審査基準等について、事業者のノウハウを活用している。なお、事業者の募集する広告を掲載することで区の負担する発行経費の削減を図っている。(くらしのガイドの制作は隔年で実施している。次回制作は令和3年度を予定)	その他(2020年版は網サイネックス)	平成19年4月※くらしのガイド2007年版から	委託	冊子の魅力向上と制作経費削減に向けた検討。	行政情報提供 委託・助成等 その他(行政情報部分の原稿作成、校正)	プロポーザル	紙面構成の提案、特集記事の原稿作成と編集、医療機関情報・広告の収集と編集、印刷。	効果:制作経費の削減。	 2020年版(令和2年版)くらしのガイド
4	総合政策部	区政情報課	実行	広聴活動(若者の区政参画に向けた広聴活動推進)	区内在住の18歳から39歳の若者が、区政への関心を高め、区政への関わりを高めるきっかけづくり・場づくりを目的とする。	しんじゅく若者会議の開催・インターネットによる意識調査の実施	その他(区民)	平成29年4月	情報提供・交換	これまでの広聴活動において若者の区政参加が課題となっていたため	事業企画への参加 情報収集 行政情報提供	公募 その他(無作為抽出による募集)	しんじゅく若者会議への出席 しんじゅく若者意識調査への協力	区政全般について、若者の意見・要望を反映すること	 令和元年度しんじゅく若者会議の様子
5	総務部	総務課	実行 継続	平和啓発事業の推進(平和派遣者との協働事業)	平和啓発の推進。	平和啓発事業の計画・実施。(平和派遣報告会、平和講演会・映画会、すいとんの会、平和マップウォーキング等)	その他(新宿区平和派遣の会)	平成2年	共催	平成2年に平和派遣者で会を発足し、区と協働で報告会を開催するようになった。	情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等 人員の応援	その他	事業の企画、地域でのPR、会場準備、当日の進行、講師との調整等。	準備段階での支援を区が行い、当日は会が主体となって実施している。双方の役割分担は明確であり、スムーズに運営されている。	
6	総務部	総務課	継続	成人の日のつどい	成人を迎えた若者たちの門出にあたり、区内在住の新成人が集い、成人の日を祝う。	地区育成委員会、明るい選挙推進委員、通訳ボランティア等の区民ボランティアに協力してもらい、事業を実施する。	地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) その他(地区育成委員会、明るい選挙推進委員等)	昭和44年度	事業協力	不明	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 イベント会場確保等 機材貸出等 委託・助成等	公募 その他(ボランティア募集)	通訳、会場整理、受付等。	地区青少年育成委員会や区民等のボランティアの方に、会場整理、受付、手話通訳、着付け等の協力をしてもらうことで、区職員だけでは人手が足りない部分を補っていただき事業を円滑に実施することができる。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
7	総務部	総務課	継続	たばこ商業協同組合への事業助成	路上喫煙禁止や喫煙者のマナーの向上を図るとともに、吸い殻のポイ捨てのないきれいなまちづくりを進める。	環境美化活動、喫煙者のマナー向上啓発活動。	地域団体(協力団体など)その他(新宿文京たばこ商業協同組合)	平成3年度	事業協力	不明	連携・支援の仕組み作り 機材貸出等 委託・助成等 人員の応援	その他	区は、団体に助成金を交付し、団体は当該助成金を利用した啓発キャンペーン等を実施することにより、路上喫煙の禁止や喫煙マナー向上の働きかけを、直接、喫煙者に行っている。	効果:たばこのポイ捨てのないきれいなまちづくりを進めることができる。 課題:健康志向の高まり等により、たばこ販売数が数年前に比べると減少し小売店も減る傾向にある中、より効果の高い環境美化活動、啓発活動のあり方を、区と団体でともに考えていくことが必要。	
8	総務部	総務課	継続	新年賀詞交歓会	新年にあたって、区内各種団体の役員等を招待して、新年の賀詞を交歓し、併せて区政の発展を祝う。	名誉区民による舞台披露、新宿区合唱連盟による歌唱、江戸消防記念会による木遣り。	地域団体(協力団体など)その他(名誉区民、新宿区合唱連盟、江戸消防記念会)	昭和41年度	事業協力	不明	事業企画への参加	その他	区が主催する式典で、相手側の名誉区民や団体自身が主体となって舞台(演目)を披露する。区は舞台披露に要する会場や設備を整える。	上記団体等の協力を得ることは、新年を祝い、互いの親睦を深める場として効果的である。	
9	総務部	税務課	継続	税に関する正しい知識の普及啓発	税務行政の協力団体への助成を通じた、税知識の普及ならびに納税思想の普及・啓発。	納期内納税等、各種広報活動。中学生を対象とする税の作文の募集・展示。	地域団体(四谷税務署管内納税貯蓄組合連合会、新宿納税貯蓄組合連合会)	昭和26年	事業協力	区税の納期内納付及び区税の納税推進に関する事業への補助を通じて、納税に対する意識の高揚を図っていく必要が生じたため。	広報PR面での協力イベント会場確保等 委託・助成等 人員の応援	その他(要綱)	税知識の普及ならびに納税思想の普及・啓発。	納税貯蓄組合連合会は、税知識の普及や納税思想の普及・啓発のために区の税務行政の協力団体として様々な事業を行っており、このような団体への助成により、税の正しい知識の普及啓発に大きく寄与している。	 税の作品展 (区役所本庁舎1階ロビー)
10	危機管理担当部	危機管理課	実行継続	安全推進地域活動重点地区の活動強化	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進のため。	区が主催する地域安全マップ作成研修会・防犯活動推進連絡会のほか、各種防犯資器材等の配布を実施して、重点地区の防犯意識と防犯力の向上に努める。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体)	平成15年6月	事業協力	新宿区民の安全・安心の推進に関する条例の施行。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 機材貸出等 委託・助成等	提案・持込	各種団体の区域内における自主防犯活動の実施。	区だけでは、犯罪件数の減少や体感治安の向上は難しい。そのため、区内の各種団体との協働により、地域の防犯意識と防犯力の更なる向上が見込まれる。 重点地区の活動を更に活性化していくため、連絡会の内容や、重点地区への支援の方法について調査研究していく必要がある。	
11	危機管理担当部	危機管理課	継続	事業所と地域の連携推進	新宿駅周辺地域の事業者や行政機関等の連携により、当該地域の防災力向上を図る。	新宿駅周辺地域の事業者や行政機関等で構成する新宿駅周辺防災対策協議会を運営し、セミナーや講習会、訓練を実施する。また、クリアファイルやポスター等により、新宿ルール及び行動指針の周知啓発活動を行う。	地域団体(協力団体など)その他(新宿駅周辺防災対策協議会)	平成14年3月(区による母体となる団体の設立)	実行委員会・協議会 事業協力 委託	平成13年度の区による母体となる団体の設立。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 委託・助成等	その他	新宿駅周辺地域防災対策協議会の運営への参画及び、セミナーや講習会、訓練等への参加。周知啓発活動の実施。	新宿駅周辺の事業者間で問題意識や課題の共有を図り、セミナーや講習会、訓練等を行政と事業者等が連携して実施することにより、地域の防災力が向上する。	
12	危機管理担当部	危機管理課	継続	防災区民組織の育成219組織	防災区民組織に対して、組織独自の防災活動(自主防災訓練・勉強会・資機材整備等)に必要な助成金を交付することにより、組織の育成及び活動能力の向上を図り、地域における自主防災体制の確立・強化を目的とする。	防災区民組織に対し、活動助成金を交付する。	その他(防災区民組織(町会自治会等))	平成11年4月	事業協力	各防災区民組織からの申込みによる。	行政情報提供 会議作業場所提供 機材貸出等 委託・助成等	その他(申込み)	災害用備蓄物資の配備、防災訓練及び防災勉強会等の自主的な防災活動の実施。	災害用備蓄物資選定等の助言及び防災訓練等の指導・協力により、各地域の防災力向上が図られる。一方、地域防災の担い手の高齢化・偏在化は大きな課題である。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
13	危機管理担当部	危機管理課	継続	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進のため。	防犯カメラに関する補助金(設置・維持管理)の助成、警察等との各種キャンペーン、落書き消去剤の貸与、各種犯罪被害防止啓発物品の配布を実施して、区内の防犯意識と防犯力の向上に努める。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体)	平成15年6月	事業協力	新宿区民の安全・安心の推進に関する条例の施行。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 機材貸出等 委託・助成等	提案・持込	各種団体の区域内における自主防犯活動の実施。	区だけでは、犯罪件数の減少や体感治安の向上は難しい。そのため、区内の各種団体との協働により、地域の防犯意識と防犯力の更なる向上が見込まれる。防犯カメラの設置促進のほか、設置後の継続的な運営に対する支援や、地域協働による活動を、いかに活性化させていくかが課題である。	
14	危機管理担当部	危機管理課	継続	防災会議等の運営等	災害対策基本法第16条に基づき新宿区防災会議を運営し、新宿区地域防災計画の修正や、防災に関する重要事項を審議する。	新宿区地域防災計画を修正する。区の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。	地域団体(協力団体など) その他(四谷消防団、牛込消防団、新宿消防団、新宿区医師会、新宿区歯科医師会、新宿区薬剤師会、自主防災組織構成者、学識経験のある者)	平成8年6月	情報提供・交換	法定のため	その他(法定)	その他(条例の規定)	防災会議での修正方針を基に新宿区地域防災計画の修正を図る。区の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、区長に意見を述べる。	防災会議での修正方針を基に新宿区地域防災計画の修正、区の地域に係る防災に関する重要事項の審議などを行うことで、防災力を向上させる。	
15	危機管理担当部	危機管理課	継続	災害時要援護者対策の推進	「新宿区災害時要援護者名簿」登録者へ家具転倒防止対策を行う。また、要配慮者向けに要配慮者防災活動マニュアル「いざ大地震に備えて」の改定と配布を行う。	「新宿区災害時要援護者名簿」登録者に対して、家具転倒防止対策を行う(器具5点まで無料)。	町会・自治会 避難所運営管理協議会 民生委員・児童委員 警察署 消防署等	平成19年4月	事業協力 情報提供・交換	災害時要援護者の支援体制づくり。	連携・支援の仕組み作り 広報PR面での協力	その他	事業の周知協力。	災害時要援護者名簿への登録勧奨を行うとともに、制度に対する理解を広く求め、地域の支援体制を整備する。	
16	危機管理担当部	危機管理課	継続	家具類転倒防止対策の推進	地域防災計画に掲げる安全な都市づくりの実現のために、具体的な地震対策として、家具類転倒防止対策を推進する。	家具類転倒防止対策の推進。	町会・自治会 避難所運営管理協議会 民生委員・児童委員 消防署等	平成23年10月	情報提供・交換	事業の周知を図る。	行政情報提供	その他	事業の周知協力。	地域団体や組織を通じ、様々な機会を捉えて家具転倒防止の重要性について普及啓発を図ることができる。	
17	危機管理担当部	危機管理課	継続	防災思想の普及	防災講演会や防災講座の開催及び防災啓発冊子やパンフレット等の配布を行い、区民の防災意識の向上を図る。	防災講演会については、企画運営の専門事業者と連携して実施する。	その他(委託業者)	不明	委託	専門事業者との連携等により、一層効果的な講演会が実施できるため。	連携・支援の仕組み作り 広報PR面での協力 講演会会場確保等 委託・助成等 人員の応援	その他(見積競争)	講演会の企画運営。	専門事業者のノウハウの活用により集客力が高まるとともに、効果的な防災啓発を行うことができる。	
18	危機管理担当部	危機管理課	継続	災害訓練等の実施	区民一人ひとりが災害発生時において、自分や家族の安全を守るための行動を考えると共に、地域防災力の強化を図る。	事業の実施。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) 防災区民組織、防災関係機関、学校、事業者、避難所運営管理協議会等	不明	実行委員会・協議会	不明	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等 人員の応援	その他(地縁)	企画、立案、実施について中心的な役割を果たしている。	地域住民、事業者、学校、防災関係機関が連携し、地域の実情に応じた防災訓練を継続して行うことで、災害等発生時の人的物的被害を減らすことが可能となる。運営組織の高齢化と若年層の参加の促進が課題である。	 避難所訓練の様子

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
19	危機管理担当部	危機管理課	継続	備蓄物資の購入及び備蓄倉庫の維持管理	災害時、備蓄物資の円滑な供給に資するため、消費期限等が到来する物資の更新及び物資を保管する各備蓄倉庫の維持管理を行う。	備蓄物資の運搬等において、委託業者と調整して効率的な作業を行っている。	その他(委託業者)	不明	委託	専門業者に委託等を行うことで、物資を効果的・効率的に運搬できるため。	備蓄物資と倉庫の管理等	その他(見積競争)	備蓄物資の運搬作業等。	専門業者に委託等を行うことで、物資を効果的・効率的に運搬できる。	
20	危機管理担当部	危機管理課	継続	防災活動拠点の維持管理	災害時の応急活動拠点として、防災施設の管理運営を行う。	防災施設の管理運営(維持修繕工事、資材運搬)を、業者が行う。	その他(業者)	不明	委託	建築物の維持管理を、専門知識及び技術のない職員のみで行うのは困難なため。	委託・助成等	その他(見積競争)	工事、運搬等の現場作業。	工事、運搬等を業者が行うことにより、適正な維持管理が行われる。	
21	危機管理担当部	危機管理課	継続	各種団体への事業助成(防火防災協会 3協会)	区内の防火防災協会が実施する地域住民に対する防火防災事業を支援し、災害に強い地域防災体制を構築する。	補助対象事業に係る経費の2分の1以内を補助。	地域団体(協力団体など) 四谷防火防災協会、牛込防火防災協会、新宿防火防災協会	平成3年度	事業協力 情報提供・交換	防火防災知識の普及、啓発を効果的に行うため。	行政情報提供 委託・助成等	その他	防火防災知識の普及、広報防災週間、火災予防運動等の広報事業。 地域の防火防災力の向上に資する事業。	区、消防署、防火防災協会の三者が協力・連携することにより、効率効果的な防火防災知識の普及啓発を行えるとともに、強固な地域防災体制が構築できる。	
22	危機管理担当部	危機管理課	継続	各種団体への事業助成(防犯協会 4協会)	区内の防犯協会に対して助成金を交付し、地域の防犯活動を支援することを目的とする。	補助対象事業に係る経費の2分の1以内を補助。	地域団体(協力団体など) 牛込防犯協会 新宿防犯協会 戸塚防犯協会 四谷防犯協会	昭和39年度	事業協力 情報提供・交換	不明	行政情報提供 委託・助成等	その他	防犯知識の普及、広報活動。	地域防犯活動を行う防犯協会と協働することにより、警察との連携も高まり、地域住民に対する防犯知識の普及、啓発を目的とした広報活動やイベントを効果的に行うことができる。	
23	危機管理担当部	危機管理課	継続	地域の初期消火体制等の確立(消火器の配備(地域配備消火器の維持管理))	震災時及び平時の火災に対する初期消火態勢を確保するために、消火器の維持管理を行う。	住民の所有の土地に消火器を配備する。	その他(区民)	不明	事業協力	地域配備消火器を設置し初期消火体制を整備するため。	その他(消火器の設置と維持管理)	その他(申し出)	消火器の設置場所の提供。	地域配備消火器をより効果的に配備することで地域の初期消火体制等が確保される。	
24	危機管理担当部	危機管理課	継続	地域の初期消火体制等の確立(各種水利の維持管理(小型防火貯水槽))	小型消防ポンプの水利として活用する小型防火貯水槽及び水利標識の維持管理を行う。	消防団へ小型消防貯水槽の点検を委託する。	その他(消防団)	不明	委託	消防団は地域の住民であり、また、地域防災のリーダーであるため。	委託・助成等	その他(特命 随意契約)	区内に設置している小型貯水槽を点検する。	小型ポンプに精通し、地域に密着した組織である消防団に点検を委託することで、震災時の初期消火体制がより強固になる。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
25	危機管理担当部	危機管理課	継続	地域の初期消火体制等の確立(各種水利の維持管理(井戸))	災害時の生活用水・消防水利を確保する。	民間所有の井戸を災害時協定井戸に指定する。	その他(区民)	不明	事業協力	災害時の生活用水・消防水利を地域で確保するため。	委託・助成等	提案・持込	区と協定を締結し、災害時には生活用水等として区民等へ提供する。	災害時に不足する生活用水・消防水利の確保ができる。	
26	危機管理担当部	危機管理課	継続	地域の初期消火体制等の確立(小型消防ポンプの保守点検)	防災区民組織に配備している小型消防ポンプの保守点検を行い、地域の初期消火体制を確立する。	消防団に小型消防ポンプの保守点検を委託する。	その他(消防団)	不明	委託	消防団は地域の住民であり、また、地域防災のリーダーであるため。	委託・助成等	その他	小型消防ポンプの点検。	消防団は消防ポンプの操作・機能等を熟知していることから、適正な点検を行うことができる。また、小型消防ポンプの配置位置等を把握することにより、災害時の迅速な初期消火が実施できる。	
27	危機管理担当部	危機管理課	継続	消防団活動への振興助成(消防団への事業助成)	消防団の各種防災事業の支援を通じ、地域防災力の向上を図る。	消防団活動における管理運営助成及び消防団福祉共済団体保険料の負担。	その他(消防団)	不明	その他	消防団活動の充実・強化を図り、地域防災力の向上を図るため。	委託・助成等	その他	消防団員への教育訓練、地域住民への防災訓練指導、消防団員募集活動を通じて、地域防災力の向上を図る。	地域防災のリーダーである消防団活動を支援することにより、地域防災力の向上が図られる。	
28	危機管理担当部	危機管理課	継続	消防団活動への振興助成(消防団用具等の購入)	消防団活動に必要な資器材等を助成することにより、消防団の育成及び活動能力の向上を図ることを目的とする。	各消防団へ必要な資器材等を助成する。	その他(消防団)	平成8年11月	その他(資器材助成)	消防団の活動能力等の向上を図り、地域の安全・安心を確保するため。	委託・助成等	その他	助成された資器材を活用し、活動能力の向上を図る。	消防団の活動能力が向上し、地域防災力の向上が図られる。	
29	危機管理担当部	危機管理課	継続	消防団活動への振興助成(優良消防団員表彰等(優良消防団員表彰等))	消防団員表彰等を通じ、消防団員の意識向上を図る。	優良消防団員への表彰、消防団操法大会での区長賞の授与等。	その他(消防団)	不明	その他(表彰)	消防団員の意識高揚を図るため。	その他(表彰)	その他	優良消防団員として、表彰されるように消防団活動に精励すること。	消防団員表彰等を通じ、消防団員の意識向上が図られた。	
30	危機管理担当部	危機管理課	継続	消防団活動への振興助成(優良消防団員表彰等(消防団員家族観劇会))	消防団員とその家族に対する慰労。	消防団員とその家族を観劇会等に招待する。	その他(消防団)	不明	その他(招待)	各消防団員とそれを支える御家族に区として感謝の意を表すため。	その他(招待)	その他	観劇会への参加を通じ、消防団活動への意欲を持ってもらうこと。	各団員の献身的な地域貢献の姿勢と高い防災意識・共助意識、また、それを支える家族へ敬意と慰労の意を表し、消防団の意識の向上が図られる。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

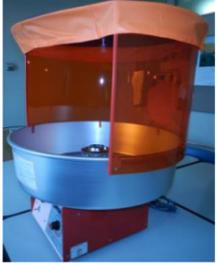
令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
31	危機管理担当部	危機管理課	実行	マンション防災対策の充実	マンションにおけるマンション管理組合などを中心とする自主防災組織等の体制づくりを強化するなどし、災害対応力の向上を図る。	長周期地震動シミュレータ訓練の実施やマンションの勉強会へ参加するなど、マンション住民の防災意識の向上を図る。 また、マンション管理組合等による自主防災組織の結成を支援するため、防災資機材等の現物支給制度を実施する。	その他(各マンション管理組合・避難所運営管理協議会等)	平成28年4月	情報提供・交換	事業の特性上、マンション管理組合等協働の相手との協力が不可欠なため。	マンション自主防災組織への資機材支援、防災講話、長周期地震シミュレータ訓練の実施	その他	マンションにおける自主防災訓練や自主防災組織の結成。	マンション居住者一人ひとりの防災対策の充実及び組織化によるマンション防災の強化が図られる。	
32	危機管理担当部	危機管理課	実行 継続	客引き行為防止等の防犯活動強化	公共の場所における客引き行為等を防止し、区民生活の平穏を保持し、安全で安心な地域社会の実現を図る。	「新宿区安全・安心パトロール隊」業務委託・客引きしない宣言店ステッカーの交付。	町会自治会 地域団体 その他(東京青年会議所、商店街振興組合、警察)	平成28年4月	委託	新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例の施行。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 広報PR面での協力 イベント会場確保等 委託・助成等 人員の応援	プロポーザル	客引き防止パトロール業務従事。	区・地域団体・警察との三位一体となった合同パトロールを実施する際に、パトロール隊とも連携することにより、より効果的な客引き行為等の防止活動を実施することができる。今後、悪質・巧妙化する客引きに対し、与えられた権限の中でどのように対策・取締りを行っていくかが課題となる。	
33	危機管理担当部	危機管理課	実行	多様な主体との連携による多世代への防災意識の普及啓発 (※地域防災の担い手育成)	若年層、外国人、要配慮者等幅広い層への防災意識の普及及び地域防災の担い手育成。	多様な層への防災思想の普及(しんじゅく防災フェスタの企画・実施) 地域防災の担い手育成(区の一次避難所となっている高等学校生徒の避難所訓練への参加及び地域住民との意見交換)。	社協 町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO その他(障害者団体、民間事業者)	平成31年4月	事業協力	平成28年度から30年度まで、協働提案事業として実施してきた地域防災の担い手育成事業を平成31年度以降も引き続き実施することとなったため。	連携・支援の仕組み作り 会議作業所提供 イベント会場確保等 機材貸出当 その他(防災イベントの企画・調整・開催)	その他(設営業者は入札、その他イベント開催に係る企画・調整等は区が実施。)	防災イベントへの出展・周知協力。関係機関との調整。	外国人、乳幼児、要配慮者、学生、災害ボランティア等、様々な主体とのつながりを持つ区内の団体との協働により、それぞれの団体の専門分野を生かし、多様な層への防災意識の普及啓発が可能となる。 また、地域の顔の見える関係が推進され、自助・共助による地域防災力が向上する。	 イベントの様子(しんじゅく防災フェスタ2019)
34	地域振興部	地域コミュニティ課	継続	公衆浴場の支援(公衆浴場設備費等助成)	浴場組合が実施する活性化モデル事業に補助することにより、利用者増加を図り安定的な浴場経営を支え、転廃業を防止し区民の入浴の機会を確保することを目的とする。	東京都浴場組合新宿支部が実施する区内公衆浴場の活性化のための事業に補助する。	地域団体(協力団体など) 東京都公衆浴場生活衛生同業組合新宿支部	平成24年4月	事業協力	東京都公衆浴場生活衛生同業組合新宿支部からの要望による。	広報PR面での協力	その他(要綱)	区イベントへの協力。	公衆浴場設備の老朽化や経営者の高齢化、後継者不足など、公衆浴場経営は今後も厳しい状況にあると予想される。利用者の拡大を図るための経営者の自助努力に期待するとともに、設備更新の費用や公衆浴場活性化のための事業に補助金を交付することで、区民の入浴機会の確保、健康増進や地域コミュニティの存続を担う公衆浴場の転廃業の防止を図りたい。	
35	地域振興部	地域コミュニティ課	実行 継続	協働推進基金を活用した一般事業助成	NPO等の社会貢献活動に資金助成を行い、NPO等の特性を活かした区民サービスの向上を図る。	区民・事業者等からの寄附金を活用した「新宿区協働推進基金」により、NPO等に対し、区民を対象とした非営利活動事業に資金助成を行う。	NPO法人 その他(任意団体等)	平成30年4月 (NPO活動資金助成は平成16年7月)	事業協力 情報提供・交換 その他(事業費補助)	16年3月に策定した「新宿区・地域との協働推進計画」の仕組みづくり推進プランの具体化を図るもので、多くの区民・事業者によって支えられた基金の活用により、NPO等の専門性、柔軟性を活かした事業を支援し区の課題解決を図る。	連携・支援の仕組み作り 行政情報提供 広報PR面での協力 イベント会場確保等 委託・助成等	公募	区民・事業者等から寄附という形でボランティア参加をしてもらい、NPO等は、区民を対象とした社会貢献事業を実施する。	効果:NPO等が持つ先駆性・専門性などを活かした事業の支援により区民サービスの向上が図れる。 課題:新規団体の発掘、助成対象団体の拡大、趣旨普及のさらなる促進。また、コロナの影響下でも審査を継続していく方法を協働支援会議にて協議していく必要がある。	
36	地域振興部	地域コミュニティ課	実行 継続	協働支援会議の運営	区の各分野でNPO等との協働を推進するための仕組みづくりと具体的な問題を協議する場として「協働支援会議」を設置・運営する。	一般事業助成・協働事業助成の審査、協働事業評価と協働を推進するためのしくみづくり。	社協 NPO その他(公募区民) 協働支援会議	平成16年7月	その他(委員会形式の会議体)	平成16年3月に策定した「新宿区・地域との協働推進計画」の仕組みづくり推進プランの具体化を図るもので、協働を推進するための仕組みづくり及び協働の過程で生じる具体的な問題を協議する場として「中間支援組織」の役割を果たす機関としての会議体を設置し、協働を推進する環境を整えるものである。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供 会議作業所提供 その他(事務局として会議を運営)	公募 その他(選任)	協働の過程で生じる具体的な問題を協議して報告する。また、一般事業助成・協働事業助成の審査、協働事業提案制度の課題検証・検討、協働事業提案実施事業の評価を行う。	効果:会議の専門性を活かした助言を受け、協働推進の課題の改善することにより、NPOとの協働事業が拡大し、区民サービスの向上が図れる。 課題:協働事業の評価等を踏まえた新宿区にふさわしい協働のあり方。コロナの影響下でも、協働推進事業の協議を継続して行うために、書面会議やリモート会議等新たな手法を取り入れながら運営をしていく必要がある。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業										令和2年度より追加した事業		協働事業提案制度を活用して実施した事業		(令和2年12月16日時点)	
No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
37	地域振興部	地域コミュニティ課	継続	新宿NPO協働推進センターの管理運営	区内において社会貢献活動を行うNPOや様々な地域団体等との協働の取り組みを推進し、多くの地域課題の解決を図るための活動拠点として設置。指定管理者による管理運営を行う。	施設の貸出しの他、社会貢献活動に関する情報の収集・発信、各種相談、NPOの活動基盤を強化し自立性を高めるための講座、地域団体や企業とNPOとの交流事業を実施。	その他(指定管理者)	平成25年4月	共催 実行委員会・協議会 事業協力 委託 情報提供・交換	指定管理者の指定。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協力 機材貸出等 委託・助成等	プロポーザル	施設の管理運営・指定管理事業の実施。	効果:社会貢献活動団体が、情報共有・連携・協力していくことにより団体活動の充実と安定、発展を図ることができる。また、講座実施に際しては、区内NPOのニーズに即した事業実施が可能になる。 課題:センター稼働率の向上。	
38	地域振興部	地域コミュニティ課	継続	協働促進のための情報提供	地域を支える多様な主体の活動や協働と参画によるまちづくりへの区民の一層の理解・参加を図るため、冊子編集講座を開催し、協働事業の紹介冊子の作成を行う。	公募した区民と一般事業助成事業・協働事業提案制度実施事業等を取材し、協働事業普及啓発冊子を作成。※令和2年度はコロナによる影響で中止。	ボランティア(個人・団体) 公募区民	平成21年10月 試行実施(協働事業普及啓発冊子作成)	実行委員会・協議会	協働推進基金・協働事業の趣旨普及を図るにあたって、その対象である区民とともに取材・冊子作成をすることで、区民目線でよりわかりやすい冊子の作成が期待できるため。	情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 委託・助成等	公募	編集講座への出席、取材記事作成・レイアウト検討。	効果:区民目線で読み手にとってわかりやすい冊子の作成ができる。公募区民が取材活動を通じて、NPO活動・協働事業への関心が高まる。 課題:公募区民の確保。コロナの影響下においても、事業を実施するために、リモート会議等新たな手法を検討していく必要がある。	
39	地域振興部	地域コミュニティ課	実行 継続	協働事業提案制度の推進	新宿区協働事業提案制度は、NPO等の専門性や柔軟性等を生かした事業の提案を募集し、新宿区とNPO等が「協働の基本原則」(平成16年3月策定「新宿区・地域との協働推進計画」)に基づいて事業に取り組むことで、地域課題の効果的・効率的な解決を図ること、また、適切かつ確実に事業を行える自立性と実行力のあるNPO等の育成を促進することを目的とする。	ボランティア団体・NPOなどの地域活動団体から、その専門性や柔軟性を活かした事業の提案を公募し、審査の結果、選定された事業を地域活動団体と区が協働して実施する。新総合計画の策定に向けて、これまでの協働事業制度を見直し、平成30年度より新たな支援制度(協働事業助成)を実施しているため、審査は行わず、平成28年度に採択された1事業(3年目)を令和元年度末まで実施。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア NPO その他 (NPO法人や地域活動団体等の社会貢献活動団体)	平成18年6月	事業協力 委託 情報提供・交換	平成16年3月に策定した「新宿区・地域との協働推進計画」の仕組みづくり推進プランの具体化を図るもので、協働支援会議において審査がされ、平成18年3月導入について報告書の提出を受けた。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 委託・助成等	公募	選定された提案事業について区と協働で実施する。	効果:NPO法人、ボランティア団体、地域団体等の社会貢献活動団体が、専門性や柔軟性を活かして区と協働して事業を実施することで効果的・効率的な解決を図り、多様化する地域の課題や区民ニーズに対応することができる。 課題:事業実施効果の把握方法。	
40	地域振興部	地域コミュニティ課	実行 継続	協働推進基金を活用した協働事業助成	NPO等の多様な団体が実施する地域課題の解決に向けた事業に対して助成を行うことにより、多様な主体との協働の推進を目指す。	ボランティア団体・NPOなどの地域活動団体から、その専門性や柔軟性を活かした事業の提案を公募し、審査の結果、選定された事業を地域活動団体と区が協働して実施する。 ※令和2年度は審査中止。令和2年度に実施を予定していた元年度採択事業(1年目)は令和3年度へ延期した。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア NPO その他 (NPO法人や地域活動団体等の社会貢献活動団体)	平成30年4月	事業協力 情報提供・交換	新総合計画の策定により、これまでの協働事業提案制度が見直しされ、新たな制度として実施。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 委託・助成等	公募	選定された提案事業について区と協働で実施する。	効果:NPO法人、ボランティア団体、地域団体等の社会貢献活動団体が、専門性や柔軟性を活かして区と協働して事業を実施することで効果的・効率的な解決を図り、多様化する地域の課題や区民ニーズに対応することができる。 課題:コロナの影響下でも審査を継続していく方法を協働支援会議にて協議していく必要がある。	
41	地域振興部	地域コミュニティ課	継続	住居表示の実施・維持管理	判りやすい住所表記にするために、住居表示を実施し、区民の利便向上を図っていく。	街区案内板をNPOとの協働により、新しいものに建替えていく。	NPO 特定非営利活動法人日本ソフトインフラ研究センター	平成19年4月	委託	近隣区及び他課(危機管理課等)への協働提案による。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供	提案・持込	街区案内板の設計・設置・維持管理。	NPOとの協働による案内板の設置・維持費用は広告収入によるが、広告主が見つからないものも多く、新規設置件数が伸び悩んでいる。	
42	地域振興部	地域コミュニティ課	継続	地域活動への支援	地域のコミュニティづくりとコミュニティ活動を活性化すること。	地域団体の活動や地域情報等を周知する広報紙やチラシ等を印刷するための印刷機の貸出しや地域活動援助物品として地域のイベントやコミュニティ活動等で利用できる物品の貸出し及び管理。	地域団体(協力団体など) 地域センター管理運営委員会	平成元年9月	委託	指定管理者制度導入。	広報PR面での協力 機材貸出等 委託・助成等	その他(非公募)	貸出物品購入の希望調査、物品の管理及び貸出しに係る事務。	通常の勤務時間外の対応が可能。事業内容及び貸出物品の選定について、より広く地域の意見を反映する方法の検討。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
43	地域振興部	地域コミュニティ課	継続	地域センターの管理運営	地域センターを設置し、会議、集会その他文化的活動等の場を提供し、区民相互の交流を通じた地域における区民のふれあいと連帯意識の形成を図る。	地域センターの施設貸出、コミュニティ事業の実施。	地域団体(協力団体など) 地域センター管理運営委員会	平成18年4月	その他(地域センターの運営は指定管理者である地域センター管理運営委員会が行う)	地域センター管理運営委員会が指定管理者に指定されたため。	事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等	その他(非公募)	地域センターの施設貸出、コミュニティ事業の実施。	地域センター管理運営委員会は地域の多様な立場の委員で構成されており、地域に根差し、利用者の立場に立ったサービスが提供されている。	
44	地域振興部	地域コミュニティ課	継続	新宿区地域コミュニティ事業助成	区民主体の地域活動団体が行う、地域全体の課題解決、安全安心なまちづくり及び地域交流の促進に向けた取組みに対して支援を行い、地域コミュニティの活性化や絆づくりを推進していくため。	① 助成事業の募集 ② 助成事業に関する事前相談と申請受付 ③ 審査会の開催 ④ 交付の可否決定 ⑤ 助成金の交付(原則、1事業につき上限10万円)	町会自治会 地域団体(協力団体) ボランティア(個人・団体) NPO その他(実行委員会等)	平成30年4月	その他(事業への助成)	区の募集に対する相談・申請	委託・助成等	公募	事業の企画・提案(助成事業の申請)、事業の実施、事業の振り返り(事業成果報告書の提出)	地域コミュニティの活性化、各地域団体相互の連携・協働体制の強化	
45	地域振興部	生涯学習スポーツ課	継続	スポーツ環境会議の運営	平成24年度に策定した「新宿区スポーツ環境整備方針」に基づき、区のスポーツ環境を支える、区民・スポーツ団体・事業者・学識等によって構成する「スポーツ環境会議」を設置し、現状確認や意見交換を行うとともに、社会的な変化に伴う区民ニーズの多様化にも対応できる体制づくりを検討する。	区のスポーツ環境における現状確認・報告・意見交換。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) その他 学識、体育協会、スポーツ推進委員協議会、レクリエーション協会、町会連合会、高齢者クラブ、障害者団体連絡協議会、青少年育成委員会、小学校PTA連合会、中学校PTA協議会、事業者、公募委員	平成25年10月	情報提供・交換	「新宿区スポーツ環境整備方針」の策定。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供	公募 その他(要綱で団体を指定)	「スポーツ環境整備方針」に基づく、区のスポーツ環境推進に配慮すべき役割・責務の実践報告。	会議での意見を踏まえ、横断的に情報を共有し、スポーツ環境の現状確認を行うとともに、社会的な変化に伴う区民ニーズの多様化にも対応できるスポーツ環境推進の体制づくりを検討。	
46	地域振興部	生涯学習スポーツ課	継続	運動広場の開放	北新宿公園多目的広場、新宿こ・から広場多目的運動広場のほか、都立戸山公園(箱根山地区)多目的運動広場、上智大学真田堀運動広場など、他自治体や民間との協定により、運動広場をスポーツの場として開放することを通して、区民のスポーツ活動を支援します(新宿未来創造財団による管理)。	新宿区の事業としてグラウンドを使用するための協定を民間企業と締結し、運動広場として無料で屋外運動施設登録団体へ貸出しを行っています。	その他(株式会社コーチング・スタッフ)	平成21年10月	事業協力	旧淀橋中学校(大智学園)のグラウンドの改修工事の終了。	その他(区民に運動広場として提供する。※実際の事務は新宿未来創造財団に委託)	その他(グラウンドを所有している民間企業)	運動広場として、グラウンドの提供。	平成29年度 利用件数69件 利用者数2,282人 平成30年度 利用件数114件 利用者数3,764人 令和元年度 利用件数90件 利用者数3,285人 株式会社コーチング・スタッフと連携をし、今後も協定、要綱に基づき区民への開放をしていく。開放可能日について、区民への情報提供を強化し、区民のスポーツ振興を図る。	
47	地域振興部	生涯学習スポーツ課	継続	区民ギャラリーの管理運営	区民の文化活動、学習活動等により創作したものを展示し、又は発表する場を区民に提供することにより、区民の創作意欲の促進及び文化・学習活動を支援する。	区民ギャラリー利用者懇談会の開催。区民ギャラリーの運営等について、利用者の意見や要望を聞くとともに、利用者間の交流を図ることにより利用者サービスの充実や利用率向上を図る。	地域団体(協力団体など) 登録団体、一般利用団体等	平成16年4月	事業協力 情報提供・交換	指定管理者制度導入を契機に協働を開始。	情報収集 行政情報提供	その他	区民ギャラリーの運営について、利用者側からの意見、要望を提案する。	区民ギャラリーに関連する団体、個人の連携を深め、より良い管理運営を行うことができる。	
48	地域振興部	生涯学習スポーツ課	継続	生涯学習館の管理運営	区民が学び、集い、文化的活動等に親しむことができる機会及び場所を提供し、生涯学習の振興を図ることを目的に運営している。	指定管理者の企画・提案により実施する事業として実施している「生涯学習館まつり」で、館長をコーディネーター役として、参加希望団体の代表等による「実行委員会形式」により、団体同士の意見と交流を重視した生涯学習館まつりを運営している。	その他(生涯学習館登録団体)	平成20年4月	実行委員会・協議会	登録団体同士の連携と交流を深めることを目的として、公益財団法人新宿未来創造財団が各登録団体に提案した。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 広報PR面での協力 会場作業場所提供 イベント会場確保等	公募	実行委員会に出席することにより、登録団体同士の連携と交流を図り、より良いまつりにするため意見を出しあい、祭りの運営を行う。	H29 開催日数10日間 参加団体数214団体 来場者数11,124人 H30 開催日数10日間 参加団体数191団体 来場者数 10,558人 R1開催日数8日間 参加団体数164団体 来場者数9758人 参加団体数は全体の登録団体数の32.8%(平成30年度)となっており、実行委員会に参加する登録団体が高齢化により減少していることが課題である。このため、周知や声掛けに力を入れ新たな団体の参加を促していく必要があると考えている。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
49	地域振興部	生涯学習スポーツ課	継続	新宿コスミックスポーツセンターの管理運営	区民に、生涯学習・スポーツの場を提供し、生涯学習・スポーツに関する活動を行う団体を育成し、支援することにより、区民とともに生涯学習・スポーツの振興を図ることを目的としています。	財団補助金事業の講座(ガーデニング)の受講生が、講座終了後も活動できる場としてボランティアグループを結成し、コスミックセンター前で鉢植えの草花を育てている。また体育協会加盟団体による各種スポーツ教室を実施している。	地域団体(協力団体など)ボランティア(個人・団体)レガスガーデニングクラブ各種スポーツ団体	ガーデニング:平成23年4月、各種スポーツ団体:平成18年4月	事業協力 その他(ガーデニング講座終了後のボランティアグループ)	財団補助金事業の講座「ガーデニング」。	会場作業場所提供 機材貸出等 その他(植栽材料を指定管理料で提供)	その他(ボランティア)	植栽・草花の鉢植えの水やり、季節ごとの植え替え等、スポーツ教室の指導。	効果:講座終了後の仲間づくりと活動の場をボランティアに提供できる、スポーツ人口の増に繋がる。 課題:ボランティアメンバーの入れ替えが出来ず、同一人物に偏ってしまう。	
50	地域振興部	生涯学習スポーツ課	継続	公園における運動施設の管理運営	新宿区立公園条例第2条の2及び新宿区立妙正寺川公園条例第2条の2に基づき、運動施設の管理に関する事務について定めており、新宿区立公園内の運動施設において、運動施設の利用に関する、スポーツ活動及びレクリエーション活動を行う団体の育成、支援及び連携に関する、利用者への助言、指導及び相談に関するなどを目的としています。	登録利用団体等の意見を取り入れ、冬季夜間時間延長を実施する。	その他(運動施設登録利用団体)	平成25年11月	その他(登録利用団体との毎年実施する懇談会での意見を、運動施設運営に役立てている)	毎年実施する利用者懇談会における意見交換。	その他(懇談会を開催し意見を聞く)	提案・持込	公園における運動施設への運営について懇談会で、参考意見等を述べる。	効果:指定管理者と利用者との意見交換により、より良い施設運営となる。 課題:懇談会出席の登録団体が毎年同じところになる傾向があり、新たな団体が出席するような工夫が必要。	
51	地域振興部	生涯学習スポーツ課	継続	大久保スポーツプラザの管理運営	区民に、生涯学習・スポーツ及び相互交流の場を提供し、生涯学習・スポーツに関する活動を行う団体を育成し、支援することにより、区民とともに生涯学習・スポーツの振興を図ることを目的としています。	財団補助金事業の講座(ガーデニング)の受講生が、講座終了後も活動できる場としてボランティアグループを結成し、大久保スポーツプラザ前で鉢植えの草花を育てている。	ボランティア(個人・団体)レガスガーデニングクラブ	平成23年4月	その他(ガーデニング講座終了後のボランティアグループ)	財団補助金事業の講座「ガーデニング」。	会場作業場所提供 機材貸出等 その他(植栽材料を指定管理料で提供)	その他(ボランティア)	植栽・草花の鉢植えの水やり、季節ごとの植え替え等。	効果:講座終了後の仲間づくりと活動の場をボランティアに提供できる。 課題:ボランティアメンバーの入れ替えが出来ず、同一人物に偏る。	
52	地域振興部	生涯学習スポーツ課	継続	中強羅区民保養所の管理運営	神奈川県箱根町にある保養施設「中強羅区民保養所」(箱根つつじ荘)を運営し、区民の健康回復・増進や慰安を図ることを目的としています。	区内に活動拠点を置く団体と連携し、宿泊者を対象とした懐古布教室、無料寄席などのイベントを実施しています。	ボランティア(個人・団体)	平成17年4月	事業協力	指定管理者と実施団体との協議。	広報PR面での協力	提案・持込	教室、イベント等の事業の実施。	効果:利用者満足度の維持に寄与。	
53	地域振興部	生涯学習スポーツ課	継続	区民健康村の管理運営	区民健康村は、区民が豊かな自然の中でくつろぎ、様々な運動を体験し、区民相互の交流及び地元住民との交流を通じて人々とふれあい、心身の健康を増進し、明日への活力を生み出す場となることを目的とする。	宿泊者向けのコンサート、太鼓演奏等のイベントを実施。参加は無料。	地域団体(協力団体など)その他(都内の演奏団体)	平成15年4月	事業協力	指定管理者と実施団体との協議。	その他(窓口でのチラシ配布による周知)	提案・持込	各種イベント等の実施。	効果:利用者満足度の向上。	
54	地域振興部	生涯学習スポーツ課	実行 継続	スポーツ普及啓発(子ども・成人向けスポーツ体験イベント)事業(新宿区×よしもと ワクワク!スポーツ体験プロジェクト)(※新宿スポーツ環境推進プロジェクト)	子どもから高齢者まで、区民誰もが年齢や障がいのあるなしに関わらず、個々の目的やライフステージに応じて多様なスポーツに親しめる機会を創出するとともに、2020年オリンピック・パラリンピックの気運醸成を図る契機とする。	年11回(うち子ども向け9回、成人向け2回)スポーツ体験イベントを区内施設にて開催する。	民間事業者(吉本興行株式会社)	平成30年4月	委託	平成27年度から3年間、新宿区協働事業提案制度にて採択され、実施した「スポーツ体験支援事業」を発端とし、従前別々に実施していた「成人向け、高齢者向けスポーツ体験」と事業統合。平成30年4月より、事業開始となった。	情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 イベント会場確保等 委託・助成等	プロポーザル	業務委託契約仕様書に基づき、スポーツ体験イベントの実施(講師及び出演者の調整、イベント当日の進行管理、イベント会場設営、イベント参加者受付等)	本事業は、協働事業提案制度を発端として、3年間実施した後、平成30年度より「委託契約」に形態を変え、実施している。民間の持つノウハウを生かして、効果的に区政課題解決に取り組む事業としたい。	

左:体操教室(成人向け) 右:水泳教室(子ども向け)

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
55	地域振興部	多文化共生推進課	実行 継続	ネットワーク事業の推進	地域住民や活動団体が参加できる事業を企画するとともに、情報交換や団体紹介のできる場を提供することで、顔の見えるネットワークを構築する。さらには、ネットワークをもとに外国人が発言・提案できる場の創出を図る。	新宿区多文化共生連絡会の運営、連絡会イベント・多文化防災フェスタの企画開催。	社協 町会自治会 地域団体(協力団体など) 町会・商店会・外国人支援NPO・外国人コミュニティ等 ボランティア NPO	平成18年1月	情報提供・交換	多文化共生のまちづくりを推進するためには、日本人・外国人を含めた地域住民や、ボランティア、事業者、学校、行政等が連携することが必要不可欠であるため。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場提供 イベント会場確保等 その他(事務局として連絡会を運営)	その他(参加を希望する多文化共生に取り組み団体・個人)	多文化共生連絡会の活動を通じて情報交換や意見交換、相互のネットワーク作りを進め、参加団体それぞれが連携して多文化共生の活動に取り組む。	ネットワークの構築によって、多文化共生関連団体等との情報交換を通じた連携を図ることができる。 ※令和2年度9月多文化防災フェスタ中止	
56	地域振興部	多文化共生推進課	継続	日本語学習への支援(※外国人の子どもの学習支援等)	新宿区で生活する外国人の言語に対する不安を取り除き、日本語を用いてコミュニケーションをしながら地域で安定的な生活がおくれるよう、日本語学習の機会の充実を図る。	日本語教材・資料の整備、新宿区日本語ネットワークの開催、新宿区日本語教室の開催。	ボランティア(個人・団体) その他(公益財団法人新宿未来創造財団 日本語ボランティア)	平成18年4月	委託	日本語教室の地域展開等を図るうえで、多くの日本語ボランティアを確保する必要がある。	広報PR面での協力 イベント会場確保等 委託・助成等	その他(実績により選定)	教材・資料の選定、日本語教室等の運営。	同財団は約130名の日本語学習ボランティア(子ども日本語教室も含む)登録を有し、区とボランティア間で運営方法、カリキュラム等を調整する能力、更には、ボランティア間の調整及びネットワーク化のノウハウを有しているため、効果的な運営が可能になっている。 ※新宿区日本語教室9月から一部再開	
57	地域振興部	多文化共生推進課	継続	地域国際交流事業	外国人と地域住民とが幅広い分野で交流を行うことにより、国際交流を促進させ、多様な文化の相互理解を深めるため。	国際交流事業、共催・後援事業(国際交流イベント等)、多文化共生関連会議等への出席、ふれあいフェスタへの参加。	地域団体(協力団体など) NPO その他(公益財団法人新宿未来創造財団)	平成17年4月	共催 事業協力 情報提供・交換	区民に対しより多くの国際文化に触れる機会を提供すると同時に、区内団体(民間・NPO等)の国際交流関連事業との協働や支援(後援・共催)が効果的であることから。	事業企画への参加 広報PR面での協力 イベント会場確保等	提案・持込	国際交流事業の企画実施等。	共催・後援名義の承認を通じて区内団体(民間・NPO等)の国際交流関連事業を支援すること、区民に対しより多くの機会提供になるだけでなく、活動している団体の活性化に繋がる。 ※令和2年度10月ふれあいフェスタ中止	
58	地域振興部	多文化共生推進課	継続	しんじゅく多文化共生プラザの管理運営	日本人と外国人との交流を促進し、文化、歴史等の相互理解を深め、多様な文化を持つ人々が共に生きる地域社会の形成に資するため、しんじゅく多文化共生プラザを運営する。	しんじゅく多文化共生プラザの運営。	社協 町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO 新宿区多文化共生連絡会	平成17年9月	事業協力 情報提供・交換	区の多文化共生・国際交流の拠点となるしんじゅく多文化共生プラザの運営には、外国人コミュニティ団体や外国人支援団体等との情報交換や、相互の事業協力が不可欠なため。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場提供 イベント会場確保等 機材貸出等	公募	外国人に対する行政情報・生活情報等の提供の協力、プラザ事業への協力。	新宿区多文化共生連絡会のネットワークを活用した効果的な情報提供・交換を行うことができる。	
59	地域振興部	多文化共生推進課	継続	外国人への情報提供	外国人が必要とする生活情報・行政情報を多言語で提供することを目的とする。	外国人向け生活情報ホームページ・外国語版SNSの運営、外国語広報紙・生活情報紙・新宿生活スタートブックの発行。	社協 町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO その他(外国人コミュニティ団体・日本語学校等)	平成17年	事業協力 情報提供・交換	外国人への情報提供にあたっては、区施設だけでなく、様々な団体等を通じて広く情報を発信する必要があるため。	行政情報提供	その他(区からの協力依頼による)	外国語広報紙・生活情報紙等の配布協力。	外国人コミュニティ団体・外国人支援団体のほか、外国人が多く集まる飲食店や日本語学校と連携することで、区施設を利用する機会の少ない外国人に対しても行政情報や生活情報を提供することができる。	
60	地域振興部	多文化共生推進課	継続	外国人相談窓口の運営	多言語で生活相談ができる窓口を設置し、新宿区で暮らす外国人の生活不安等を取り除くことを目的とする。	区役所本庁舎1階及びしんじゅく多文化共生プラザに、多言語で生活相談に対応する外国人相談窓口を設置・運営する。	その他(公益財団法人新宿未来創造財団)	平成3年	委託	公益財団法人新宿未来創造財団は、(財)新宿区生涯学習財団と(財)新宿文化・国際交流財団との統合により設立された財団であり、両財団が実施していた事業を引き継いでいる。 その実績や経験により行政情報等に精通した相談員の確保が行えることから、同財団と連携した運営を行っている。	行政情報提供 委託・助成等	その他(実績により選定)	相談員の確保、外国人相談窓口(2か所)の運営。	行政情報に精通した相談員が確保されており、外国人からの幅広い相談内容に対応することが可能となっている。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
61	地域振興部	多文化共生推進課	継続	外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金	外国人学校に在籍し、経済的理由で就学が困難な児童・生徒の保護者へ補助金を交付し、その負担を軽減する。	外国人学校に通う児童・生徒の保護者に対する補助金の交付。	その他(外国人学校(東京韓国学校ほか5校))	昭和58年4月	事業協力 情報提供・交換	対象者への事業周知及び申請に係る取りまとめをする必要があるため。	行政情報提供 委託・助成等	その他(対象校への依頼)	児童・生徒の保護者に対する事業の周知、申請書類等のとりまとめ。	学校を通じて対象者一人ひとりに対し事業周知が行えるため、申請漏れの防止や申請書類の提出における事務の簡素化が図れる。	
62	地域振興部	多文化共生推進課	その他	多文化共生まちづくり会議の運営等(新宿生活スタートガイド(映像)の作成)	区に新たに居住する外国人に対し、効果的に生活ルール等を伝えるとともに必要な時に手軽にアクセスできる配信環境を整備する。	映像は暮らしのルールや住まいの探し方、行政情報等8チャプター構成。言語は7言語(日本語、英語、中国語、ネパール語、ベトナム語、ミャンマー語)対応とし、外国人住民へ周知したい内容を集約し幅広く配信する。	その他(日本電子専門学校)	平成31年4月	事業協力	多文化共生まちづくり会議で「外国人住民と日本人住民が新宿でも暮らしやすいための課題と情報提供」をテーマに審議した結果、映像による情報発信の強化が提言された。	連携・支援の仕組みづくり 事業企画への参加	その他(多文化共生まちづくり会議委員)	映像の作成を行う。	留学生の多い新宿区の特徴から、留学生にも分かりやすい映像を作成する効果を期待している。	
63	地域振興部	四谷特別出張所	継続	四谷ひろばの維持管理	廃校となった学校跡地を地域住民・団体等との協働により地域のひろばとして活用する。	参加と協働によるひろば事業の安定的な運営を図る。	地域団体(協力団体など) ボランティア NPO 四谷ひろば運営協議会、NPO法人市民の芸術活動推進委員会、NPO法人日本グッドトイ委員会	平成20年3月	事業協力 情報提供・交換 その他(財産貸付)	連携・支援の仕組みづくり 行政情報提供 広報PR面での協力 その他(維持管理事務の実施)	連携・支援の仕組みづくり 行政情報提供 広報PR面での協力 その他(維持管理事務の実施)	提案・持込	区との協定に基づき、ひろば事業を担う。	地域文化発信の場を目指して地域住民とNPO団体との協働でひろば事業を推進することによって、都市型コミュニティの創出や新たな交流と活力が生まれることが期待できる。	
64	地域振興部	四谷特別出張所	継続	コミュニティ推進員の活動	地域内のコミュニティ事務の円滑な執行及び地域コミュニティ活動の総合支援を行うため。	地域コミュニティの活性化を行うため、1名を配置し以下の業務を行う。 ①地域コミュニティ事業助成に関すること ②地域コミュニティ活動への支援	地域団体	平成24年4月	事業協力	地域コミュニティの活性化に向けた総合的な支援を行うため設置した。	その他(会計年度任用職員による活動支援)	公募	①地域コミュニティ事業助成に関すること。 ②地域コミュニティ活動への支援。	町会等の地域活動団体が行う地域課題への取組や、地域コミュニティの活性化を図る活動に大きな役割を担っており、地域の協働、連携に大きな効果をあげている。	
65	地域振興部	四谷特別出張所	継続	新宿区地域コミュニティ事業助成	区民主体の地域活動団体が行う、地域全体の課題解決、安全安心なまちづくり及び地域交流の促進に向けた取組みに対して支援を行い、地域コミュニティの活性化や絆づくりを推進していくため。	① 助成事業の募集 ② 助成事業に関する事前相談と申請受付 ③ 審査会の開催 ④ 交付の可否決定 ⑤ 助成金の交付(原則、1事業につき上限10万円)	町会自治会 地域団体(協力団体) ボランティア(個人・団体) NPO その他(実行委員会等)	平成30年4月	その他(事業への助成)	区の募集に対する相談・申請	委託・助成等	公募	事業の企画・提案(助成事業の申請)、事業の実施、事業の振り返り(事業成果報告書の提出)	地域コミュニティの活性化、各地域団体相互の連携・協力体制の強化	
66	地域振興部	算筒町特別出張所	継続	コミュニティ推進員の活動	地域内のコミュニティ事務の円滑な執行及び地域コミュニティ活動の総合支援を行うため。	地域コミュニティの活性化を行うため、1名を配置し以下の業務を行う。 ①地域コミュニティ事業助成に関すること。 ②地域コミュニティ活動への支援。	地域団体	平成24年4月	事業協力	地域コミュニティの活性化に向けた総合的な支援を行うため設置した。	その他(会計年度任用職員による活動支援)	公募	①地域コミュニティ事業助成に関すること。 ②地域コミュニティ活動への支援。	地域内の各コミュニティ団体の活動支援と横の連携を円滑に推進していく上で、潤滑油的な役割を果たし、大きな効果が出ている。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
67	地域振興部	筆筒町特別出張所	継続	新宿区地域コミュニティ事業助成	区民主体の地域活動団体が、地域全体の課題解決、安全安心なまちづくり及び地域交流の促進に向けた取組みに対して支援を行い、地域コミュニティの活性化や絆づくりを推進していくため。	① 助成事業の募集 ② 助成事業に関する事前相談と申請受付 ③ 審査会の開催 ④ 交付の可否決定 ⑤ 助成金の交付(原則、1事業につき上限10万円)	町会自治会 地域団体(協力団体) ボランティア(個人・団体) NPO その他(実行委員会等)	平成30年4月	その他(事業への助成)	区の募集に対する相談・申請	委託・助成等	公募	事業の企画・提案(助成事業の申請)、事業の実施、事業の振り返り(事業成果報告書の提出)	地域コミュニティの活性化、各地域団体相互の連携・協力体制の強化	 新小川町灯かきまつり
68	地域振興部	榎町特別出張所	継続	コミュニティ推進員の活動	地域内のコミュニティ事務の円滑な執行及び地域コミュニティ活動の総合支援を行うため。	地域コミュニティの活性化を行うため、1名を配置し以下の業務を行う。 ・地域コミュニティ活動への総合支援	地域団体	平成24年4月	事業協力	地域コミュニティの活性化に向けた総合的な支援を行うため設置した。	その他(会計年度任用職員による活動支援)	公募	地域コミュニティ活動への総合支援。	地域住民の地域活動の活性化と地域課題解決の促進。	
69	地域振興部	榎町特別出張所	継続	新宿区地域コミュニティ事業助成	区民主体の地域活動団体が、地域全体の課題解決、安全安心なまちづくり及び地域交流の促進に向けた取組みに対して支援を行い、地域コミュニティの活性化や絆づくりを推進していくため。	① 助成事業の募集 ② 助成事業に関する事前相談と申請受付 ③ 審査会の開催 ④ 交付の可否決定 ⑤ 助成金の交付(原則、1事業につき上限10万円)	町会自治会 地域団体(協力団体) ボランティア(個人・団体) NPO その他(実行委員会等)	平成30年4月	その他(事業への助成)	区の募集に対する相談・申請	委託・助成等	公募	事業の企画・提案(助成事業の申請)、事業の実施、事業の振り返り(事業成果報告書の提出)	地域コミュニティの活性化、各地域団体相互の連携・協力体制の強化	
70	地域振興部	若松町特別出張所	継続	コミュニティ推進員の活動	地域内のコミュニティ事務の円滑な執行及び地域コミュニティ活動の総合支援を行うため。	地域コミュニティの活性化を行うため、1名を配置し以下の業務を行う。 ①地域コミュニティ事業助成に関すること ②地域コミュニティ活動への支援	地域団体	平成24年4月	事業協力	地区協議会を含む地域コミュニティの活性化に向けた総合的な支援を行うため設置した。	その他(会計年度任用職員による活動支援)	公募	①地域コミュニティ事業助成に関すること ②地域コミュニティ活動への支援	地域活動団体が行う地域課題への取組や地域コミュニティの活性化を図る活動に大きな役割を担っており、地域コミュニティ事業助成事務についても円滑に進めることができた。また、若松地域センター、新宿区社会福祉協議会、商店街等との調整役となることで、連携事業を円滑に進めている。	
71	地域振興部	若松町特別出張所	継続	新宿区地域コミュニティ事業助成	区民主体の地域活動団体が、地域全体の課題解決、安全安心なまちづくり及び地域交流の促進に向けた取組みに対して支援を行い、地域コミュニティの活性化や絆づくりを推進していくため。	① 助成事業の募集 ② 助成事業に関する事前相談と申請受付 ③ 審査会の開催 ④ 交付の可否決定 ⑤ 助成金の交付(原則、1事業につき上限10万円)	町会自治会 地域団体(協力団体) ボランティア(個人・団体) NPO その他(実行委員会等)	平成30年4月	その他(事業への助成)	区の募集に対する相談・申請	委託・助成等	公募	事業の企画・提案(助成事業の申請)、事業の実施、事業の振り返り(事業成果報告書の提出)	地域コミュニティの活性化、各地域団体相互の連携・協力体制の強化	
72	地域振興部	大久保特別出張所	継続	コミュニティ推進員の活動	地域内のコミュニティ事務の円滑な執行及び地域コミュニティ活動の総合支援を行うため。	地域コミュニティの活性化を行うため、1名を配置し以下の業務を行う。 ①地域コミュニティ事業助成に関すること ②地域コミュニティ活動への支援。	地域団体	平成24年4月	事業協力	地区協議会を含む地域コミュニティの活性化に向けた総合的な支援を行うため設置した。	その他(会計年度任用職員による活動支援)	公募	①地域コミュニティ事業助成に関すること。 ②地域コミュニティ活動への支援。	コミュニティ推進員の設置により、地域コミュニティ事業助成事務を円滑に進めることができています。さらに、地域の活性化に向けた総合支援の担い手として十分に機能している。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
73	地域振興部	大久保特別出張所	継続	新宿区地域コミュニティ事業助成	区民主体の地域活動団体が行う、地域全体の課題解決、安全安心なまちづくり及び地域交流の促進に向けた取組みに対して支援を行い、地域コミュニティの活性化や絆づくりを推進していくため。	① 助成事業の募集 ② 助成事業に関する事前相談と申請受付 ③ 審査会の開催 ④ 交付の可否決定 ⑤ 助成金の交付(原則、1事業につき上限10万円)	町会自治会 地域団体(協力団体) ボランティア(個人・団体) NPO その他(実行委員会等)	平成30年4月	その他(事業への助成)	区の募集に対する相談・申請	委託・助成等	公募	事業の企画・提案(助成事業の申請)、事業の実施、事業の振り返り(事業成果報告書の提出)	地域コミュニティの活性化、各地域団体相互の連携・協力体制の強化	
74	地域振興部	戸塚特別出張所	継続	コミュニティ推進員の活動	地域内のコミュニティ事務の円滑な執行及び地域コミュニティ活動の総合支援を行うため。	地域コミュニティの活性化を行うため、1名を配置し以下の業務を行う。 ①地域コミュニティ事業助成に関すること。 ②地域コミュニティ活動への支援。	地域団体	平成24年4月	事業協力	地域コミュニティの活性化に向けた総合的な支援を行うため設置した。	その他(会計年度任用職員による活動支援)	公募	①地域コミュニティ事業助成に関すること。 ②地域コミュニティ活動への支援。	専従の職員を充てることにより、町会、避難所運営協議会等の地域団体が実施する地域活動を円滑に進めることができ、地域課題への取り組みや、コミュニティの活性化を図る上で、大きな役割を果たしている。	 避難所訓練
75	地域振興部	戸塚特別出張所	継続	新宿区地域コミュニティ事業助成	区民主体の地域活動団体が行う、地域全体の課題解決、安全安心なまちづくり及び地域交流の促進に向けた取組みに対して支援を行い、地域コミュニティの活性化や絆づくりを推進していくため。	① 助成事業の募集 ② 助成事業に関する事前相談と申請受付 ③ 審査会の開催 ④ 交付の可否決定 ⑤ 助成金の交付(原則、1事業につき上限10万円)	町会自治会 地域団体(協力団体) ボランティア(個人・団体) NPO その他(実行委員会等)	平成30年4月	その他(事業への助成)	区の募集に対する相談・申請	委託・助成等	公募	事業の企画・提案(助成事業の申請)、事業の実施、事業の振り返り(事業成果報告書の提出)	地域コミュニティの活性化、各地域団体相互の連携・協力体制の強化	
76	地域振興部	落合第一特別出張所	継続	コミュニティ推進員の活動	地域内のコミュニティ事務の円滑な執行及び地域コミュニティ活動の総合支援を行うため。	地域コミュニティの活性化を行うため、1名を配置し以下の業務を行う。 ①地区協議会への支援 ②地域コミュニティ活動への支援	地域団体	平成24年4月	事業協力	地区協議会を含む地域コミュニティの活性化に向けた総合的な支援を行うため設置した。	その他(会計年度任用職員による活動支援)	公募	①地区協議会への支援。 ②地域コミュニティ活動への支援。	効果:地域住民の交流促進や住民自身の課題解決に向けた取り組みへの支援、住民による事業企画へのサポート面等で大きな効果が期待できる。	
77	地域振興部	落合第一特別出張所	継続	新宿区地域コミュニティ事業助成	区民主体の地域活動団体が行う、地域全体の課題解決、安全安心なまちづくり及び地域交流の促進に向けた取組みに対して支援を行い、地域コミュニティの活性化や絆づくりを推進していくため。	① 助成事業の募集 ② 助成事業に関する事前相談と申請受付 ③ 審査会の開催 ④ 交付の可否決定 ⑤ 助成金の交付(原則、1事業につき上限10万円)	町会自治会 地域団体(協力団体) ボランティア(個人・団体) NPO その他(実行委員会等)	平成30年4月	その他(事業への助成)	区の募集に対する相談・申請	委託・助成等	公募	事業の企画・提案(助成事業の申請)、事業の実施、事業の振り返り(事業成果報告書の提出)	地域コミュニティの活性化、各地域団体相互の連携・協力体制の強化	
78	地域振興部	落合第二特別出張所	継続	コミュニティ推進員の活動	地域内のコミュニティ事務の円滑な執行及び地域コミュニティ活動の総合支援を行うため。	地域コミュニティの活性化を行うため、1名を配置し以下の業務を行う。 ①地域コミュニティ事業助成に関すること。 ②地域コミュニティ活動への支援。	地域団体	平成24年4月	事業協力	地域コミュニティの活性化に向けた総合的な支援を行うため設置した。	その他(会計年度任用職員による活動支援)	公募	①地域コミュニティ事業助成に関すること。 ②地域コミュニティ活動への支援。	町会等の地域活動団体が行う地域課題への取組や地域コミュニティの活性化を図る活動に大きな役割を担っており、地域の協働、連携に大きな効果をあげている。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
79	地域振興部	落合第二特別出張所	継続	新宿区地域コミュニティ事業助成	区民主体の地域活動団体が行う、地域全体の課題解決、安全安心なまちづくり及び地域交流の促進に向けた取組みに対して支援を行い、地域コミュニティの活性化や絆づくりを推進していくため。	① 助成事業の募集 ② 助成事業に関する事前相談と申請受付 ③ 審査会の開催 ④ 交付の可否決定 ⑤ 助成金の交付(原則、1事業につき上限10万円)	町会自治会 地域団体(協力団体) ボランティア(個人・団体) NPO その他(実行委員会等)	平成30年4月	その他(事業への助成)	区の募集に対する相談・申請	委託・助成等	公募	事業の企画・提案(助成事業の申請)、事業の実施、事業の振り返り(事業成果報告書の提出)	地域コミュニティの活性化、各地域団体相互の連携・協力体制の強化	
80	地域振興部	柏木特別出張所	継続	コミュニティ推進員の活動	地域内のコミュニティ事務の円滑な執行及び地域コミュニティ活動の総合支援を行うため。	地域コミュニティの活性化を行うため、1名を配置し以下の業務を行う。 ①地区コミュニティ事業助成に関すること。 ②地域コミュニティ活動への支援。	地域団体	平成24年4月	事業協力	地域コミュニティの活性化に向けた総合的な支援を行うため設置した。	その他(会計年度任用職員による活動支援)	公募	①地域コミュニティ事業助成に関すること。 ②地域コミュニティ活動への支援。	町会等の地域活動団体が行う地域課題への取組や地域コミュニティの活性化を図る活動に大きな役割を担っており、地域の協働、連携に大きな効果をあげている。	
81	地域振興部	柏木特別出張所	継続	新宿区地域コミュニティ事業助成	区民主体の地域活動団体が行う、地域全体の課題解決、安全安心なまちづくり及び地域交流の促進に向けた取組みに対して支援を行い、地域コミュニティの活性化や絆づくりを推進していくため。	① 助成事業の募集 ② 助成事業に関する事前相談と申請受付 ③ 審査会の開催 ④ 交付の可否決定 ⑤ 助成金の交付(原則、1事業につき上限10万円)	町会自治会 地域団体(協力団体) ボランティア(個人・団体) NPO その他(実行委員会等)	平成30年4月	その他(事業への助成)	区の募集に対する相談・申請	委託・助成等	公募	事業の企画・提案(助成事業の申請)、事業の実施、事業の振り返り(事業成果報告書の提出)	地域コミュニティの活性化、各地域団体相互の連携・協力体制の強化	
82	地域振興部	角管特別出張所	継続	コミュニティ推進員の活動	地域内のコミュニティ事務の円滑な執行及び地域コミュニティ活動の総合支援を行うため。	地域コミュニティの活性化を行うため、1名を配置し以下の業務を行う。 ①地区協議会への引継ぎに関する支援 ②地域コミュニティ事業助成に関すること。 ③地域コミュニティ活動への支援	地域団体	平成24年4月	事業協力	地区協議会を含む地域コミュニティの活性化に向けた総合的な支援を行うため設置した。	その他(会計年度任用職員による活動支援)	公募	①地区協議会活動への引継ぎ業務。 ②地域コミュニティ事業助成に関すること。 ③地域コミュニティ活動の支援。	効果:地域住民の交流促進や住民自身の課題解決に向けた取り組みへの支援、住民による事業企画へのサポート面等で大きな効果が期待できる。	
83	地域振興部	角管特別出張所	継続	新宿区地域コミュニティ事業助成	区民主体の地域活動団体が行う、地域全体の課題解決、安全安心なまちづくり及び地域交流の促進に向けた取組みに対して支援を行い、地域コミュニティの活性化や絆づくりを推進していくため。	① 助成事業の募集 ② 助成事業に関する事前相談と申請受付 ③ 審査会の開催 ④ 交付の可否決定 ⑤ 助成金の交付(原則、1事業につき上限10万円)	町会自治会 地域団体(協力団体) ボランティア(個人・団体) NPO その他(実行委員会等)	平成30年4月	その他(事業への助成)	区の募集に対する相談・申請	委託・助成等	公募	事業の企画・提案(助成事業の申請)、事業の実施、事業の振り返り(事業成果報告書の提出)	地域コミュニティの活性化、各地域団体相互の連携・協力体制の強化	 左:普通救命講習 右:施設見学会
84	東京オリンピック開催等・パラリン	東京オリンピック開催等・パラリン	その他	新宿区東京オリンピック・パラリンピック区民参画事業助成	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成に資する自主的な活動に助成することで、大会が将来にわたって区民の記憶に残るものとするため。	① 助成事業の募集 ② 助成事業に関する事前相談と申請受付 ③ 審査会の開催 ④ 交付の可否決定 ⑤ 助成金の交付(原則、1事業につき上限100万円)	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(団体) NPO その他(実行委員会)	平成31年4月	その他(事業への助成)	東京2020大会の開催	委託・助成等	公募	事業の企画・提案(助成事業の申請)、事業の実施、事業の振り返り(事業成果報告書の提出)	東京2020大会の気運醸成	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業				令和2年度より追加した事業				協働事業提案制度を活用して実施した事業				(令和2年12月16日時点)			
No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
85	文化観光産業部	文化観光課	継続 (H29まで実行)	文化体験プログラムの展開	区民の自主的な文化・芸術活動を活性化し、地域文化の活性化を図るため、区内で活動する文化芸術団体や芸術家などと連携し、区民が気軽に文化芸術が体験できる機会を提供する。	プログラム内容の検討・決定、講師・会場等の手配など。	地域団体(協力団体など) 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会ほか	平成18年4月	委託	区と地域団体等との協定等。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 広報PR面での協力 会議作業場提供 委託・助成等 人員の応援	その他 (事業執行に相応しい事業者及び団体)	プログラム企画、講師の選定、会場の確保等。	(課題)利用率拡大に向けて引き続き取り組む必要がある。	
86	文化観光産業部	文化観光課	継続	乳幼児文化体験 (※乳幼児文化体験事業)	わらべうたのワークショップ等を通して、文化の香り高い新宿に誇りを持ち、新宿を“ふるさと”として自らも地域の一人として発信していける人材を育成するとともに、安心して子育てをし、生活できる環境をつくりあげる。	乳幼児を持つ親子を対象としたわらべうたワークショップ・舞台劇等の鑑賞。	NPO NPO法人あそびと文化のNPO新宿子ども劇場	平成22年4月	委託	協働事業提案制度に基づき採択。	事業企画への参加 広報PR面での協力 イベント会場確保等 委託・助成等 人員の応援	その他(実行委員会目的に賛同する事業者及び団体)	事業の企画調整・実施。	協働の相手方の専門的なスキル、ノウハウ、ネットワーク等の活用により、参加者の満足度の高い事業の実施ができ、事業目的の達成に資することができる。	
87	文化観光産業部	文化観光課	実行 継続	新宿フィールドミュージアムの充実	新宿のまちの魅力の掘り起こしと創造、「私たち区民」の文化芸術活動の更なる活性化を図り、「文化芸術創造のまち 新宿」を実現する。	協議会による事業の組み立て、ガイドブック・ホームページによるイベント情報の発信、鉄道事業者等へのパブリシティの実施等。	地域団体 NPO その他 文化芸術活動団体、各種実行委員会、学校、企業等	平成23年10月	協議会 事業協力 委託	文化芸術振興会議から「文化月間を設定して、新宿のまちが持つ文化的な魅力を集約的・連続的に発信していくこと」という提言を受けた。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場提供	公募	協議会への参加、文化芸術イベントの実施、広報宣伝協力等。	文化芸術活動団体に対する活動・発表の場の拡大、相互の関わりによるシナジー効果の確保、区民の鑑賞の機会の拡大等、文化芸術振興基本条例の実効性を高めることができる。	
88	文化観光産業部	文化観光課	継続	染の小道	地場産業である染色関連の工房が集まる落合・中井を「染のまち」として根付かせ、国内外へ広く発信し、集客することで、地域の活性化や染色業の発展につなげる。	地域住民が主体となり実行委員会を組織し、企画・運営している染色の催し。 ①妙正寺川の川面に反物を架け渡す「川のギャラリー」 ②商店街の各店舗の軒先に暖簾を飾る「道のギャラリー」	地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) 「染の小道」実行委員会	平成22年2月	共催	団体からの提案による。	広報PR面での協力 その他(開催会場となる妙正寺川の河川法の許可申請・占用料免除申請)	提案・持込	区の役割を除いた事業実施に係るすべての企画・運営・経費負担。	染色事業者・鉄道事業者・大学・商工会等の協力を得て実施された。本事業に付随した関連イベントも催され、30年度は3日間の開催期間中に約17,000人が来場し賑わいを見せた。地域住民が主体となって企画・運営することで、そのネットワークを活かした事業実施が可能となっており、住民どうしの交流促進にもつながっている。また、主催者自身の広報活動に加えて区がパブリシティの協力をすることで、さまざまなメディアで取り上げられ宣伝効果が上がっている。	
89	文化観光産業部	文化観光課	継続	大新宿区まつり	区民や来街者の交流を促進し、「新宿力」で創造する、やすらぎとにぎわいのまちを創り上げる。	①新宿まちフェス:一般社団法人新宿観光振興協会が多彩なイベントを開催。ダンス、映画、グルメなどを通じて、新宿のまちが持つ多様性を展開。(共催) ②ふれあいフェスタ:NPO・ボランティア等の区民団体、官公庁等がブースやステージに出展・出演(主催)	町会自治会 地域団体(協力団体など) その他 実行委員会等	昭和55年10月	実行委員会 ・協議会	伝統ある2つの主要な区民まつりにおいて、新宿の魅力を発信するため、区民団体や区内事業所等と区が連携してイベントを実施してきた。	事業企画への参加 広報PR面での協力 会議作業場提供 イベント会場確保等 委託・助成等 人員の応援	その他(実行委員会目的に賛同する者及び各種団体)	事業の企画調整・実施。	事業者のアイデアや、専門的なスキル・ノウハウの活用により、区民にとって満足度の高いイベントが実施可能となる。	
90	文化観光産業部	文化観光課	継続	「私たち区民」を基本とした文化芸術活動の可視化・顕在化	区内で行われている文化芸術活動を可視化・顕在化することにより、文化芸術振興基本条例(以下、条例)で規定する「私たち区民」を基本とした着実な文化芸術振興を発信する。	文化芸術振興に関する事業について、後援・共催名義の使用承認を積極的に行い、広報新宿・区ホームページのイベントカレンダー等を活用して文化芸術活動の紹介を行う。	地域団体(協力団体など)	平成22年4月	その他(情報発信)	条例制定と総合計画に掲げる「文化芸術創造のまち 新宿」の実現を図るため。	広報PR面での協力	提案・持込	自主的な文化芸術活動の展開、及び区民等への文化芸術に触れる機会の創出。	区の文化芸術活動について、文化芸術活動団体等の多様な主体がイベントを実施するとともに、行政はその活動の情報発信等、側面支援することで、区の文化芸術振興を進めることができる。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
91	文化観光産業部	文化観光課	継続	夏目漱石記念施設整備基金積立金	漱石山房記念館の資料収集等に役立て、区民の地域への愛着の誇りを育むとともに、区の文化発信や観光・交流の拠点として活用するため。	夏目漱石記念施設整備基金への寄付。	その他 (夏目漱石記念施設整備基金への寄付者)	平成25年7月	その他 (基金への寄付)	夏目漱石記念施設整備基金への寄付。	その他(基金設置)	その他(任意の寄付)	夏目漱石記念施設整備基金への寄付。	夏目漱石記念施設整備基金を設置することで、新宿区のみならず全国の漱石愛好家や文化振興に理解のある企業等が、寄付という形で本事業に参画できる。今後もイベント等で広く周知を行っていく。	
92	文化観光産業部	文化観光課	継続	漱石山房記念館の管理運営	夏目漱石終焉の地において、夏目漱石が晩年を過ごした旧居「漱石山房」を再現し公開するとともに、夏目漱石の作品や功績を広く発信をしていくことにより、地域の文化や歴史に対する区民の愛着と誇りを育み、もって地域文化の振興と発展に資する。	漱石山房記念館ガイドボランティアによる展示解説等を行う。	ボランティア (漱石山房記念館ガイドボランティア)	平成29年9月	事業協力	漱石山房記念館の開館。	事業企画への参加	提案・持込	施設の魅力向上、来館者増大。	利用者サービスの向上ができ、来館者の獲得につながる。	
93	文化観光産業部	文化観光課	継続	林芙美子記念館の管理運営	小説家林芙美子が建てた住居を公開し、直筆原稿や愛用品等を展示し、郷土の記憶として共有・継承することで、区民の文化の向上及び文化の発展に寄与する。	林芙美子記念館ガイドボランティアによる展示解説等を行う。	ボランティア(個人・団体) 林芙美子記念館ガイドボランティア	平成4年3月	事業協力	林芙美子記念館の開館。	事業企画への参加	提案・持込	施設の魅力向上、来館者増大。	利用者サービスの向上ができ、来館者の獲得につながる。	
94	文化観光産業部	文化観光課	継続	佐伯祐三アトリエ記念館の管理運営	洋画家、佐伯祐三のアトリエを一般に公開するとともに、佐伯祐三に関する様々な情報を発信することで、地域の文化や歴史に対する区民の愛着と誇りを育み、地域の文化の振興と発展に寄与する。	落合アトリエ記念館ガイドボランティアによる展示解説等を行う。	ボランティア(個人・団体) 落合アトリエ記念館ガイドボランティア	平成22年4月	事業協力	佐伯祐三アトリエ記念館の開館。	事業企画への参加	提案・持込	施設の魅力向上、来館者増大。	利用者サービスの向上ができ、来館者の獲得につながる。	
95	文化観光産業部	文化観光課	継続	中村彝アトリエ記念館の管理運営	洋画家、中村彝のアトリエを記念館として整備・保存し、施設の公開による活用・情報発信を行うことで、地域の文化や歴史に対する区民の愛着と誇りを育み、地域文化の振興と発展に寄与する。	落合アトリエ記念館ガイドボランティアによる展示解説等を行う。	ボランティア(個人・団体) 落合アトリエ記念館ガイドボランティア	平成25年3月	事業協力	中村彝アトリエ記念館の開館。	事業企画への参加	提案・持込	施設の魅力向上、来館者増大。	利用者サービスの向上ができ、来館者の獲得につながる。	
96	文化観光産業部	文化観光課	継続	地域文化財の発掘及び発信	平成23年度に創設された地域文化財制度に基づき、地域で守られてきた文化資源を掘り起し、専門的な調査や文化財保護審議会からの意見聴取を経て、区地域文化財に認定する。	地域文化財の候補となる文化資源の掘り起こし。	ボランティア (文化財協力員) その他 (個人・団体・企業等)	平成23年4月	情報提供・交換	新宿区地域文化財制度の創設。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力	公募 その他(広く一般からの情報提供や申出)	地域文化財の候補となる文化資源の掘り起こし、情報提供、申出。	地域で守られてきた文化資源に関しては、古くから知られていた社寺等の文化財とは異なり、地域に根ざした情報の掘り起こしが不可欠である。こうした情報の掘り起こしには、文化財協力員や地域住民からの情報提供が、極めて有効である。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
97	文化観光産業部	文化観光課	継続	文化財協力員(区民ボランティア)による区内の文化資源調査等の実施	区民ボランティアである文化財協力員の参画を得て、区内の文化資源の掘り起こしや、文化財の保存や普及・活用等を推進する。	区内の文化資源の掘り起こし、文化財や現地標示の現況調査、文化財調査や公開事業等の補助。	ボランティア(個人・団体) 文化財協力員	平成17年4月	その他	04事業「区民とすすめる文化財ガイドの養成」。	連携・支援の仕組み作り 行政情報提供 会議作業場所提供 その他	公募	区との協議により決定された各年度の活動計画に沿って、区内の文化資源の掘り起こし、文化財や現地標示の現況調査、文化財調査や公開事業等の補助等の事業に参加する。	区民共有の財産である文化財を、区民ボランティアである文化財協力員とともに保護及び普及・活用を進めていくことは、区民に文化財を通じて地域への愛着を深めてもらうという観点から重要な事業である。また、地域に根ざした情報の収集という観点からも有効な事業と考えられる。一方、区の歴史・文化事業の企画・運営を行う公益財団法人新宿未来創造財団の新宿歴史博物館にも区内の文化財や郷土資料の普及を担うガイドボランティアがおり、双方を兼務する人も多いことから、役割分担や連携についても視野に入れながら、より活動実態に即した展開をしていくことが求められる。	
98	文化観光産業部	文化観光課	継続	新宿歴史博物館の管理運営	新宿の歴史・文化資源を「まちの記憶」として多くの人々と共有し、未来へ継承していくため、資料の収集・保存・調査・研究、情報発信や展示公開等を行う。	文化芸術活動団体、企業等と連携し、展示会や講座、講演会等を実施する。博物館ボランティアによる展示解説等を行う。	地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) 民間企業、他自治体 博物館ボランティア	平成元年1月	事業協力	新宿歴史博物館の開館。	事業企画への参加	提案・持込	博物館のPR、来館者増大。	多様な事業の開催ができ、来館者の獲得につながる。	
99	文化観光産業部	文化観光課	継続	ミニ博物館の充実	区内に所在する文化資源及び地場産業・伝統工芸等の現場をミニ博物館として整備し、区民の身近な文化遺産として公開する。	ミニ博物館の設置・運営・利用。	その他 (ミニ博物館設置者・運営者・利用者)	平成3年4月	その他 (設置・運営・利用)	ミニ博物館の設置。	連携・支援の仕組み作り 行政情報提供 広報PR面での協力 委託・助成等	公募	ミニ博物館の設置、運営。	民間の保有する文化資源や産業資産をミニ博物館として整備・公開してもらうことで、新宿区にある多様な文化遺産を、現地で所有者・経営者等の手によって周知・公開を行うことで、民間活力を取り入れた協働・連携による文化行政を推進することができる。	
100	文化観光産業部	文化観光課	継続	一般社団法人新宿観光振興協会への事業助成	一般社団法人新宿観光振興協会(以下「協会」という。)の行う情報発信等の観光事業に対する助成。	観光情報の発信、イベントの開催等の区として推進すべき観光振興事業について、補助金等を支出している。協会において、観光情報誌の作成、ホームページの運営等の事業を企業・学校・商店街・地域団体等の協力の下、実施している。 また、区補助金等を充当していないが、例年、協会主催・区共催において、実行委員会の分担金や企業からの協賛金等により「新宿御苑・森の薪能」及び「新宿まちフェス(旧新宿芸術天国)」を実施している。区はイベントに対し、広報宣伝や当日従事等の協力をしている。	その他 (一般社団法人新宿観光振興協会)	平成26年4月	共催 実行委員会・協議会 事業協力 委託 情報提供・交換 その他(補助金交付による観光事業推進)	官民協力のもと観光振興に取り組む目的で、平成26年4月に協会を設立した。	広報PR面での協力 助成等 人員の応援	その他	協会において、観光振興事業の実施に際しては、会員企業を始め、地域の百貨店・大規模商業施設・鉄道事業者・商店街・学校等と連携して行っている。 (企業等と協働で観光情報誌を作成。企業等と実行委員会を組織し、主催イベントの企画・運営・実施。他団体の主催イベントに大学と連携して企画・出展等。)	協会の実施する観光振興事業に対し、助成等を行い、協会のもつ会員企業を始めとする、民間事業者や学校、地域団体とのネットワークを活用した新規性の高いさまざまな観光事業の展開が可能となっている。区直営では実現しえなかった産学との連携が図れ、魅力的なコンテンツの観光事業が可能となった。今後は、協会において、さらに協力団体の裾野を広げていけるとよい。	
101	文化観光産業部	文化観光課	継続	新宿区文化芸術振興会議の運営	区の文化芸術の振興に関する基本的事項について調査審議するため。	区内の文化芸術活動等を継続的・継続的に促進していくために、文化芸術活動等の調査検討を行う。	地域団体(協力団体など) その他(文化芸術振興会議委員)	平成22年9月	情報提供・交換	新宿区文化芸術振興基本条例第17条による新宿区文化芸術振興会議の設置。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供 会議作業場所提供	その他(区民委員は公募)	諮問事項の審議。	区政への区民意見の反映。	
102	文化観光産業部	文化観光課	継続	新宿文化センターの管理運営	新宿区における文化芸術活動の拠点として、区民や文化芸術団体に参加・体験・鑑賞の場を提供し、文化芸術の振興及び区民の文化の向上及び発展に寄与する。	区民ニーズに沿った文化芸術団体、民間企業等と連携し、公演やコンサート等を実施する。	その他(指定管理者)	平成18年4月	委託	指定管理者制度が導入されたことによる。	連携・協力の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 委託・助成等	その他	指定管理者として施設を管理運営するとともに、文化芸術振興のための事業を実施する。	利用者サービスの向上ができ、稼働率の向上につながる。また、区の文化芸術振興に寄与することができる。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
103	文化観光産業部	文化観光課	実行 その他	無料公衆無線LAN環境の整備	区内の公共空間で訪日外国人旅行者や国内旅行者が、区内の観光情報を容易に入手できるよう、アクセスポイントを整備する。これにより利便性を高めるとともに、区内での回遊性を向上させることを目的とする。	アクセスポイントの運用、観光情報(コンテンツ)の管理。	地域団体(新宿観光振興協会) その他(東日本電信電話株式会社・エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社)	平成28年4月	事業協力委託	新宿クリエイターズフェスタ協賛において、相手方からの提案があったため。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協働 会議作業場提供 委託・助成等 人員の応援	提案・持込	新宿観光振興協会:地域や企業の枠組みを超えた「ALL新宿」の取組みを活かした新宿の観光情報(コンテンツ)の提供。 NTTグループ:光回線やアクセスポイントの提供、技術的助言。	(課題)訪日観光客への周知力強化。	
104	文化観光産業部	文化観光課	継続	観光関連団体との事業連携・情報交換	新宿の持つ歴史・文化・産業・人材等の多様な資源を活用することにより、国際性・多様性等の区の強みや魅力を積極的に区内・外に発信し、観光により地域活性化を図る。	・新宿御苑 森の薪能・・・新宿御苑で能の公演を行う。	地域団体(一般社団法人新宿観光振興協会)	平成26年9月	共催	区内の国民公園である新宿御苑では、一般に公演での利用は禁じられているが、区が森の薪能の実行委員会に加入し、共催することにより、新宿御苑の利用が可能となり、御苑の幽玄な雰囲気の中で、伝統芸能である能の公演を行うという、地域の要望が実現した。	広報PR面での協力 人員の応援	提案・持込	協賛企業・協力企業の募集及び連絡調整。 事業企画および運営。	新宿御苑での能の公演という特別な内容から、多くの方に足を運んでいただいている。平成30年度からは、野外で公演できない場合には新宿文化センターを活用するとし、雨天時等の代替措置の課題解決に取り組んでいる。	
105	文化観光産業部	文化観光課	継続	新宿クリエイターズフェスタの開催	①アートを通して新宿の魅力づくり、イメージアップを図り、新たな賑わいと活力づくりに取り組む。 ②新宿駅周辺の公共の空間・施設、民間施設等を活用し、様々なアートイベントを開催することで、区民及び来街者が文化・芸術に触れる機会を提供する。 ③イベントを通して、多くのアーティストに発表・発信の場を提供する。	地元商店街振興組合、特別協賛企業役員に代表者に、区も加わり実行委員会を組織し、アートイベントを企画・開催する。 ①著名アーティストによる作品展 ②子ども参加型のアート体験プログラム ③学生による作品展やイベント ④アーティストと協賛企業とのコラボレーションなどによる、まちなかアート展示	地域団体(協働団体など)ボランティア(個人)NPO その他(アーティスト、地元商店街振興組合、協賛・協力企業、大学、専門学校等)	平成23年10月	実行委員会・協議会 事業協力委託 情報提供・交換	歌舞伎町ルネッサンスの目指す「新たな文化の創造・発信」「賑わいづくり」を進めるため、多様な文化・芸術を育む新宿の遺産を活かしたアートイベントを、官民一体となって開催したいという区の呼び掛けに対し、まちの再生に向けた取り組みを進めてきた関係各団体が応じたこと。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協働 会議作業場提供 イベント会場確保等 機材貸出等 委託・助成等 人員の応援 その他(会計管理)	その他(アーティストは継続参加または提案、協賛企業は継続または新規開拓)	・実行委員会:フェスタの企画や予算・決算等の協議。 ・協賛・協力企業:協賛金の拠出、会場・備品の提供。 ・アーティスト:アート作品の制作・展示。 ・イベントの企画・運営。 ・スタッフ従事。 ・広報宣伝。	9回目の開催となり、観覧者数やイベント数も増え、夏の一大アートイベントとして定着しつつある。今後も引き続き、PR効果が高い新宿の立地を活かし、より多くの民間企業の協力を募るとともに、話題性のあるイベントを企画・運営し、周知していくことが課題である。	
106	文化観光産業部	文化観光課	実行 継続	歌舞伎町ルネッサンスの推進(TMOの運営支援)	歌舞伎町ルネッサンスの目指す「誰もが安心して楽しめるまち」の実現に向け、歌舞伎町タウン・マネージメント(TMO)が進めるまちづくりを支援する。	歌舞伎町タウン・マネージメントは、地元町会・商店街振興組合、民間事業者、警察・消防等の関係機関により構成されており、歌舞伎町ルネッサンスが掲げる目標を実現するため、情報発信事業、地域活性化事業、安全・安心事業、まちづくり事業を、官民一体となって実施しています。	その他(歌舞伎町タウン・マネージメント(TMO))	平成20年4月	実行委員会・協議会 事業協力委託 情報提供・交換 その他(後援)	平成17年1月に歌舞伎町ルネッサンス協議会が発足し、歌舞伎町を再生する取り組みが地元商店街・町会・事業者の中から始まった。まちづくりを効果的に進めるための活動主体として、TMOの発足が必要とされた。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協働 会議作業場提供 イベント会場確保等 機材貸出等 委託・助成等 人員の応援	その他	歌舞伎町を「誰もが安心して楽しめるまち」へ再生するために、情報発信事業、地域活性化事業、安全・安心事業、まちづくり事業を実施する。	TMOが、歌舞伎町を再生するために地元商店街・町会・事業者など関係機関が実施する取組みを取りまとめ、相互につなげる役割を果たすことで、歌舞伎町ルネッサンスに向けたまちづくりがより効果的・効率的に実施できている。	
107	文化観光産業部	文化観光課	実行 継続	歌舞伎町活性化プロジェクトの展開(公共空間・施設等の活用) ※旧四谷第五小学校を拠点とした吉本興業グループ東京本部との連携を含む。	地元・事業者、歌舞伎町タウン・マネージメント、関係行政機関等、様々な活動主体と連携・協力しながら、まち全体から、年間を通じた「賑わいの創出」と「新たな文化の創造・発信」を進めることで、歌舞伎町ルネッサンスの目指す「エンターテイメントシティ」を実現する。	歌舞伎町タウン・マネージメントや地元商店街振興組合・町会のほか、事業者等が実施する各種イベントの企画立案や事業実施の支援、及びイベント会場や会議室等の確保などを行う。	町会自治会 地域団体(協働団体など)ボランティア(個人・団体)NPO その他(歌舞伎町タウン・マネージメント、歌舞伎町商店街振興組合、歌舞伎町二丁目町会、事業者等)	平成17年1月	実行委員会・協議会 事業協力委託 情報提供・交換 その他(後援)	地元商店街振興組合・町会、事業者等が、「エンターテイメントシティ・歌舞伎町」の実現に向け、公共空間・施設等でのイベントを開催したいとの要望が出てきたため。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協働 会議作業場提供 イベント会場確保等 機材貸出等 委託・助成等	その他	歌舞伎町タウン・マネージメントを中心として、地元商店街振興組合・町会、事業者、関係行政機関等がそれぞれの立場で役割分担し、歌舞伎町の活性化に資する取組みを実施する。	令和元年度は、ゴジラロードやシンネンティ広場、区立大久保公園等の公共空間・施設等で開催した各種イベントに、年間約47万人が歌舞伎町に訪れており、着実に賑わい創出の成果が出ている。また、シンネンティ広場は、平成30年12月に国家戦略特区に認定され、令和元年11月には東京都屋外広告物条例の特例が認可された。今後もTMOを中心として、地元商店街振興組合・町会、事業者と協力し、歌舞伎町ルネッサンスを推進していく。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
108	文化観光産業部	産業振興課	継続	産業振興会議の運営	区長の附属機関として、産業振興会議を開催し、産業振興をより一層推進するとともに、効果的・効率的に施策を実施していくための検討を行う。	産業振興施策の検討、区長への報告。	その他(学識経験者、区民、事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育機関) 商店会連合会、染色協議会、印刷・製本関連団体協議会、東京商工会議所、東京三協信用金庫/西京信用金庫、早稲田大学	平成23年8月	その他(審議会)	区の産業振興に関する基本的な考え方を示す新宿区産業振興基本条例を平成23年4月1日に施行し、この条例の規定に基づく区長の附属機関として開始した。	情報収集 行政情報提供	公募 その他(団体推薦)	会議への出席、意見交換、報告書作成等。	産業振興施策の有効性について意見を頂き、現行施策の改善につながった。 今後は、更に実行性の伴った議論が求められる。	
109	文化観光産業部	産業振興課	継続	産業コーディネーターの活用	産業振興施策における各種事業間の連携、産業関係者の相互交流を促すなど産業コーディネーター機能を十分に発揮できるように具体的な提案及び取り組みへの補完を行う。	産業振興施策等の実施及び改善に関する提案。 各事業の審査会委員として参加。	その他(学識経験者)	平成15年4月	その他(委嘱)	平成15年7月30日に、新宿区は立教大学と区内産業の活性化、新産業の創造等の地域産業の発展を目的とした協定を締結した。	連携・支援の仕組み作り 行政情報提供	その他(紹介)	産業振興施策における各種事業間の連携、産業関係者の相互交流を促すなど産業コーディネーター機能を十分に発揮できるように具体的な提案及び取り組みへの補完を行うこと。	効果・・・専門的知識や経験に基づく各審査会における採択・成果検証等や具体的な提案に基づく産業振興施策の実現。 課題・・・時代・環境変化に伴い、コーディネーターを刷新していく必要がある。	
110	文化観光産業部	産業振興課	継続	地場産業団体の展示会等の支援	地場産業団体の事業経費助成により、地場産業の活性化を図ることを目的とする。	地場産業団体が自主的に行う展示会等の事業実施の助成を行う。	地域団体(協力団体など) 新宿区染色協議会、一般社団法人新宿区印刷・製本団体協議会	平成17年4月	事業協力	昭和52年に染色、印刷・製本業を地場産業と位置付け、地場産業のPR、振興を目的とした催しを区主催で実施し、地場産業団体に協力または共催で実施していた。	行政情報提供 広報PR面での協力委託・助成等	その他(地場産業団体)	自主事業として企画立案し、実施する。	区の助成、情報提供等により、意義のある事業を実施することが可能となっているが、団体構成員の減少と時代のニーズに合わせた事業の在り方が課題。	
111	文化観光産業部	産業振興課	その他	生鮮三品小売店活性化事業	生鮮三品業界の自主的な取り組みを支援し、小売店の活性化と区民の消費生活の充実を図る。	連絡会運営支援、魚のおろし方教室の実施、会員への研修。	その他(業界団体) 新宿区生鮮三品小売店連絡会	平成9年4月	事業協力	産地直送販売奨励事業補助金の終了に伴い新宿区生鮮三品特販組合(現・生鮮三品小売店連絡会)が設立され、組合事務所を区(産業振興課)に置いたことによる。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会場作業場所提供 イベント会場確保等 委託・助成等	その他(過去の経緯による)	魚のおろし方教室の材料等準備、講師。	連絡会の自主的な取り組みを支援することで、小売店が活性化し、区民の消費生活の充実につながっている。	
112	文化観光産業部	消費生活就労支援課	継続	消費者講座	消費者教育の一環として、学習の場を提供し、消費者の権利を自覚した「かしこい消費者」を育成するために実施する。	消費者講座を年8回開催(うち6回は連続講座「消費者大学」を実施)。ただし令和2年度は新型コロナにより中止。	地域団体(協力団体など) 新宿区消費者団体連絡会	平成20年4月	委託	区からの提案。	広報PR面での協力 会場作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等 委託・助成等	その他(業者指定)	事業の企画調整・実施。	消費者団体の専門性を活かし、より消費者のニーズに即した講座を実施できる。また、講座の準備、実施を通じて団体活動の活性化を図ることができる。	
113	文化観光産業部	消費生活就労支援課	継続	消費生活展(消費生活シンポジウム)	消費者団体の日頃の学習や活動成果を発表する場として、消費生活展を開催する。また、区民に対し消費生活に関する情報提供や普及啓発を行い、消費者としての意識の向上を図る。	イベントの企画調整・実施。	地域団体(協力団体など) 消費者団体・グループ(新宿区消費者団体連絡会、その他推薦・公募団体)	平成19年4月	実行委員会・協議会	区からの提案、団体からの推薦、公募。	事業企画への参加 広報PR面での協力 会場作業場所提供 イベント会場確保等 委託・助成等	公募 その他(区からの提案、団体からの推薦)	消費者団体の研究成果を、区民に広く情報提供することで、消費生活に関する知識を深めることができる。また、区が活動発表の場を提供することで、団体の自主的な活動の活性化を図ることができる。	消費者団体の研究成果を、区民に広く情報提供することで、消費生活に関する知識を深めることができる。また、区が活動発表の場を提供することで、団体の自主的な活動の活性化を図ることができる。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業				令和2年度より追加した事業				協働事業提案制度を活用して実施した事業				(令和2年12月16日時点)			
No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
114	文化観光産業部	消費生活就労支援課	継続	消費生活地域協議会の運営	消費者教育及び消費者安全の確保など消費者支援を推進するとともに、効果的・効率的に施策や事業を実施していくための協議を行う。	消費者教育及び消費者安全の確保など消費者支援施策の検討。	社会福祉協議会 町会自治会 地域団体(協力団体など) その他(学識経験者、弁護士、公募区民、商店会、教育機関、福祉機関)	平成27年7月	実行委員会・協議会	平成24年施行の消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進地域協議会として設置した。	連携・協力の仕組み作り 情報収集 行政情報提供	公募 その他(団体推薦)	会議への出席、意見交換等。	効果的な消費者教育の推進、及び消費者安全の確保の推進について、関係機関と意見交換を行うことにより、連携の強化及び施策の推進を図ることができる。	
115	文化観光産業部	消費生活就労支援課	継続	消費者情報の提供	「かしこい消費者」を育成するため、商品・サービスをはじめとした消費生活に関する情報提供を行うと同時に、消費者としての知識を啓発し、消費生活の安定向上に寄与する。	消費生活情報誌「くらしの情報」の紙面づくり。	その他(新宿区消費者団体連絡会)	不明	その他	消費者団体の自主的な活動を促進するとともに、その活動をPRし、消費者活動を行う区民の拡大を図るため。	広報PR面での協力	その他	消費生活情報誌「くらしの情報」の紙面づくり。	消費者団体の自主的な活動を促進するとともに、その活動をPRし、消費者活動を行う区民の拡大を図ることにつながっている。	
116	文化観光産業部	消費生活就労支援課	その他	消費者活動事業助成等	消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するとともに、消費者活動を行う区民の拡大を図ることを目的とする。	①消費者団体等が行う公益性のある事業に、その費用の3分の2の範囲内で助成する消費者活動促進等事業助成(8月実施、11月予定)。 ②一般消費者向けバス見学会(令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止)。	その他(新宿区消費者団体連絡会、区内消費者団体)	平成19年4月	共催 事業協力	消費生活バス見学会などを協働して行うことにより、より多くの区民に啓発活動ができるため。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等 委託・助成等 人員の応援 その他	公募 その他(業者指定)	消費者団体の研究成果を、区民に広く情報提供することで、消費生活に関する知識を深めることができる。また、区が活動発表の場を提供することで、団体の自主的な活動の活性化を図ることができる。	消費者団体の研究成果を、区民に広く情報提供することで、消費生活に関する知識を深めることができる。また、区が活動発表の場を提供することで、団体の自主的な活動の活性化を図ることができる。	
117	文化観光産業部	消費生活就労支援課	継続	消費生活相談	消費生活相談室を設置して、消費生活相談員が消費生活全般にわたる苦情、相談に対して助言、情報提供、相手方事業者とのあっ旋交渉を行うほか、法的観点からの弁護士による来所相談も実施している。また、悪質商法被害の早期発見、被害の回復、二次被害防止に主眼を置いた悪質商法被害防止支援事業を行っている。	「新宿区悪質商法被害防止ネットワーク」を構築し、被害の通報、周知、予防活動を行う。	その他(関連相談機関、区内弁護士等)	平成17年10月	情報提供・交換	関係機関が連携することにより、悪質商法被害防止に効果的に取り組むことができるため。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供	その他	悪質商法被害の区への情報提供、区民への注意喚起。	関係機関との連携で、悪質商法の被害者の早期発見ができ、今まで消費生活相談することの無かった方が相談につながるようになった。また、悪質商法の事例を情報提供することで、関係機関の対応が迅速になった。	
118	文化観光産業部	消費生活就労支援課	継続	消費生活センター分館の施設利用	各会議室等を、消費者団体の自主的活動や消費者活動を目的とした学習等の場として提供し、消費者の安全で安心な消費生活を支援するために必要な情報を提供するコーナーを設置する。	利用者懇談会での情報交換・意見交換。情報提供コーナーでの消費者団体作成資料の展示。	その他(新宿区消費者団体連絡会、区内消費者団体、地域住民)	平成21年4月(センター機能が移転し、分館となる)	情報提供・交換	利用者懇談会で消費者団体連絡会や地域住民と情報交換・意見交換を行い、より利用しやすい施設づくりを目指すため。消費生活に関する情報を広く周知するため。	情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供	公募 その他	施設を利用する立場からの意見を述べることで、施設利用の改善ができる。消費者団体の活動の成果を展示することで、消費生活に関する情報を広く周知することができる。	異なる立場からの意見を交換することで、施設の改善ができる。	
119	福祉部	地域福祉課	継続	新宿区民生委員児童委員協議会(各種団体)への事業助成	新宿区民生委員・児童委員協議会研修補助金	福祉団体の円滑な事業の推進を図るための研修等事業助成。	その他(新宿区民生委員・児童委員協議会) (各地区民生委員・児童委員協議会(10地区))	令和2年 昭和44年	その他(研修補助)	地域と行政との要として活動するため、民生委員・児童委員の資質と専門性を高める必要があるため。	委託・助成等	その他(区民児協及び各地区民児協)	区民児協又は各地区民児協が企画実施する自主研修において、民生委員・児童委員の資質の向上と委員同士の連携・親睦を図ること。	民生委員・児童委員の資質の向上が図られている。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業										令和2年度より追加した事業		協働事業提案制度を活用して実施した事業			
No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
120	福祉部	地域福祉課	継続	高齢者在宅サービスセンターの管理運営	介護保険法に基づく通所介護事業が適切・効果的に行えるよう、高齢者在宅サービスセンターの管理運営を行い、介護を要する在宅の高齢者及びその家族への福祉向上を図る。	指定管理者によるボランティアの受入れ。	社会福祉協議会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体)	平成10年4月 (百人町高齢者在宅サービスセンター)	事業協力 その他(ボランティア)	社会福祉協議会ボランティアセンターからの紹介(介護支援等ボランティアポイント事業を含む)や指定管理者が運営する他施設からの紹介。	連携・支援の仕組み作り	その他(社協ボランティアセンターからの紹介)	行事等では、演奏、舞踊、手品等の披露等。 日常活動では、利用者へのお茶だしや、話し相手(傾聴)等。	地域の施設として、区民の方にやりがいのある活躍の場を提供することで、区民の方の生きがいづくりに役立っている。それが利用者サービスの向上を図ることにもつながっている。 より多くの方の活躍の機会を創出し、利用者との社会的交流の場を地域に還元できるように、どのような形でボランティアと協働を進めていくか更に検討していく必要がある。	
121	福祉部	障害者福祉課	継続	障害児等タイムケア事業	障害児(小・中・高校生)を対象とした放課後等の日中活動支援	障害児支援にノウハウを持つ社会福祉法人に対し、安定した運営が確保できるよう運営経費の一部を補助する。	地域団体(協力団体など) 社会福祉法人新宿あした会	平成19年4月	事業協力	障害児の保護者、その保護者が組織する団体からの放課後支援の要望。	会議作業場所提供 委託・助成等	提案・持込	障害児支援事業の実施	障害児等の放課後・学校長期休業中の日中活動の場の提供や、交友範囲の拡大と社会生活上のマナーの習得、常時介護する保護者の休息の効果がある。	
122	福祉部	障害者福祉課	継続	自発的活動支援	障害者の自立と社会参加を促進する自主活動を援助するため助成金を交付し、障害者福祉の増進を図る。	区内に住所を有する障害者のために次の各号のいずれかに該当する事業を行うものに助成金を交付する。 ①学習及び研修事業 ②調査研究事業 ③福祉教育及び啓発事業 ④福祉器具及び福祉器材の開発、整備等に関する事業 ⑤他の模範となる事業 ⑥その他区長が認めた事業	その他 (新宿区協働支援会議委員のうち1名)	平成25年4月	その他(配分委員会の外部委員を依頼)	助成金配分委員会に、外部委員1名を加えたこと	広報PR面での協力 委託・助成等	その他(地域コミュニティ課長に推薦依頼)	助成金配分委員会の外部委員として、申請事業に助成金を交付できるかを協議する。	平成24年度より助成金配分委員会に新宿区協働支援会議委員のうち1名を加えることによって、助成金交付の協議について、より公平性が保たれることとなった。	
123	福祉部	障害者福祉課	継続 実行	こころのバリアフリーの促進	障害のある方と障害のない方との相互理解を深め、こころのバリアフリーを促進するため、障害者週間(12月3日～9日)を中心に啓発事業を開催する。	障害者週間のうち2日間、新宿駅西口広場イベントコーナーにおいて、障害者が制作した作品を販売・展示する障害者福祉施設共同バザール・障害者作品展を行う。同時に障害への理解を深めるためのイベントを開催する。また、ギャラリーオーガードみるつくでも、障害者作品展を約1か月間開催する。共同バザール・障害者作品展は、参加施設・サークルで構成される実行委員会にて実施運営し、実務については新宿区勤労者・仕事支援センターに委託する。	地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO その他(協力企業) 区内障害者福祉施設、㈱ファミリーマート、㈱ECA、新宿区勤労者・仕事支援センター、新宿区社会福祉協議会	平成18年12月	実行委員会・協議会 事業協力 委託 情報提供・交換	障害理解を促すためには、当事者からの発信が必要との考えに基づき、実行委員会形式となった。協力企業については、趣旨に賛同した企業からの提案による。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 委託・助成等 人員の応援	提案・持込 その他(区内障害者福祉施設等の有志を募集)	新宿区勤労者・仕事支援センター: イベント当日までの実務を業務委託 共同バザール実行委員会: 共同バザール・障害者作品展の企画運営 社会福祉協議会: 広報PR面での協力 協力企業: 役務、物品、金券等の提供	参加団体で組織される実行委員会での運営により、障害当事者が主体的に活躍する場を創出できる。また、民間企業の協力を得ることで一般来場者の集客増が可能となる。障害当事者にとっても社会的関わりを広げることによる活動の意欲増進につながる。	
124	福祉部	障害者福祉課	継続	視覚・聴覚障害者支援事業	視覚障害者又は聴覚障害者等の地域生活の円滑化と社会参加の向上を図る。	新宿区社会福祉協議会の1階にある視覚・聴覚障害者交流コーナーの運営を委託している。	社会福祉協議会	平成24年4月	委託	障害者への支援に精通し、新宿区登録手話通訳者連絡会を育成してきた新宿区社会福祉協議会が事業を受託し実施することで、視覚・聴覚障害者への実施にあつた、効果的なサービスを実施できるため。また、本事業は新宿区社会福祉協議会1階の視覚障害者交流コーナー・聴覚障害者交流コーナーで行うため、新宿区社会福祉協議会が運営・管理するに相応しいため。	委託・助成等	その他(特命 随意契約)	(1)障害者の交流の場の運営 (2)代読・代筆等サービス (3)インターネット情報検索等 (4)相談、助言、情報提供サービス (5)講座・講習会の開催及び開催支援 (6)運営委員会の開催支援	社会福祉協議会の持つネットワークを活用し、グループ活動の誘致や支援員の協力を得ており、利用者も増加している。今後とも協働を推進し、利用者にとって有意義なコーナーとなるよう取り組んでいく。	
125	福祉部	地域包括ケア推進課	継続	いきいきハイキング	野山等を散策することにより、高齢者の体力の保持増進と健康に対する意識の高揚を図り、あわせて参加者相互のふれあいを促すことを目的とする。	区内在住の60歳以上の歩行等健康に自信のある高齢者を東京近県の秋の野山等にお誘いし、ハイキング等を行う。	NPO法人 新宿区ウォーキング協会 NPO法人新宿区レクリエーション協会	昭和46年度	委託	日本ウォーキング協会の企画委員を務める区民(現:新宿区ウォーキング協会会長)から健康づくりに最適なツールとしてウォーキングを提案された。	事業企画への参加 イベント会場確保等 人員の応援 その他	その他	①企画及び実施場所の提案。②事前実地踏査の同行、ハイキング当日の参加者の誘導・引率等。	ウォーキング協会・レクリエーション協会のスタッフはウォーキング、ハイキングに長じているため、参加者が安心して参加できる。参加者の仲間づくりやハイキング愛好者への参加を促すことで、ハイキングを通じた健康保持が進められる。	

(令和2年12月16日時点)

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
126	福祉部	地域包括ケア推進課	継続	敬老事業	敬老会、ことぶき祝金により長寿のお祝いを行う。	敬老会:77歳以上の方を敬老会の催しにご招待する。 ことぶき祝金:節目の年齢の高齢者の方に祝金を贈呈する。	ボランティア(個人・団体) その他 敬老会:新宿いきいき体操サポーター、新宿区民踊り連盟 ことぶき祝金:民生委員	敬老会:昭和46年度 ことぶき祝金:平成8年度	事業協力委託	敬老会:会の演目の中に区民に参加いただくことで楽しく親しまれる会とするため。 ことぶき祝金:敬老のお祝いとして戸別訪問を実施しているため。	事業企画への参加 行政情報提供 イベント会場確保等	その他	敬老会の演目への出演、ことぶき祝金の配付。	ことぶき祝金の対象者層の意識の変化による民生委員の負担の増大。	
127	福祉部	地域包括ケア推進課	継続	シニア活動館の管理運営	シニア世代を含む高齢者がボランティアなどの社会貢献活動の拠点として活用できる施設として設置・運営する。	①シニア世代等が行う社会貢献活動 その他の地域活動に関すること②シニア世代等を対象として行われる介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること。	その他 (指定管理者)	平成21年4月	その他	ことぶき館の機能転換により、指定管理制度を導入したことから。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協力	公募 プロポーザル	指定管理者として施設を管理運営するとともに、社会貢献・介護予防のための事業を実施する。	各指定管理者による独自の魅力ある事業展開がなされている。また、区民ボランティア等と共催で事業を実施するなど、地域との協働も推進されている。	
128	福祉部	地域包括ケア推進課	継続	地域交流館の管理運営	地域における高齢者の仲間づくりや介護予防などに取り組む場となる施設として設置・運営する。	①地域高齢者の福祉を推進するために行われる区民相互交流に関すること。②高齢者を対象とする、介護予防に資する活動、体力向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動。	その他 (指定管理者)	平成21年4月	その他	ことぶき館の機能転換により、指定管理制度を導入したことから。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協力	公募 プロポーザル	指定管理者として施設を管理運営するとともに、地域交流・介護予防のための事業を実施する。	各指定管理者による独自の魅力ある事業展開がなされている。また、区民ボランティア等と共催で事業を実施するなど、地域との協働も推進されている。	
129	福祉部	地域包括ケア推進課	実行	介護支援等ボランティア・ポイント事業	18歳以上の区民が介護保険施設等でボランティア活動をおこなった際に換金又は寄附できるポイントを付与することにより、高齢者等を支えるためのしくみづくりを推進する。	ボランティア活動に応じてポイントを付与し、貯まったポイントを年間50ポイント(5,000円)を限度に換金又は寄附する。	社協 ボランティア(個人・団体)	平成21年4月 (ポイント付与開始は同年7月)	事業協力委託	区社協が持つ、地域の支え合いの仕組みづくりの機能を活かすため。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 委託・助成等	その他(業者指定)	・社協に登録したボランティアの意向に合った活動を実施・継続できるようコーディネート・フォローアップを行う。 ・ポイントの換金又は寄附の手続きを行う。	ボランティア活動の支援を行っている区社協が、施設側とボランティアとのコーディネートの役割を果たすことで、地域の支え合い活動を安定して進めることができる。	
130	福祉部	地域包括ケア推進課	継続	地域介護予防活動支援事業(新宿いきいき体操)	いつでもどこでも気軽に取り組める「新宿いきいき体操」の活動を通じて介護予防事業の普及を目指す。	区と新宿いきいき体操サポーターが協働して「新宿いきいき体操講習会」や「新宿いきいき体操サポーター養成セミナー」などを開催し、新宿いきいき体操の地域への普及を目指す。	新宿いきいき体操サポーター	平成20年9月	事業協力	区オリジナルの介護予防体操の企画時に、公募区民に協力を呼びかけたことから。	連携・支援の仕組みづくり 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 イベント会場確保等 機材貸出等	公募	講習会やサポーター養成セミナーの準備、進行、広報活動。 区の行事への参加協力。	サポーターによる普及啓発により、介護予防体操に取り組む高齢者が増加している。 今後の課題はサポーターが行う、新宿いきいき体操をツールとした地域づくりである。	
131	福祉部	地域包括ケア推進課	継続	高齢者健康増進事業(湯ゆう健康教室)	60歳以上の新宿区民を対象に公衆浴場の脱衣所等で保健講話や演芸を行い、地域での交流及び健康増進の意識づけを行う。	公衆浴場の脱衣所等の場所を提供してもらい、技能・知識・経験等を有する地域の方にレクリエーションを実施してもらう。	ボランティア(個人・団体) その他 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合 新宿支部 地域の技能者	平成17年度	委託	公衆浴場の確保の為に法律第4条(地方公共団体は公衆浴場が住民の健康と福祉の適切な配慮する事に努める)に基づき、公衆浴場を活用して健康増進の場としての事業として開始した。	事業企画への参加 広報PR面での協力 委託・助成等	その他	公衆浴場の脱衣所等の場所の提供と浴場利用者への広報PR レクリエーションの実施。	地域資源の有効活用による健康増進・介護予防等の実施と区事業の紹介に加え、協働の相手方への意識啓発、地域人材の活躍の場づくりにもつながった。 実施場所の固定化と新たな実施プログラムへの取り組みが課題である。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
132	福祉部	地域包括ケア推進課	実行 その他	地域支え合い支援事業	地域支え合い活動(高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、地域において多様な世代が支え合う活動)を行う個人及び団体の育成、支援及び連携。	①地域支え合い活動の入り口及び推進に資する講座の開催 ②地域ささえあい館活動支援員の配置・活動 ③地域支え合い活動を行う登録団体に対する活動支援	地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO	平成30年2月	共催 事業協力 委託 情報提供・交換	地域で支え合い活動を行う多様な世代や主体の育成が必要であるため、薬王寺地域ささえあい館の開設に合わせ、取り組みを開始した。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等 委託・助成等	提案・持込 その他(委託)	事業の企画・立案、実施及びポスター・チラシの作成	効果:講座開催においては、NPO等の専門性やノウハウを活かすことで、効果的・効率的に実施することができる。地域支え合い活動を行う団体に対し活動支援を行うことにより、活動が活性化だけでなく、地域のつながりが促進されている。 課題:活動や活動者の視野を広げるため、更なる地域支え合い活動の趣旨普及。	
133	福祉部	地域包括ケア推進課	その他	いきがいづくり支援事業等	高齢者の健康及び福祉の増進	①いきがいづくり支援事業:高齢者自主活動団体への活動支援 ②地域交流支援事業:高齢者同士・高齢者と地域住民との交流への支援 ③介護予防事業:介護予防に資する教室及び講座等の開催	その他(株式会社日本ライフデザイン)	平成30年4月	委託	グループホームあんじゅうむ大久保が開館するにあたり、高齢者地域交流スペースを設けたため	連携・支援の仕組み作り 行政情報提供 広報PR面での協力 委託・助成等	その他(業者指定)	高齢者自主活動団体への活動支援をすとも、地域交流・介護予防のための事業を実施する。	独自の魅力ある事業展開がなされている。	
134	福祉部	高齢者支援課	継続	高齢者の権利擁護の普及啓発	高齢者の権利擁護に関するネットワークの充実を図り、区民や関係者に対して普及・啓発を行うことで高齢者の総合的な権利擁護を図る。	高齢者の権利擁護ネットワーク協議会及び推進部会の開催。 権利擁護の普及啓発に関する講演会の実施。	社協 町会自治会 その他 (医師会、弁護士、司法書士、社会福祉士、警察、消防、病院、介護サービス事業者協議会、民生委員)	平成21年4月	実行委員会 協議会 情報提供・交換	高齢者虐待防止法の成立により虐待防止のネットワーク構築が必要になったと同時に、孤独死防止、徘徊や成年後見など認知症高齢者等に対して包括的なネットワークの構築が必要となったことがきっかけとなった。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供	その他(団体の推薦)	施策の検討及び普及啓発。	高齢者の権利擁護ネットワーク協議会は、情報交換、共有の場として有効に機能しており、具体的な取組みにも繋がっている。	
135	福祉部	高齢者支援課	実行 継続	地域安心カフェの運営支援 (※ほっと安心地域ひろば)	一人暮らし高齢者、認知症高齢者及びその介護者等が気軽に交流や相談ができる場を設け支援することにより、高齢者や介護者の孤立を予防し、地域における区民の支え合いの充実を図る。	・地域安心カフェの開催。 ・ボランティア募集説明会の実施 等。	ボランティア(個人・団体) その他(介護福祉施設等)	平成21年7月	事業協力	①協働事業提案制度 ②地域における区民の支え合いの充実を図り、区民が主体的に地域の担い手となって高齢者の生活を支援する体制を整備していく必要があるため。	連携・支援の仕組み作り 行政情報提供 広報PR面での協力 イベント会場確保等 委託・助成等	提案・持込	事業企画の立案、情報収集、事業広報・PR、スタッフの養成・確保、事業実施。	・気軽で身近な形で高齢者等が知り合うきっかけづくりを行うことにより、人と人のつながりが深まっている。また、高齢者の抱える不安や心配事を早期に把握し、専門機関への橋渡し等の支援を実施している。 ・様々な事情やニーズを持つ人がいる地域での事業実施を通じて、住民等の力を引き出し、自主的な活動へのきっかけをつくっていく必要がある。	
136	福祉部	高齢者支援課	実行 継続	地域見守り協力員事業	一人暮らし等の高齢者に対して、ボランティアが定期的に見守り・声かけ訪問を行うことで、安否の確認と孤独感の解消を図る。また、必要に応じて関係機関へつなげ、高齢者を地域で支えるしくみづくりを進める。	ボランティアの地域見守り協力員が希望する高齢者宅を訪問し、声かけ活動や安否確認を行う。	社協 ボランティア(個人・団体)	平成12年	事業協力 委託	高齢化に伴い地域との交流のない引きこもりがちな高齢者が増加し問題となっていた。そのような中、ボランティアで地域の高齢者を見守り・声かけを行うため、社会福祉協議会と連携し、本事業を開始した。	連携・支援の仕組み作り 行政情報提供 イベント会場確保等 委託・助成等	その他(業者指定)	事業対象者への訪問・見守り活動及び協力員へのサポート、コーディネート。	高齢者の孤独感を解消する。また、活動を通して地域や近隣との交流を図る。	
137	福祉部	高齢者支援課	実行 継続	一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布	75歳以上の一人暮らし高齢者宅へ情報紙を月2回訪問配布することにより、見守り・安否確認を定期的に行う。	①情報紙の編集・発行。 ②訪問配布。 ・民生委員による訪問配布(居住実態等の把握を兼ねる) 2回/年 ・委託法人による訪問配布 22回/年 ③訪問配布辞退者への勸奨及び不明者の再調査。	NPO その他(シルバー人材センター等)	平成19年7月	事業協力 委託	情報紙訪問配布への協力呼びかけに対し、関係団体から賛同が得られたことから。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 委託・助成等	その他(業者指定)	・地域の支え合いにより高齢者を見守る仕組みづくりを行なうため、地域ボランティアをコーディネートし情報紙の配布を行う。 ・孤独死防止対策に力を入れているマンション管理会社で、マンション管理組合の承認を得られたマンションの管理員が、配布を行う。	地域の支え合い活動に、区と連携するNPO等が参加することで、安定した仕組みとして見守り事業が実施されている。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
138	福祉部	高齢者支援課	実行 継続	高齢者見守り登録事業等	地域における高齢者の見守りの強化。	高齢者に身近な事業者が、業務中に気づいた高齢者の異変を高齢者総合相談センター等へ連絡し、関係機関と連携して地域の高齢者をゆるやかに見守る。	その他(新宿区高齢者見守り登録事業者)	平成24年9月	事業協力 情報提供・ 交換	高齢者の権利擁護ネットワークにおいて、地域における高齢者の見守り強化の一環として、日頃から高齢者の日常生活と関わりのある事業者等の協力を得て、高齢者をゆるやかに見守っていくべきであるということが提案されたため。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供	その他(申請による登録)	通常業務において高齢者の異変に気付いた場合に、高齢者総合相談センター等へ速やかに連絡する等、関係機関との連携を図ること。	地域における見守りの目が増えている(令和2年8月末現在495事業者)。	
139	福祉部	高齢者支援課	実行 継続	認知症高齢者支援の推進(認知症サポーター活動登録者【オレンジの輪】の活動)	認知症サポーター活動登録者(オレンジの輪)が、認知症高齢者や介護者を地域で支える取組みに参加することにより、支援の輪を広げる。	区や高齢者総合相談センターで行う認知症サポーター養成講座の修了者で、認知症についての普及啓発活動を希望する登録者(オレンジの輪)に、各取組みに参加してもらう。	ボランティア(個人・団体) 認知症サポーター活動登録者(オレンジの輪)	平成24年4月	事業協力 情報提供・ 交換	認知症サポーター養成講座を行う中で、認知症サポーターが地域の支え合いの輪を広げる活動に参加するしくみづくりが求められたことから。	連携・支援の仕組み作り 行政情報提供 広報PR面での協力 人員の応援	公募	①認知症サポーターフォローアップ講座の受講。 ②認知症高齢者を支える取組み(区内グループホーム等のボランティア)。 ③認知症介護者を支える取組み(認知症介護者家族会ボランティア)。 ④認知症サポーター養成講座の普及活動(講座の運営補助等)。	地域のボランティアと区が協働で行うことにより、認知症サポーター養成講座やオレンジの輪の活動が広がる。	
140	福祉部	介護保険課	継続	特別養護老人ホームの入所調整	特別養護老人ホームの入所に際し、透明性と公平性を確保した上で、優先入所システム(入所の必要性の高い申込者から優先的に入所する仕組み)により、円滑な入所を図る。	区が受け付けた入所申込みに対し、入所調整基準により点数付けした優先順位名簿を作成し、特別養護老人ホームはこれを基に入所事務を行う。	その他(区内9か所の特別養護老人ホーム、区外23か所の特別養護老人ホーム)	平成15年7月	実行委員会・協議会 情報提供・ 交換	「指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について」(厚生労働省老健局計画課長通知)。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供	その他(区内及び協力特養ホーム)	区が作成した優先順位名簿をもとに、必要度の高い申込者が優先して入所できるように入所事務を行う。	優先入所システムにより、透明性・公平性のある円滑な入所が図られている。また、介護老人福祉施設優先入所システム協議会により区と各施設間の情報共有がなされている。	
141	福祉部	介護保険課	継続	介護サービス事業者の質の向上	保険者としての責務及び区民の福祉の向上を図る行政主体として、高齢者が安心して介護保険サービスを利用できることを目的として、介護サービス事業者の質の向上を図る。	介護サービス事業者への支援、介護従事者、介護利用者及び介護家族の支援。	その他(新宿区介護サービス事業者協議会)	平成15年12月(新宿区介護サービス事業者協議会)	共催 事業協力 情報提供・ 交換	事業者間の連携の確保が課題であったため。	行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等 人員の応援	その他	事業者情報の提供、事業の企画運営。	効果:区内介護サービス事業者のサービスの質の向上の促進。 課題:サービスの質の向上のための具体的・効果的な取り組み。	
142	子ども家庭部	子ども家庭課	継続	保護司会への事業助成	青少年非行防止・地域環境浄化活動の普及啓発事業に対する助成を行うことで、PR効果を高める。	犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、地域活動を通して青少年の非行防止と環境浄化に取り組む。	その他(新宿区保護司会)	昭和39年	事業協力	不明	事業企画への参加 広報PR面での協力 イベント会場確保等 機材貸出等 委託・助成等 その他(会議相談場所提供)	その他(事業開始時からの継続)	関係機関・団体と連携しながら、「社会を明るくする運動」としての新宿通り広報パレードや講演会等の実施、青少年非行防止を目的とした講演会の実施など、様々な啓発活動を行う。	区が協働し、更生保護事業の広報等の役割を担うことで、区民に幅広く周知されるとともに、身近なものとして受け入れられる。今後も「社会を明るくする運動」をはじめとした更生保護活動に関わる団体と区が、互いの活動や取組み・課題等の情報及び意見交換を積極的に行うことにより、更生保護活動のさらなる充実に向けた協働関係を築いていく。	
143	子ども家庭部	子ども家庭課	継続	地区青少年育成委員会活動への支援	地区青少年育成委員会が行う事業に対し補助金の交付や情報の提供・共有の場を設ける等の支援を行い、青少年の健全育成活動の活性化を図る。	新宿区地区青少年育成委員会事業補助金交付要綱(平成23年4月1日施行)に基づき補助金交付を行うほか情報提供・共有の場として会長会や合同研修会を実施し、活動がより充実するための支援を行う。	地域団体(協力団体など) 地区青少年育成委員会	昭和46年	事業協力 情報提供・ 交換	昭和46年に区内全地区に「地区青少年対策委員会」が設置され、活動に対し補助金を支出していた。昭和49年に「新宿区各地区青少年対策委員会等補助金交付要綱」が設置され、その後、活動の実態に即した改正を行い、現在に至る。	事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 その他(全地区合同の会長会を開催、研修会開催への支援)	その他(事業開始時からの継続)	地区青少年育成委員会が実施する事業の拡大及び充実を図り、各地区の青少年の健全育成に貢献すること。	地域ごとの特色や実情をふまえた事業の実施により、地域の絆、見守りの輪を強化することができている。また、地域ぐるみで若い子育て世帯を支援できる仕組みとなっている。会長会や合同の研修会を通して各地区の枠組を越えた情報共有が可能である。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業				令和2年度より追加した事業				協働事業提案制度を活用して実施した事業				(令和2年12月16日時点)			
No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
144	子ども家庭部	子ども家庭課	継続	青少年健全育成活動	社会を明るくする運動や子ども・若者育成支援強調月間などを通じて、青少年の非行防止、非行に陥った者の更生・援助のための地域活動、青少年自身の社会参加の実践活動を奨励し、青少年の健全育成に努める。	(1)社会を明るくする運動は、青少年の非行防止と非行に陥った者の更生・援助のための地域活動について、広く国民の理解と協力を得ようとするものである。法務省の主導で全国的に実施されており、新宿区では、7～8月を強調期間としている。 (2)子ども・若者育成支援強調月間は、次世代を担う子どもと若者が健やかに育成するための施策の推進とともに、子どもと若者が社会生活を円滑に営めるよう、社会全体が育成支援への理解を深め、子どもと若者への支援を広げようとするものである。内閣府の主導で全国的に実施しており、新宿区は11月を強調月間としている。 (3)ビーボ110ばんのいえは、子どもが身の危険を感じたときに逃げ込める緊急避難場所である。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体)	(1)(2)不明 (3)平成9年から	(1)実行委員会・協議会、事業協力 (2)情報提供・交換、その他 (3)事業協力、情報提供・交換	(1)(2)運動の効果的な推進のため区と地域団体が協働している。 (3)戸塚警察署から区にステッカーの作成依頼があり、区と警察署と町会連合会が協力し、地域へ設置の呼びかけを行った。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等	その他 (事業開始時からの継続)	地区青少年育成委員会や新宿区保護司会等、様々な地域団体が、より多くの人に青少年の健全育成に関心をもってもらい、参加していただくよう周知等を行っている。	青少年健全育成活動については、様々な形できめ細かく行う必要があるため、今後も、他部署や他団体の実施する運動とより一層連携しながら進めていく必要がある。	 
145	子ども家庭部	保育課	継続	保育所(管理運営委託1所)	区立保育所に公設民営方式を導入することで、運営の効率化を図るとともに、多様な保育サービスを提供する。	富久町保育園の管理運営(基本保育、延長保育、専用室型一時保育、休日保育等の実施)。	その他(社会福祉法人 新栄会)	平成15年4月	その他(指定管理)	多様な保育サービスを実施・充実させていく方策として、民間保育事業者の能力を活用するため、指定管理者制度を導入した。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 委託・助成等 その他(指導、人材育成支援)	非公募	園運営における具体的な計画策定、各保育事業等の実施。	同事業者が運営する私立認可保育所(新栄保育園)と園児交流を行うなど、多様な保育サービスを柔軟に実施している。	
146	子ども家庭部	保育指導課	継続	未就園児親子の交流事業	地域の子育て支援	在園児親子や、未就園児親子を対象に、相互交流の遊び場として施設を開放するほか、保育士や幼稚園教諭による講座や子育て相談を実施する。	ボランティア(個人・団体)	平成19年4月	その他(運営協力の受け入れ)	ボランティア活動の申し出による。	その他(活動の場の提供)	その他(申し出を受け、当該園が必要とする支援と一致するかを園長が判断する。)	専門的な技術及び知識を活用した行事・講座等の実施、事業の運営補助。	職員だけでは提供できない活動も可能となり、児童の体験の幅が広がっている。職員が、参加した児童の保育や保護者の相談により多くの時間を割ける。	
147	子ども家庭部	男女共同参画課	実行継続	男女共同参画への啓発活動の充実(ウイズ新宿の編集)	男女共同参画を推進する。	男女共同参画啓発情報誌「ウイズ新宿」の編集・発行。	その他(編集委員)	平成19年4月	その他(公募区民、編集委員会、地域団体、協力団体など)	区民ニーズに即し、より親しみやすい男女共同参画啓発の情報誌を作成する。	事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 人員の応援 その他(講師謝礼、印刷経費、配付等)	公募	編集・取材・執筆。	編集作業を通した男女共同参画の意識の啓発。 編集委員の意見から区民ニーズを読みとる。	
148	子ども家庭部	男女共同参画課	実行継続	男女共同参画への啓発活動の充実(男女共同参画フォーラム)	男女共同参画社会づくりに向けて、区民の関心と意識を高め、区民の交流を促進する。	男女共同参画フォーラムの企画・運営・評価。	その他(男女共同参画フォーラム実行委員会)	平成11年6月	実行委員会・協議会	企画・運営を通して男女共同参画に対する意識を浸透させる。	事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 人員の応援 その他(講師、保育士、手話通訳謝礼・印刷経費等の支出)	公募	企画、講師交渉、ポスター作成、当日の運営・評価。	企画・運営を通して男女共同参画に対する意識を浸透させることができる。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度フォーラムの実行委員会は中止。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業										令和2年度より追加した事業			協働事業提案制度を活用して実施した事業		(令和2年12月16日時点)	
No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真	
149	子ども家庭部	男女共同参画課	継続	男女共同参画への啓発活動の充実(男女共同参画推進センター運営委員会)	男女共同参画推進センターの運営に関して利用者の視点を取り入れる。	男女共同参画推進センターの利用・運営等に関する協議・参加。	その他(男女共同参画推進センター運営委員会)	平成17年4月	情報提供・交換 その他(講座企画提案・運営)	男女共同参画推進センターの運営に関する検討会で常設の委員会の必要性が提案された。	情報収集 行政情報提供 会議作業場所提供 人員の応援	その他(男女共同参画推進センター利用団体有志)	男女共同参画推進センターの運営に関する助言と事業実施等。	区民の視点に立った施設運営と事業展開を行うことができる。		
150	子ども家庭部	男女共同参画課	実行 継続	男女共同参画への啓発活動の充実(ウィズ新宿とのパートナーシップ講座)	男女共同参画に関する区民の意識を高め、区民との交流を促進する。	区内で活躍する団体と協働で講座を開催(年間7講座まで)。	地域団体(協力団体など)	平成17年6月	共催	啓発講座をより一層利用者ニーズに即したものにす。	事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等 人員の応援 その他(講師謝礼の支出)	提案・持込	企画・講師交渉・ポスター・チラシ作成・当日の運営・評価。	共催団体との相互理解が深まるとともに、新たな受講生の確保が図れる。		
151	子ども家庭部	男女共同参画課	継続	しんじゅく女性団体会議の運営	区内の女性団体の交流促進し、女性問題解決のための学習活動等を通じて団体相互の連携と女性のエンパワメントを図ること、女性の地位向上にかかわる、問題解決に向けた活動を行います。	年6回定例会を偶数月開催。定例会では、年間テーマを設定し、テーマに沿った内容で研修、視察、講演会を実施している。	地域団体(協力団体など)	平成10年4月	その他(定例会の進行、講演会、研修、視察などの企画提案)	企画・運営をすることによって女性のエンパワメントを図る。	事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 人員の応援 その他(バスの雇上げ・講師謝礼・印刷経費・配付等)	公募	年間テーマの決定、講演会・研修・視察などの企画の提案、定例会の司会進行。	企画・運営を通して男女共同参画に対する意識を浸透させることができる。また、企画の立案や運営することを通して女性のエンパワメントを図り、女性のリーダー育成の助力となっている。		
152	子ども家庭部	男女共同参画課	継続	図書・資料による情報提供	男女共同参画に関する情報の収集・提供により、男女共同参画社会の実現に向けて、区民の関心や理解を深める。	男女共同参画推進センター運営委員会から、男女共同参画に関する資料・情報の提供を受ける。	その他(男女共同参画推進センター運営委員会)	昭和57年1月	情報提供・交換	男女共同参画推進センターの運営に関する検討会で常設の委員会の必要性が提案された。	情報収集 行政情報提供 会議作業場所提供 人員の応援	その他(男女共同参画推進センター利用団体有志)	男女共同参画推進センターの資料収集に関する助言等。	区民の視点に立った資料収集を行うことができる。		
153	子ども家庭部	男女共同参画課	継続	男女共同参画推進センターの管理運営	女性の地位向上と社会参画の促進、男女共同参画社会の実現を図るための活動拠点として運営している。	男女共同参画推進センター運営委員会による、センターの管理・運営等に関する協議・助言。	その他(男女共同参画推進センター運営委員会)	昭和57年1月	情報提供・交換	男女共同参画推進センターの運営に関する検討会で常設の委員会の必要性が提案された。	行政情報提供 会議作業場所提供 人員の応援	その他(男女共同参画推進センター利用団体有志)	男女共同参画推進センターの管理に関する助言等。	区民の視点に立った施設管理・運営を行うことができる。		
154	子ども家庭部	男女共同参画課	継続	男女共同参画推進会議の運営	男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議するため区長の附属機関として設置。	男女共同参画の推進にあたり、専門的意見や区民の声を取り入れるため、学識経験者や公募区民などで構成される会議の運営。	その他(新宿区男女共同参画推進会議委員)	平成16年7月	情報提供・交換 その他(委員会)	新宿区男女共同参画推進条例に基づき設置。	情報収集 行政情報提供 会議作業場所提供	公募 その他(推薦)	男女共同参画に関する基本的な事項についての審議や計画の実施状況を継続的に点検し、施策の方向性について提言していく。	様々な立場からの委員で構成され、多角的な視点から意見交換がなされている。		

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
155	子ども家庭部	男女共同参画課	継続	若者のつどい	若者同士の交流及び若者が行政、地域、地域団体・若者支援団体を知るきっかけづくり。	イベントの実施。	地域団体 NPO その他(関係自治体等)	平成23年11月	事業協力委託	イベント開催にあたり事業への参加を団体に呼びかけた。	事業企画への参加 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等 委託・助成等 人員の応援	その他	事業企画、事業運営、広報PR。	【課題】関係者が増えることで調整にかかる時間が増加している。 【効果】それぞれの専門性を活用することで事業の幅が広がる。 ただし、令和2年度は事業中止	
156	子ども総合センター	子ども家庭支援課	継続	落合三世交代事業	子どもを中心に、幅広い各世代がそれぞれの役割を担いながら交流し、誰もが気軽に立ち寄ることができる多世代交流の拠点とする。	5つのプロジェクトによる定例事業に加え、お祭り等の特別イベントの企画・立案・実施など。	地域団体(協力団体など) 落合三世交代交流を育てる会	平成21年4月	委託	西落合ことぶき館の廃止に伴う施設活用について、多世代が交流できる場を作るため、公募のメンバーによるワークショップを開催し、設備・事業内容・運営方法等を協働で検討した。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 委託・助成等	その他(業者指定)	落合三世交代交流サロンの運営。各プロジェクト及び特別イベント等の事業の企画、実施。サロンの運営について検討、協議する運営委員会の実施。	住民自身が事業の実施主体として企画・立案・運営する事で、地域ニーズに合ったものを提供できる。なお、今後の事業実施については、担い手となる人材の新規開拓や事業内容のさらなる充実を図っていく。	
157	子ども総合センター	子ども家庭支援課	継続	プレイパーク活動の推進	プレイパーク活動を実施する区民団体と協働し、子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」機会を作ることを目的とする。	地域団体が実施するプレイパーク活動及び啓発活動に対して、活動費用の一部を助成するほか、広報活動を支援する。プレイパーク活動を通じて子どもの居場所づくりと公園利用の活性化を図る。	地域団体(協力団体など) 新宿・戸山プレイパークの会 四谷冒険あそびの会 西新宿冒険あそび・わんぱく 落合プレイパーク 新宿プレイパーク協議会	平成16年4月(プレイパーク活動助成開始年度)	事業協力 情報提供・交換 その他(活動費用助成)	プレイパーク活動を実施している団体から区の協働支援を求められ、事業の趣旨が区の目的である「子どもの居場所づくりと公園利用の活性化」に合致したため。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 イベント会場確保等 委託・助成等	公募	プレイパーク活動を実施して、子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」機会を作る。また、講演会の実施やチラシ等による広報活動を通じて、プレイパーク活動の普及啓発を図る。講座等を通じてプレイリーダーやプレイパーク活動を支えるスタッフの新たな担い手を養成する。	区と活動団体とが連携を図ることで、区民が安心して利用できる事業の拡大につながった。	
158	子ども総合センター	子ども家庭支援課	継続	ファミリーサポート事業	地域住民の相互援助活動を組織化し、子育てしやすい地域づくりをめざす。	新宿区社会福祉協議会に事業を委託し、保育施設等での保育時間前後の預かりなどの地域住民による相互援助活動を行う。	社協	平成12年4月	委託	多様な保育手段を確保し充実していくため、住民の支えあい事業に実績のある新宿区社会福祉協議会に委託。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 委託・助成等	その他(業者指定)	会員の募集、登録、コーディネート、トラブル等への助言、講習会の実施。提供会員交流会の実施。会員向け広報誌の発行。	委託事業者の持つ地域福祉の推進のためのスキルとノウハウが、区民である会員同士のコーディネートに活かされ、地域での相互援助活動が円滑に行われている。	
159	子ども総合センター	子ども家庭支援課	継続	思春期の子育て支援事業(※思春期の子育て支援事業)	思春期やこれから思春期を迎える子どもを持つ親を支える。受講者が、講座等を通して、自らの気づきを大切にしながら子育てができ、また、地域における子育て支援者となるような人材を育成することを目的とする。	成長に伴う心身や対人関係の変化など「思春期」の概要を全6回の講座で学んでいく。講座の最終回(6回目)はシンポジウムを行う。	NPO NPO法人非行克服支援センター	平成21年4月(平成20年度協働事業提案制度採択事業。平成23年度からは一般事業化。)	委託	協働事業提案制度による提案事業(H20採択)。	連携・支援の仕組み作り 行政情報提供 広報PR面での協力 イベント会場確保等 委託・助成等	その他(業者指定)	委託団体が持つスキルやネットワーク等を活用し、「思春期の育ち」に関する講座及びシンポジウムを企画実施する。	事業の目的に合った講師の選定や講座の内容など、委託団体のスキルやノウハウが活かされ、区が協働し広報等の役割を担うことで、幅広く周知され、とともに、事業への信頼・安心感につながる。今後は、これまでの事業の成果を踏まえ、事業計画や実施内容を互いに検証し合う機会を通じて、内容の充実がより図れるよう、努めていく。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業										令和2年度より追加した事業		協働事業提案制度を活用して実施した事業 (令和2年12月16日時点)			
No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
160	子ども総合センター	子ども家庭支援課	継続	家庭・地域の教育力向上支援 (1)新宿区青少年活動推進委員会事業 (2)新宿子育てメッセ	(1) 青少年の体験活動の充実やその生活の中心である家庭の教育環境の向上を図り、次代を担う自立した青少年の育成を目的とする。 (2) 区内の子育て関係団体等の活動を紹介、展示し、区民にどのような子育て関係団体・子育て支援事業があるのかを知ってもらおうとともに、子育て関係団体同士のネットワークを構築し、地域ぐるみでの子育て支援の輪を広げていくことを目的とする。	(1) 青少年の健全育成を目的とした農業体験等の自然体験活動及び、家庭の教育力向上を目的とした情報誌「あ・そ・ま・な」の発行などの広報活動 (2) 小学校低学年までの子どもをもつ保護者をターゲットにした、地域団体の活動発表の場「新宿子育てメッセ」の開催及び、子育て関係団体同士の情報交換、意見交換の場として実行委員会の開催。	(1) 新宿区青少年活動推進委員会 (2) 地域団体(協力団体など)、ボランティア(個人・団体)、NPO、その他(新宿子育てメッセ実行委員会)	(1) 昭和53年(新宿区青少年活動推進委員会の前進である地域社会教育推進委員会の開始) (2) 平成16年度(新宿子育てメッセ実行委員会の前身である地域家庭活動推進協議会の開始)	(1) その他(区委嘱委員) (2) 実行委員会・協議会 事業協力情報提供・交換	(1) 昭和53年に地域社会教育推進委員制度として発足。その後地域社会教育推進委員制度を廃止し、生涯学習推進委員を設置。平成20年の組織改正に伴い、その委員活動を引き継ぎ、青少年活動推進委員を設置し、子ども家庭部が所管。現在の活動に至る。 (2) 平成18年度に生涯学習推進委員を中心に、「新宿区地域活動推進協議会」を設立。平成22年に協議会の中に「新宿子育てメッセ実行委員会」を立ち上げスタートした	(1) 事業企画への参加 情報提供 行政情報提供 広報PR面での協力 会場提供 (2) 連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場提供 イベント会場確保等 委託・助成等	(1) その他(各特別出張所長による推薦) (2) その他(地域団体の呼びかけ)	(1) 事業の主催者として事業の企画、実行など。 (2) 子育て関係団体等の活動発表の場の企画、運営。 ・子育て関係団体同士の情報交換、スキルアップの場の運営。 ・新たな子育て関係団体の開拓、既存の子育て関係団体への参加呼びかけなど。	(1) 自立した青少年の育成と家庭の教育環境の向上に寄与することができる。 (2) 新宿子育てメッセの開催により区民への子育て情報を効果的に発信できている。また、子育て関係団体同士の情報交換が活発になっている。今後も、子育て関係団体同士の協力連携の意識をさらに高めていく。	
161	子ども総合センター	子ども家庭支援課	継続	子育て支援者養成事業 (※子育て支援者養成事業)	子育てや子育て支援に関心を持つ新宿区民に対し、地域の子育て支援課題の解決に向けて自発的に子育て支援を行う人材を育成するとともに、「子育て支援員」として多様な保育や子育て支援分野に関して必要な知識や技能等を習得する。	・基調講演 ・子育て支援者養成講座(基本講座) ・子育て支援者養成講座(専門講座) ・スキルアップ講座	その他(子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、地域子育て支援センター二葉、NPO法人ゆったりーの等)	平成19年4月(平成28年度より区直営の事業)	区が事業実施	協働事業提案制度による提案。	子育て支援者養成講座の実施	協力依頼	見学・体験の受け入れ、事業への協力。	・子育て支援の現場を知り、養成後の活動先として考えることができる。また、子育て支援の具体的な技術を学び、子育て支援に対する意識及び技術の向上を図ることができる。 ・受講者の子育て支援活動への参加の拡大が課題である。	
162	子ども総合センター	子ども家庭支援課	継続	地域子育て支援事業等	乳幼児とその親の仲間づくり、居場所づくりを支援する。	1 絵本の読み聞かせ等 2 英語の歌遊び	ボランティア(個人・団体) ・利用者・利用者OB・地域住民	平成19年4月	事業協力	ボランティア及び利用者が自ら企画する講座や交流会などの開催要望から開始。	連携・支援の仕組み作り 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場提供 イベント会場確保等	提案・持込	講座やサークル等の企画と実施。	・当課の現利用者又は過去に利用経験のある者やボランティアの企画であることから、活動への意欲がある。また、当該事業の趣旨への理解も高い。	
163	子ども総合センター	子ども家庭支援課	継続	北山伏子育て支援協働事業	区民と区が協働して、子育て支援活動の拠点を提供することにより、地域全体で子育てを支える仕組みづくりを推進する。	1 子育てひろば事業(ゆうゆうひろば) 2 子育て仲間づくり事業(わいわいエリア)。	地域団体(協力団体など) NPO法人ゆったりーの	平成16年10月	委託	保育所跡地利用について区民要望とワークショップの実施。	連携・支援の仕組み作り 行政情報提供 広報PR面での協力 委託・助成等	その他(業者指定)	事業の企画・運営。	・利用者全員がアイデアと資金を出しあう「会員制」で運営されていることから、地域全体で子育てを支えることができる。 ・利用者の立場に立った子育て支援サービスの提供。 ・効果の検証は課題。	
164	子ども総合センター	子ども家庭支援課	継続	家庭訪問型子育てボランティア推進事業 (※家庭訪問型子育てボランティア(ホームスタート)推進事業)	1 孤立している親を支援し、虐待の発生を予防する。 2 地域住民が子育て支援に参加し、自己実現を図る。 3 地域住民が子育て支援活動をし、地域を活性化させる。	研修を受けたホームビジター(ボランティア)が、6歳以下の未就学児がいる家庭へ週1回2時間、計4～6回無償で訪問して、子育ての悩みを聞いた。親と一緒に育児や外出の付き添いなどをする。	その他(社会福祉法人二葉保育園、地域子育て支援センター二葉)	平成23年4月	委託	協働事業提案制度による提案。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協力 イベント会場確保等 委託・助成等	その他(業者指定)	事業の企画・運営。	・支援者が家庭に向かうことで、子育て支援拠点に向かうことのできない親子や孤立した親子への支援が可能となる。 ・関係機関からの紹介によるケースについては、支援に必要な情報交換を行い、適切な支援を実施できる。 ・子育て支援者の発掘、また、ホームビジターとして常に資質を磨くなど適切な人材育成が課題である。 ・拠点に足を運ぶことのできない必要な家庭への対応ができていないかの検証。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
165	子ども総合センター	子ども家庭支援課	継続	未来を担うジュニアリーダーの育成	新宿区独自のジュニアリーダーを育成し、区内で実施される地域活動において、子どものリーダーとして活躍する人材の発掘と育成を行うことを目的とする。	「自然体験の部」「表現活動の部」の講座を実施する。「自然体験の部」は、自然体験の知識・技術を身につけるためキャンプを行い、「表現活動の部」では、自分の意見や考えを発信できる力を身につけるため舞台発表を行う。	地域団体(協力団体など) しんじゅく♥キッズ・ミュージアム実行委員会	平成21年4月	事業協力	「表現活動の部」で学んだことを発表する舞台を設けたため、区と地域団体が協働し、地域団体の実施する催しの中で発表している。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 イベント会場確保等 委託・助成等	その他	未来を担うジュニアリーダー養成講座の一環として、「表現活動の部」で学んだことを発表する機会として場の提供を行う。	仲間と協力し、ひとつの舞台を作り上げ、発表することで、子どもたちが自信や自己肯定感を持つなど、ジュニアリーダーとしての資質の向上につながった。	
166	子ども総合センター	子ども家庭支援課	実行 継続	子ども家庭・若者サポートネットワーク	児童福祉法上の「要保護児童対策地域協議会」及び子ども・若者育成支援推進法上の「子ども・若者支援地域協議会」並びにいじめ防止対策推進法上の「いじめ問題対策連絡協議会」として、子ども及び子育て家庭、そして世帯形成期の若者までの総合的な支援を協議する。	関係機関が必要な情報交換を行い、支援の内容を協議する。	地域団体(協力団体など) NPO その他 警察署、家庭裁判所、医師会代表、民生児童委員、子どもの人権委員 ほか	平成17年6月	事業協力 情報提供・交換	次世代育成支援計画と児童福祉法改正を契機に、区内の福祉、保健、教育などの関連する組織及び個人に参加を呼びかけた。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供	その他(要綱に基づき委嘱)	各機関・個人の立場に応じて、子ども及び子育て家庭、そして世帯形成期の若者までを支援する。	守秘義務のもと、支援に必要な情報交換を行い、適切な支援を実施できる。	写真なし
167	子ども総合センター	子ども家庭支援課	継続	子ども家庭活動推進(地域活動指導員)	自立した青少年の育成を目的とした青少年の体験活動の充実や家庭・地域の教育力向上のため、実施する各種活動がより効果的に推進されるために、地域の教育力等の技術的指導・助言を行う「地域活動指導員」を任用する。	地域活動指導員1名を任用し、以下の業務を行う。 ①地域の子育て支援に関すること ②家庭及び地域の教育力の向上に関すること ③その他地域活動支援事業に必要な業務に関すること	その他(公募) 地域活動指導員	平成20年4月	その他(会計年度職員任用)	自立した青少年の育成を目的とした青少年の体験活動の充実や家庭・地域の教育力向上のため、実施する各種活動がより効果的に推進されるために設置した。	その他(会計年度職員任用)	公募	①新宿区青少年活動推進委員会に関する事務 ②新宿子育てメッセに関する事務 ③未来を担うジュニアリーダー事業補助事務	各種事業内容について、技術的指導・助言を行うことで、効果的・効率的な実施につながっている。	
168	子ども総合センター	子ども家庭支援課	継続	児童館の管理運営	児童厚生施設として区内15か所に設置し、子どもたちに健全な遊び場を提供し、仲間づくりや遊びの指導を行う。また、地域の子育て支援策として乳幼児親子が安心して集え、身近な子育て相談ができるように、乳幼児親子の居場所づくりを推進する。	児童厚生施設を使用して、区民による自主事業を実施し、児童厚生施設と児童に関する地域活動の連携の促進と、児童厚生施設の利用の充実を図る。	町会自治会 地域団体(各児童館の自主事業運営委員会)	平成5年4月	委託	平成4年度の区民福祉会館(当時)・児童館・こたぎき館の開館日拡大に伴い、町会、青少年育成委員会、民生・児童委員、PTA、学童クラブ等、地域団体や利用団体により組織された自主事業運営委員会に土・日・祝日の施設の有効利用を図ることを目的に始まった。	連携・支援の仕組み作り 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 委託・助成等 人員の応援	その他(特命 随意契約)	自主事業の企画・運営。	効果としては、児童館利用者、近隣住民である乳幼児から高齢者までの幅広い年齢層の交流が促進され、事業の充実と施設の有効利用が図られている。課題としては、活動の担い手の不足や児童館事業や地域行事との重複などがあげられる。	
169	健康部	健康政策課	継続	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付等	大気汚染による健康被害者への補償給付及び健康被害を予防するための事業を行うことで、健康被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る	・水泳教室における子どもへの水泳指導 ・ぜん息デイキャンプにおける子ども・保護者の生活指導、レクリエーション活動を実施	・地域団体 新宿区水泳連盟 ・NPO NPO法人国際自然大学	・水泳教室 昭和60年度 ・ぜん息デイキャンプ 昭和52年度(平成26年度まではぜん息キャンプ)	委託 その他(派遣依頼)	質の高いプログラムと指導を提供し、より効果的な事業を実施するため	連携・支援の仕組み作り 情報収集	その他	・水泳教室:会議への出席、水泳指導 ・ぜん息デイキャンプ:会議への出席、子ども・保護者への生活指導、レクリエーション活動の企画、実施	団体やNPO法人の専門性を活かすことで、参加者の満足度の高い予防事業を展開することができる	
170	健康部	健康政策課	継続	健康づくり行動計画(がん対策・食育推進計画等)の推進	「新宿区健康づくり行動計画」(平成30年度～令和4年度)を推進することにより、区民が身近なところで気軽に健康づくりを実践でき、地域全体で健康寿命の延伸に取り組むことのできる環境を整備する。	「新宿区健康づくり行動計画推進協議会」 計画の進捗状況や達成度を評価するとともに、次期計画や今後の健康づくり事業の展開に協議会の意見を反映させる。	新宿区健康づくり行動計画推進協議会委員 地域団体(協力団体など) その他(学識経験者、公募区民)	平成15年4月	実行委員会・協議会	区の健康づくり事業を展開していくうえで、学識経験者や地域関係団体、区民等の意見を反映させる必要があるため。	情報収集 行政情報提供 その他(会議の運営)	公募 その他(就任依頼、団体からの推薦)	区の健康づくり事業に対する評価を行い、意見を述べる。また、次期計画について意見を述べる。	区の健康づくり事業及び次期計画について、それぞれの立場(学識経験者、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、スポーツ関係者等)からの意見を聴取でき、健康づくり行動計画に基づく各事業の実施及び次期計画策定に反映することができる。	 健康づくりキャラクター「しんじゅく健康フレンズ」

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
171	健康部	健康政策課	継続	自殺総合対策	自殺に関する正しい知識の普及啓発や相談体制の充実、地域連携の強化を行い、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。	新宿区自殺総合対策会議 区の自殺対策に対する提言、関係機関での情報の共有化と連携及び調整	社会福祉協議会 医療機関 地域団体(協力団体など) NPO その他(警察・消防等) 認知行動療法研修開発センター、司法書士会、法テラス、東京自殺防止センター、LightRing.、キズキ、OVA、早稲田大学等	平成21年4月	実行委員会・協議会	事業の推進にあたり、地域の自殺対策ネットワークの形成、及び、より現状に即した具体的な取組を検討するため、区内で自殺対策に関する取組を行う団体の協力が必要であったため。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 自殺対策計画策定	その他(区内自殺対策に係る団体等を区が選定)	委員としての会議出席、自殺対策計画策定に向けた協力、行政資料配布への協力、情報提供等。	実際に自殺の危険性の高い人等に対応している団体に参加してもらうことで、より現状に即した対策を行うことが出来る。また、団体間で連携を行う場を設けることで、より密な自殺予防ネットワークを形成することが出来る。さらに、平成30年度策定する自殺対策計画に、会議委員の意見を反映することが出来る。	
172	健康部	健康政策課	その他	自殺総合対策(インターネットゲートキーパー事業)	自殺に関する正しい知識の普及啓発や相談体制の充実、地域連携の強化を行い、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。	インターネットのワード検索を起点とした相談窓口自動案内とハイリスク者へのインターネットゲートキーパー事業	NPO法人OVA	令和元年度	委託	専門性の高い事業に対して委託することで、より効果的な事業を実施するため。	行政情報提供 広報PR面での協力 委託等	その他(委託)	・インターネット上の案内サイト及び相談サイトの構築、キーワード設定 ・案内サイトに掲載する相談窓口機関への依頼、調整等 ・検索連動広告の掲載及び運用 ・案内サイトの運用 ・インターネットゲートキーパーの実施 ・評価、検証 ・その他本事業に必要な事項	NPO法人のノウハウの活用により、若者の自殺予防を推進できる。	
173	健康部	健康政策課	その他	自殺総合対策(専門職員向け研修)	自殺に関する正しい知識の普及啓発や相談体制の充実、地域連携の強化を行い、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。	自殺対策に関わる保健師等の専門職員向け研修	NPO法人OVA	令和元年度	委託	専門性の高い事業に対して委託することで、より効果的な事業を実施するため。	行政情報提供 対象者への周知 委託等	その他(委託)	・研修計画の作成 ・教材作成 ・研修講師 ・その他本事業に必要な事項	NPO法人の専門性を活かすことで、自殺対策に係る人材を養成するために効果的な研修を実施することができる。	
174	健康部	健康政策課	その他	自殺総合対策(ユースゲートキーパー事業)	自殺に関する正しい知識の普及啓発や相談体制の充実、地域連携の強化を行い、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。	若者自身が身近な相談者になる「ユースゲートキーパー」の育成事業	NPO法人LightRing.	令和元年度	委託	若者の自殺予防に特化した事業内容を実施する上で、より効果的な事業を実施するため。	行政情報提供 大学との調整 委託等	その他	・事業実施計画の作成 ・教材作成 ・講座講師 ・その他、本事業に必要な事項	NPO法人の専門性を活かすことで、若者の自殺予防を推進することができる。	
175	健康部	健康づくり課	実行	いきいきウォーク新宿	運動習慣の普及、健康や生きがいづくり、介護予防を図る。	ウォーキング教室の開催と区内のウォーキング(3~4km)。	NPO NPO法人新宿区ウォーキング協会	平成20年4月	共催 事業協力	日本ウォーキング協会の企画委員を務める区民(現:新宿区ウォーキング協会会長)から健康づくりに最適なツールとしてウォーキングを提案された。	行政情報提供 広報PR面での協力 イベント会場確保等	提案・持込	ウォーキングのルートの選定やルートマップの作成、ウォーキング教室など事業内容そのものを担当している。	地域で活動しているNPO法人と連携、協力することにより、地域の特性を活かしたウォーキングルートの設定や、教室を実施することができる。	
176	健康部	健康づくり課	継続	食育の推進	区民が、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成に資すること。	・食育ボランティアを育成し、地域での食育推進活動を行う。 ・小学生以下の子どもとその家族及び中学生を対象としたメニューコンクールを実施する。 ・区の食育に関わる個人・団体・企業・飲食店等からネットワークの登録団体を募集し、団体間での講座の開催や相互協力を実施する。	ボランティア(個人・団体) 新宿区食育ボランティア 新宿調理製菓専門学校 「食」を通じた健康づくりネットワーク参加団体・個人	平成20年4月	事業協力	・「食」を通じた健康づくりネットワークについては平成27年10月) ・食育推進計画に基づき、地域での食育推進の担い手となるボランティアの育成が必要であるため。 ・専門学校の特性を活かして、メニューコンクールの企画運営ができるため。 ・参加団体間での講座の実施や相互協力の実施により、幅広い世代への食育を推進するため。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供 会議作業場所提供 機材貸出等 人員の応援	公募 提案・持込み 等	区が実施する食育関連事業への参加。	・食育ボランティアが中心となって、多様な食育活動を展開していくための支援が必要である。 ・ネットワークの構築により、食育に関する情報が集約され連携がとりやすくなり、子どもから高齢者に至るまでの広い世代に食育を行うことができる。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
177	健康部	健康づくり課	実行	ウォーキングマスター養成講座	主体的に地域で健康づくり活動ができる人材の育成	歩き方やコースマップの作り方等。応用編ではウォーキングイベントの企画運営等。	NPO NPO法人新宿区ウォーキング協会	平成29年6月	共催 事業協力	・区民の健康寿命延伸に向けた取り組みの一つとして、地域での健康づくり活動の担い手となる人材の育成が必要であるため。	行政情報提供 広報PR面での協働会場確保等	提案・持込	養成講座の講師を担当している。	地域で活動しているNPO法人の専門性を活かすことで、ウォーキングに必要な知識、技術を習得するだけでなく、地域のつながりが促進されることにより、受講生が地域で健康づくり活動を行うことができる。	
178	健康部	健康づくり課	その他	摂食嚥下機能支援の推進(※地域の担い手「ごっくんリーダー」による「食べる力」推進プロジェクト)	区民を中心とした多様な主体が担い手となって行う摂食嚥下機能に関する支援体制の構築と普及啓発活動の推進。	・事業推進のための会議を開催する。 ・イベントに参加し、区民への普及啓発を行う。 ・予防の知識や新宿ごっくん体操等の講習会の開催。 ・ごっくん体操みんなの集い(仮称)の開催。 ・啓発活動を推進するための広報活動等(ホームページの構築・運用、講習会や集いのお知らせリーフレット作成、リーダー活動状況アンケートの作成等) ※協働事業提案制度は令和元年度末で終了	NPO(特定非営利活動法人メディカルケア協会)	平成29年4月	委託	摂食嚥下機能支援事業の「新宿ごっくんプロジェクト」を医療・介護関係者とともに推進しているが、区民への啓発が不十分であることが課題として挙げられたため。(協働事業提案制度による平成29年度実施事業として採択)	事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協働会場確保等 機材貸出等 委託・助成等 人員の応援	公募	会議の運営・まとめ 啓発イベントや講習会、みんなの集いの開催計画・内容の決定 活動状況アンケート内容の検討等	区の課題であった区民への啓発活動に、地域づくりの経験や多様なネットワークを有するNPO法人が関わることで、地域活動の中に入り込んだ効果的な普及啓発活動を行うことができていた。 育成したリーダーが継続して地域で活動していけるよう、定期的に集いを開催し、知識や技術、モチベーションの維持向上を図っていく必要がある。	
179	健康部	衛生課	継続	人と猫との調和のとれたまちづくり	猫の不必要な繁殖及び野良猫の増加を抑え、近隣のトラブルを未然に防ぎ、人と猫との調和のとれたまちを目指す。	餌場の管理、トイレの設置、後片付け、去勢不妊手術の実施を住民・町会・ボランティア・行政の協働で行う。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO 区内各町会・自治会・学生・地域ねこボランティア団体・NPO法人ねこだすけ等	平成13年度	共催 協議会 事業協力 情報提供・交換	東京都が提唱した、「飼い主のいない猫との共生モデルプラン事業」の実施に協力し、新宿区区内4箇所がモデルプランに指定された。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協働会場確保等 機材貸出等 人員の応援	提案・持込	猫の飼い主に対する啓発活動、野良猫の管理(餌場・トイレ片付け)・調査、去勢不妊手術の実施、手術代金の拠出。セミナーの開催。	モデルプラン指定地域及び「地域ねこ対策実施」地域からは、野良猫に関する苦情がなくなり、近隣に広がりを持つようになった。	
180	健康部	衛生課	継続	ペット防災対策事業	災害時における動物救護活動を円滑に行えるよう啓発活動を進める。	ペット防災講演会等の企画、運営を協働で行う。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) その他 避難所運営管理協議会、ペット防災を考える会、牛込わんわんパトロール隊、東京都獣医師会新宿支部	平成16年度(平成18年度より現在の事業名に変更)	事業協力 情報提供・交換	災害時の動物救護活動に関する協定書を獣医師会新宿支部と締結。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協働会場確保等 機材貸出等 人員の応援	その他	災害時における動物救護体制に関して、専門家としての知識の提供及び災害訓練時の獣医師の派遣、ペット防災自主組織の確立。	協働で作成した動物救護マニュアルを、区内の避難所に浸透させ、防災訓練を実施する。	
181	健康部	衛生課	継続	食品衛生の普及啓発	食品衛生知識の普及啓発を行うことにより、区民の健康の保持を増進。	食品衛生フェア、消費者講演会の実施。	地域団体(協力団体など) 新宿区食品衛生協会	平成16年4月	共催	保健所の外郭団体として発足時から活動している。	事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協働会場確保等 機材貸出等 人員の応援	その他(外郭団体)	人員の応援。粗品等の提供。	多数の来場者が見込め、普及啓発の効果大きい。	 食品衛生フェア
182	健康部	衛生課	継続	薬事関係法令に基づく監視指導及び営業許可等(麻薬、向精神薬及び覚せい剤の取締監視等)	薬物乱用防止のための啓発活動を推進するにあたり、地域社会に根差した活動を効果的に行うことにより、もって、薬物乱用禍の根絶を図ることを目的とする。	街頭における啓発キャンペーン活動及び標語・ポスター等の募集、関係機関との連携協力、学校への講演調整等。	地域団体(協力団体など) 東京都薬物乱用防止推進新宿地区協議会	昭和61年10月	共催	衛生課では従来から、青少年保護育成団体・行政機関等と連携して、薬物乱用による健康危害及び社会的に及ぼす弊害を未然に防止し、正しい知識の啓発を行っている。	事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協働会場確保等 機材貸出等 人員の応援	その他(東京都委嘱)	関係機関、団体等との連絡、協議。	街頭啓発活動を実施し、薬物(麻薬・覚せい剤・大麻等)の乱用の危険性・有害性について、積極的な啓発運動を行い、もって乱用防止の機運を醸成する。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業															令和2年度より追加した事業			協働事業提案制度を活用して実施した事業			(令和2年12月16日時点)
No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真						
183	健康部	衛生課	継続	環境衛生講習会	理容、美容、クリーニング、旅館業、公衆浴場及び興行場等の各業界(協会・同業組合)の経営者・管理者等に対して、衛生知識の普及啓発及び衛生水準の向上を目的として、衛生講習会を実施している。	衛生講習会の実施事業及び関係業界団体との調整業務。	地域団体(協力団体など) 新宿区環境衛生協会・各同業組合	平成18年6月	共催	新宿区保健所では、衛生知識の普及啓発及び衛生水準の向上に資する目的から、長年、当協会との共催事業として実施してきている。	事業企画への参加 行政情報提供 イベント会場確保等	その他(許可業者)	会員(営業者・管理者・従業員)並びに環境衛生自治指導員への周知連絡。	会員・自治指導員等に対して普及啓発及び研修教育が図られている。カレントトピックスに対応した講習内容や講師の選定が課題。							
184	健康部	衛生課	継続	狂犬病予防対策等	狂犬病予防定期集合注射の実施。	4月に狂犬病予防定期集合注射期間を設け、狂犬病予防注射の接種をする。	その他(公益社団法人) 公益社団法人東京都獣医師会	昭和25年10月	事業協力	厚生省の通達による。	広報PR面での協力 人員の応援	その他	狂犬病予防定期集合注射の実施。	狂犬病予防定期集合注射期間中に東京都獣医師会新宿支部加盟動物病院で飼い犬の登録申請及び狂犬病予防注射済票交付申請を受け付けている。区内各所で申請を可能とし、接種率を向上させている。							
185	健康部	保健予防課	継続	エイズ対策の充実	HIV抗体検査・相談(来所・電話)を通じ、早期発見・早期治療及び正しい知識の普及啓発を行うことにより、エイズの感染予防及びまん延防止を図る。	毎週木曜日午後の英語・スペイン語・ポルトガル語、月2回木曜日午後のタイ語による相談・抗体検査時のカウンセリング・医療通訳。 男性向け検査の広報協力。	ボランティア(個人・団体) NPO (通訳) クリアーボス TAWAN(タワン) (広報) akta	平成11年4月	事業協力	「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成11年制定)に基づき個別施策層(外国人、MSM)に対応するため。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 機材貸出等 委託・助成等	提案・持込	各言語による相談・カウンセリングと医療通訳。 検査広報ポスター作製及び広報協力。	効果:外国人、MSMへのエイズ検査の普及と感染予防及び療養等の支援 課題:検査実施体制の精査、調整							
186	健康部	牛込保健センター	継続	子育てに関する相談・支援体制の充実(乳幼児事故防止対策)	家庭内における乳幼児の事故防止に関する知識の普及啓発を図る。	ファミリーサポート協力員向けに講話を実施し、家庭内における乳幼児の事故防止に関する知識の普及啓発を図る。	社会福祉協議会	平成12年4月	事業協力	相手先から連携の相談を受けた。	事業企画への参加	提案・持込	講座の企画。	効果:社会福祉協議会と連携・協力していくことにより、地域の中で安心して子育てを行うことができるようになる。							
187	健康部	牛込保健センター	継続	母子保健事業(乳幼児健康診査)	乳幼児の健康診査を実施することで、疾病の予防、早期発見及び健全な発育・発達を支援する。	生後3,4か月児及び経過観察児を対象に健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施し、心身ともに健全な児童の育成を図る。また、1歳6か月児及び3歳児に対し、一般健康診査・歯科健康診査等を実施し、適切な指導または措置を行うことにより、身体・歯科・精神発達の健全な成長を支援する。	地域団体(協力団体など) 民生委員	昭和50年4月	事業協力	連携の相手先から連携の相談を受けた。	連携・支援の仕組み作り	提案・持込	健康診査時の子どもの見守り、ミニ講話(3,4か月児健診)。	効果:民生委員と連携・協力していくことにより、地域の中で安心して子育てを行うことができるようになる。							
188	健康部	牛込保健センター	継続	はじめまして赤ちゃん応援事業	妊婦に対し妊娠中からの育児支援を行うとともに、産婦には情報交換や仲間づくりを行うことにより、母親の精神的不安の軽減を図り、産後うつや虐待危機、育児困難な状況につながらないよう予防し、安定した母性を育むことができるように支援する。	妊婦とおおむね4か月までの赤ちゃんを持つ母親等を対象に、妊娠中からの子育ての体験学習により育児不安を軽減し、親子の絆を培えるよう、育児の話や情報交換、個別相談などを行う。	地域団体(協力団体など) NPO 地域子育て支援センター二葉 ゆったりーの	平成18年4月	事業協力	協働の相手先から連携について相談を受けた。	連携・支援の仕組み作り	提案・持込	ミニ講話、子どもの見守り。	効果:地域子育て支援団体と情報共有・連携・協力していくことにより、地域の中で安心して育児ができるようになる。							

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業										令和2年度より追加した事業		協働事業提案制度を活用して実施した事業				(令和2年12月16日時点)
No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真	
189	健康部	四谷保健センター	継続	歯科保健事業(歯科衛生相談)	乳幼児から高齢者までのむし歯予防・歯周病予防・歯並び等の相談及び口腔機能の発達と維持・向上を支援し、健康増進を図る。	地域センター管理運営委員会や実行委員会が主催する地域センターまつりに参加し、歯や口の健康に関する普及啓発および個別相談に応じる。	地域団体(協力団体など) 地域センター管理運営委員会 実行委員会	昭和50年(地域センターまつりへの参加は各所により異なる)	事業協力	相手方の提案によるもの。	事業企画への参加 行政情報提供	提案・持込	地域センターまつりの開催。	【効果】乳幼児から高齢者まで幅広く、かつ、多くの区民に対し、普及啓発を行うことができる。		
190	健康部	四谷保健センター	実行	女性の健康づくりサポーター事業	女性の健康づくりサポーターを養成し、女性の健康づくりを効果的に推進する。	女性の健康について正しい知識を学び、自身の健康づくりと地域での健康づくりに関する活動を行う女性の健康づくりサポーターの養成とその活動支援を行う。	地域団体(協力団体など)	平成30年4月	委託	平成26年8月からサポーターの登録を開始。平成28年10月からNPO法人に委託(特命随意契約)。平成30年4月よりプロポーザルにより委託業者を選定。	行政情報提供 委託・助成等	プロポーザル	女性の健康づくりサポーターの養成(講座、研修の運営)、サポーターの地域活動支援	女性の健康づくりサポーターが自主的に活動していけるよう支援していくことが課題である。	 女性の健康づくりサポーター養成講座の様子	
191	健康部	東新宿保健センター	継続	健康増進事業等(健康教育)	生活習慣病の予防及び介護を要する状態になることの予防その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導・支援を行うことにより、『自らの健康は自らが守る』という認識と自覚を高め、壮年期からの健康保持に資することを目的とする。	糖尿病予防啓発イベント「けんこうマルシェ」において、協賛団体・企業や実習大学の学生ボランティア等が出展ブースおよび健康関連グッズの紹介・展示・サンプル配布を実施する。	ボランティア NPO その他(医師会、歯科医師会、薬剤師会、衛生・食品関連企業等)	昭和58年(糖尿病予防啓発講演会は平成25年度より開始、糖尿病予防啓発イベントは平成28年度より開始)	事業協力	不明	連携・支援の仕組み作り	提案・持込	イベントの各ブースへの参加、及び生活習慣病予防のためのグッズ等の紹介・展示・サンプル配布。	【効果】糖尿病予防啓発イベントに協力いただくことにより、新宿区での健康づくりについて理解してもらえる。また、協力企業による食生活の改善等に手軽に取り入れられる商品の紹介により、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高める。		
192	健康部	東新宿保健センター	継続	健康増進事業等(健康相談)	心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。	地域団体等に出向いて、健康に関する事項の普及啓発をするとともに心身の健康に関する個別の相談に応じる。	地域団体(協力団体など) 地域センター管理運営委員会	平成20年	事業協力	不明	事業企画への参加	提案・持込	地域団体等での健康相談の周知、会場準備等。	【効果】地域住民が多数集まる地域団体等での集会において健康相談を行うことは、区民の健康保持・健康増進のため有効である。		
193	健康部	東新宿保健センター	その他	訪問指導の充実	療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的とする。	対象者の把握、実施計画の策定その他訪問指導の円滑かつ効果的な実施を推進する観点から、関係医療機関、ホームヘルパー、民生委員、福祉関係機関、居宅サービス事業者、民間団体その他地域住民との連携を図り、必要な協力を得ながら実施する。	地域団体(協力団体など) その他 関係医療機関 ホームヘルパー 民生委員 福祉関係機関 居宅サービス事業者	平成14年	事業協力	不明	連携・支援の仕組み作り	提案・持込	情報提供、業務引継等。	【効果】外出困難な区民を訪問して療養上に必要な事を指導する本事業は、関わる機関の連携が必須である。連携することにより円滑かつ効果的な実施を行える。		
194	健康部	落合保健センター	その他	はじめまして赤ちゃん応援事業	妊婦に対し妊娠中からの育児支援を行うとともに、産婦には情報交換や仲間づくりを行うことにより、母親の精神的不安の軽減を図り、産後うつや虐待危機、育児困難な状況につながらないよう予防し、安定した母性を育むことができるように支援する。	妊婦と概ね4か月までの赤ちゃんを持つ母親等を対象に、妊娠中からの子育ての体験学習により育児不安を軽減し、親子の絆を培えるよう、育児の話や情報交換、個別相談などを行う。	民生委員 地域子育て支援センター二葉	平成18年4月	事業協力	協働の相手から連携について相談を受けた。	連携・支援の仕組み作り	提案・持込	ミニ講話、子どもの見守り	【効果】地域子育て支援団体と情報共有・連携・協力していくことにより、地域の中で安心して育児ができるようになる。		

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
195	みどり土木部	道路課	継続	道路緑化の推進(道のサポーター制度)	道路への愛着と快適な環境の創出。	区民や事業者が区と合意の下、道路の清掃、植樹帯の手入れ等管理の一部を行う。	ボランティア(個人・団体) 道のサポーター	平成17年度	事業協力	区からの働きかけ。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 広報PR面での協力 機材貸出等 人員の応援 花苗の支給 看板設置	公募	道路の維持管理の一部を行う。	効果:街の美化やボランティア意識の醸成につながる。 課題:公物(道路)の私物化につながる可能性あり。	
196	みどり土木部	道路課	継続	民有灯及び商店街灯の支援	道路交通の安全や犯罪の防止など区民の生活環境の向上。	町会等が所有する民有灯と商店街灯の電気料金の助成を行う。また、町会等が所有する民有灯においては、町会等と連携しながら改修と電球交換を実施する。	町会自治会 商店会、町会等	昭和38年度	事業協力	区内の交通安全、防犯対策、都市美観の見地から支援を開始。	委託・助成等	提案・持込	民有灯の清掃、点検 商店街灯の設置、維持管理。	効果:支援を行うことにより、安心・安全のまちづくりや地域の発展に貢献する。	
197	みどり土木部	道路課	継続	私道整備助成	私道の舗装や排水設備の必要かつ適正な整備を促進することで、通行の安全や良好な住環境を確保する。	区内の私道所有者等が私道整備(舗装、排水設備工事)を行う場合、整備の方法等について協議し助成金を交付する。	その他(区内の私道所有者等)	昭和32年度	事業協力	区民の生活環境の向上を図るため整備経費を区が補助する制度を開始。	委託・助成等	提案・持込	私道の日常管理 整備経費の一部負担。	効果:私道を利用する区民の安全な歩行空間が確保されるとともに、排水管の機能不全を解消するなど、区民生活を支えている。	
198	みどり土木部	みどり公園課	継続	サポーター制度による公園管理	公園利用の活性化を実現し、暮らしやすい地域を創出する。	区民・法人等が、区と合意のもと、公園サポーターとして公園等の維持管理の一部を行う。	ボランティア(個人・団体)	平成13年度	事業協力	公募 住民からの要望	連携・支援の仕組み作り 広報PR面での協力 会議作業場所提供 機材貸出等 委託・助成等	公募	公園等の維持管理(園地清掃、除草、花壇管理、植栽管理、利用指導等)。	公園利用の活性化と快適な公園環境を創出することができる。	 公園サポーターによる花壇管理
199	みどり土木部	みどり公園課	実行 継続	みんなでみどり公共施設緑化プラン	みどりとうるおいのある都市環境を実現するために、協働により区有公共施設や河川の護岸などの公共施設において緑化を図る。 また、「みどりの基本計画」に基づき、生き物と共生しふれあえる都市・新宿の実現を目指す。	・緑化方法の検討作業。 ・ビオトープ整備計画の検討作業。 ・土入れ、植物の植え付け作業、維持管理作業。	地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) 新宿中央公園ビオトープの会、 東戸山小学校	平成15年度	事業協力	区からの働きかけ。	連携・支援の仕組み作り 機材貸出等	提案・持込 公募	・公共施設緑化の計画立案への協力。 ・ビオトープの計画立案への協力。 ・土入れ、植物の植え付け作業、維持管理作業への協力。	・維持管理作業等への参加をきっかけとしてみどりに愛着を持ち、その後の維持管理等に積極的に関わっている。 ・ビオトープの計画づくり、造成作業等に参加した区民等はビオトープへの理解や関心が深まるため、その後の維持管理等に積極的に関わっている。 ・より多くの区民が参加できるしくみの構築、自主管理への誘導。	 東戸山小学校の水田での田植え
200	みどり土木部	みどり公園課	継続	みどりの普及	「みどりの協定」により、区民が主体となった地域緑化を推進する。	地域緑化の実施。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体など)	平成15年度	事業協力	公募。	連携・支援の仕組み作り 委託・助成等	公募	・地域緑化の実施。	・地域が主体となり、地域に密着した緑化が実施される。	 みどりの協定による緑化事例

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業										令和2年度より追加した事業			協働事業提案制度を活用して実施した事業			(令和2年12月16日時点)
No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真	
201	みどり土木部	みどり公園課	継続	アユが喜ぶ川づくり	河川環境の回復や親水性の向上を進め、神田川や妙正寺川をゆとりと潤いの空間として区民とともに活用を図っていく。	神田川ファンクラブの実施	地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) 戸塚第三小学校 神田川ファンクラブ	平成11年度	事業協力	区からの働きかけ・公募。	連携・支援の仕組み作り 行政情報提供	公募	・生き物調査等、神田川ファンクラブの活動に参加することによって、河川に対する問題意識を持たせるとともに河川を愛する気持ちを育む。	神田川の環境への理解が深まる。	 神田川ファンクラブの活動	
202	みどり土木部	みどり公園課	実行 継続	みんなで考える身近な公園の整備	本事業は、公園の施設改修及び利用の活性化を図るため、利用者との協働によるプラン作りを行い整備する。1園あたり設計・工事を2ヵ年かけて行う。	本年度はやよい児童遊園を対象に、地域住民等の意見やアイデアをもとに昨年度作成した整備プランに基づき、再整備工事を実施する。	町会自治会 ボランティア(個人・団体)	平成10年度	情報提供・交換	区からの働きかけ。	事業企画への参加 情報収集 行政情報提供	その他	公園の再整備プランの作成に伴う、問題点や要望、アイデアの提供。	利用者の視点によるプランづくりが行えるため、利用ニーズに即した公園の整備を行う事が出来る。	 今年度対象地: やよい児童遊園(現況写真)	
203	みどり土木部	みどり公園課	継続	みどりの普及(新宿花いっぱい運動)	新宿のまちを花とみどりで飾り、美しい都市空間を実現するため、街路灯にハンギングバスケット等を設置し、区民等と協働で管理を行う。	日常の水やり、花苗の交換。	地域団体(協力団体など) 新宿駅前商店街振興組合 歌舞伎町商店街振興組合	平成19年度	事業協力	区からの働きかけ。	連携・支援の仕組み作り 機材貸出等	提案・持込	・日常の水やり。 ・ハンギングバスケット、プランターの監視。	・花いっぱいの美しいまちが形成される。 ・地域の自主的な緑化の取り組みへのつながりが期待できる。	 ハンギングバスケットの事例	
204	みどり土木部	交通対策課	継続	みんなで進める交通安全	交通事故を防止し、区民の安全・安心を確保するため、交通安全思想の普及啓発を図る。	交通安全協議会開催、春・秋の全国交通安全運動の計画及び実施等、資器材の整備、幼児・小中学生・高齢者等への啓発活動、区内4安全協会への助成、地域の交通安全施設の点検。	町会自治会 地域団体(協力団体など) その他(牛込・新宿・戸塚・四谷警察、牛込・新宿・戸塚・四谷安全協会等)	昭和45年度	事業協力	当事業は、警察署等の関係機関や、学校、地域と連携して実施していくことが不可欠であるため。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等 委託・助成等 人員の応援	その他(関係機関等)	警察署による指導・規制・監視、学校・地域関係団体の事業協力。	継続的な活動により、区内の交通事故件数及び負傷者数は減少傾向にある。課題は、高齢者の事故防止対策と、自転車利用者へのルール遵守・マナー向上のはたらきかけ等である。	 子ども安全教室 交通安全総点検	
205	みどり土木部	交通対策課	継続	道路を活用したオープンカフェ	魅力的な道路空間と、まちの賑わいを創出する。	歩行者専用道路となる時間を利用して、道路上にテーブル・椅子を設置し、道路を活用したオープンカフェを実施することによって、区民や来街者に安らぎの場を提供する。	町会自治会 新宿駅前商店街振興組合	平成17年度	事業協力	昭和50年代後半、新宿モア街整備の計画づくりをきっかけに、道路の維持管理協定が結ばれており、平成17年度、本事業実施にあたり、地元調整等を含めオープンカフェの運営をお願いした。	その他(道路環境整備・警察協議等の運営支援)	その他(当該地の商店会)	オープンカフェの運営・道路の清掃や植栽への散水等・地元調整等。	オープンカフェの実施により、まちの賑わい創出と違法駐車や放置自転車の解消に成果を上げている。		
206	みどり土木部	交通対策課	継続	屋外広告物許可及び是正事務(違反屋外広告物の除却)	安全で安心して利用できる道路等公共空間の確保。	違反屋外広告物の除却等。	町会自治会 その他(商店会など)	平成18年1月	事業協力	区からの働きかけ。	機材貸出等	提案・持込	地域協力による街づくりを行うための意識啓発。	街の美観や道路の適正利用についての意識の醸成につながる。		

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
207	環境清掃部	環境対策課	実行継続	環境学習・環境教育の推進	区民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、実践できるように環境学習・環境教育を推進する。	広く一般区民を対象とし、特に子ども(小中学生)層に対する働きかけを重点にした啓発事業の展開及び参加型の実践・体験学習形式を取り入れた啓発事業を展開する。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO	平成16年度	その他(指定管理)	指定管理者として環境学習情報センターを管理・運営している。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 委託・助成等	プロポーザル	事業実施、企画立案。	各種イベントの開催や講座等の実施等を専門知識や経験を有する団体との協働により実施し、環境への理解や関心を深めるのに大きな成果をあげている。	
208	環境清掃部	環境対策課	継続	環境審議会の運営	区長の諮問に応じ、環境基本計画に関すること及びその他環境保全に関する基本的事項を調査、審議する。	審議会の構成員として諮問事項等に対して意見表明を行う。	町会自治会 地域団体(協力団体など) NPO	平成8年4月	審議会委員	条例制定。	行政情報提供 審議会の運営	公募	諮問事項の審議。	区政への区民意見の反映。	
209	環境清掃部	環境対策課	継続	環境基本計画の推進	環境基本計画に定める事項の進捗状況を把握し、計画の推進を図る。	環境基本計画に沿った環境施策の事業実績及び進捗状況を把握するために「環境白書」を作成・頒布する。	町会自治会 地域団体(協力団体など) NPO	平成16年4月	情報提供・交換 事業協力 委託	環境白書の作成。	情報収集 行政情報提供	提案	環境基本計画に資する活動を実施する。	環境施策は区、区民、事業者それぞれが実施すべきものであり、環境白書を介し、それぞれの役割を確認し、連携した実践を行うための手引きとする。	
210	環境清掃部	環境対策課	継続	エコライフ推進員の活動	区と区民の接点となり自らエコライフを実践し、地域においてその普及啓発を行う。	環境学習情報センターと連携・協働し、エコライフの実践と普及啓発活動を通じて環境に配慮した活動を地域に広げていく。	町会自治会 ボランティア	平成16年7月	協議会 事業協力	条例制定による。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 会議作業場所提供 イベント会場確保等	公募 その他(推薦)	エコライフ推進員は、環境学習情報センターと連携・協働し、エコライフの実践と普及啓発活動を通じて環境に配慮した活動を地域に広げていく。	エコライフ推進協議会、分科会による自主的な活動によって効果を挙げている。	
211	環境清掃部	環境対策課	継続	環境学習情報センターの管理運営	環境を考え、行動する全ての人に、新しい情報発信や活動の場を提供し、環境保全思想の普及と環境行動の一層の進展を図る拠点とする。また、環境問題に取り組む区民、団体、企業、行政が協働に取り組むための拠点とする。	区及び指定管理者が企画・実施する事業への参加。	その他(区民・事業者・団体)	平成16年4月	その他(指定管理)	公募(プロポーザル方式)を導入したことによる。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 委託・助成等	その他	区の施策のPRと参加協力。	講座・イベント等への参加を通して、環境への理解・関心を深める成果をあげている。	
212	環境清掃部	環境対策課	実行継続	地球温暖化対策の推進 区民省エネルギー意識の啓発	区民の省エネ行動を促進・支援し温室効果ガス排出量の削減を図る。	みどりのカーテンの普及や省エネルギー機器の導入助成を行い、区民の省エネルギーに対する意識向上を図る。	その他(区民)	平成18年度	事業協力 委託	区民向けに省エネ行動を促進・支援するため、新宿エコ隊、活動団体、エコライフ推進員等に協力を要請した。	連携・支援の仕組み作り 行政情報提供 広報PR面での協力 委託・助成等	公募	区の施策のPR、組織的な参加協力。	区民に省エネ行動を呼びかけ、二酸化炭素排出量の削減を図る。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
213	環境清掃部	環境対策課	実行継続	地球温暖化対策の推進 事業者省エネ行動の促進	事業者の省エネ行動を促進・支援し温室効果ガス排出量の削減を図る。	環境マネジメントシステム認証取得助成や、省エネルギー診断など中小事業者の省エネ行動を促進・支援する。	その他(区内中小事業者)	平成18年度	情報提供・交換 その他(省エネ対策支援)	事業者向けに省エネ行動を促進・支援するため事業を実施。	連携・支援の仕組み作り 行政情報提供 広報PR面での協力 委託・助成等	公募	組織的な参加、省エネ行動への協力。	事業者が省エネ行動を呼びかけ、二酸化炭素排出量の削減を図る。	
214	環境清掃部	環境対策課	実行継続	地球温暖化対策の推進 区が取り組む地球温暖化対策	区民の省エネ行動を促進・支援し温室効果ガス排出量の削減を図る。	長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきる野市に開設した3つの「新宿の森」で下草刈りなどの森林整備を区民との協働で行う。	その他(区民)	平成18年度	事業協力	区民に向けた省エネ行動を促進・支援するため、「新宿の森」森林整備希望者を募集した。	その他(事業の実施)	公募	事業参加	事業の実施により区民に向けた環境教育を行い、省エネ行動を啓発する。	
215	環境清掃部	ごみ減量リサイクル課	実行継続	路上喫煙対策の推進	周知・啓発キャンペーンやパトロールによる指導等により路上における受動喫煙やたばこの火によるやけどなどの被害を防止する。	路上喫煙禁止の周知・啓発活動。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO その他 (新宿駅周辺地区美化推進連絡会、高田馬場駅周辺環境対策連絡会、路上喫煙対策協力員)	平成17年8月	共催 事業協力 委託 情報提供・交換	「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」(平成17年8月1日施行)。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 会議作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等 委託・助成等 人員の応援	公募	路上喫煙禁止の周知・啓発活動及び地域における喫い殻等の清掃活動などを行う。	町会や路上喫煙対策協力員、地域団体、ボランティア、事業者、他の行政機関など、様々な主体の協働により、区内全域における路上喫煙被害を防止する。	
216	環境清掃部	ごみ減量リサイクル課	継続	ポイ捨て防止ときれいなまちづくり	区民や事業者に対してポイ捨て防止の意識を広く啓発し、きれいなまちづくりを目指す。	散乱防止計画の策定、美化推進重点地区におけるポイ捨て防止キャンペーン、路上清掃、ごみゼロ活動の実施。(春・秋)、繁華街の路上清掃。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO その他 (新宿駅周辺地区美化推進連絡会、高田馬場駅周辺環境対策連絡会)	平成9年4月	共催 事業協力 委託 情報提供・交換	「新宿区空き缶・喫い殻等の散乱防止に関する条例」(平成9年4月1日)。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 会議作業場所提供 機材貸出等 委託・助成等 人員の応援	公募	散乱防止計画の策定。主に美化推進重点地区内における路上清掃、ポイ捨て防止キャンペーン、路上清掃、ごみゼロ活動への参加。	町会や地域団体、ボランティア、事業者、他の行政機関など様々な主体の協働により、「美化の輪」が広がることが期待できる。	
217	環境清掃部	ごみ減量リサイクル課	実行継続	歌舞伎町クリーン作戦	繁華街の道路清掃を行い、きれいなまちづくりを推進する。また、新宿区も歌舞伎町の一事業者として自ら道路清掃活動を実施する。	歌舞伎町一丁目地区の道路美化清掃活動。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO その他(事業者) 歌舞伎町振興組合	平成16年5月	共催 委託	歌舞伎町が条例により美化推進重点地区に指定されたこと。平成16年5月に「歌舞伎町ルネッサンス推進協議会」が発足したこと等による。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 機材貸出等 委託・助成等 人員の応援	公募	道路美化清掃活動。	歌舞伎町の美化清掃を行うことにより、きれいなまちづくりを推進する。	
218	環境清掃部	ごみ減量リサイクル課	実行継続	3R推進協議会の運営等	ごみの発生抑制を基本としたごみの減量の推進に向けて、区民、事業者及び区による意見交換と具体策検討の場として、「新宿区3R推進協議会」を設置する。	実現可能で具体的にごみ減量の方策を検討し、各構成団体が実施、情報発信する。	地域団体(協力団体など) NPO その他(事業者16団体)	平成20年4月	実行委員会・協議会	リサイクル清掃審議会の答申を基に、区の呼びかけによる。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 広報PR面での協力 イベント会場確保等	その他	実現可能で具体的にごみ減量の方策を検討、実施する。	区民と事業者と区が、具体的な3R推進の方策を検討、情報発信することにより、ごみ減量についてより広く普及啓発することができる。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
219	環境清掃部	ごみ減量リサイクル課	継続	清掃協会の活動支援	清掃協会の活動を支援する。	ごみの減量、リサイクルの推進に係る普及啓発を各地域で展開する。	地域団体(協力団体など) 四谷清掃協会 牛込清掃協会 新宿西清掃協会	昭和33年	事業協力委託	設立当初から。	事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協力 会場作業場所提供 イベント会場確保等 委託・助成等	その他	協会の運営、普及啓発事業の実施、町会等地域での情報周知。	住民による活動のため、地域における普及啓発が効果的である。	
220	環境清掃部	ごみ減量リサイクル課	継続	リサイクル活動センターの管理運営	区民のリサイクル活動を支援する拠点としての館の運営及び普及啓発事業の実施。	施設の管理・運営、委託事業の実施、自主事業の実施。	その他(新宿環境リサイクル活動の会等)	平成10年4月	指定管理	センター運営検討委員会の報告による。	事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協力 会場作業場所提供 委託・助成等	その他	リサイクルに関する協働型講座の企画・運営。	区民が身近な課題として、環境リサイクル活動の推進を促せる機会になっている。	
221	環境清掃部	ごみ減量リサイクル課	実行	新宿区食品ロス削減協力店登録制度	「食品ロス」を削減する取組に賛同し、協力を得られる事業者を「食品ロス削減協力店」として登録し、その取組を広く周知することで、区民及び他の事業者の意識啓発を図り、もって食品ロスを含む一般廃棄物の減量に資することを目的とする。	新宿区内の飲食物を提供する飲食店・食品販売店・ホテル等を対象とし、食品ロスをはじめとした食品廃棄物を削減する取組8項目の内1つ以上実践(予定も含む)する店舗を削減協力店として登録する。	その他(区内飲食店・食料販売店・宿泊施設)	平成30年4月	事業協力	3R推進協議会・食品ロス削減シンポジウム等における提案による。	連携支援の仕組み作り 行政情報提供 広報PR面での協力 機材貸出等	公募	食品ロスを削減するための取組を積極的に実践する。取組について積極的に広報する。	食品ロス削減の重要性を事業者及び利用者に啓発することにより、廃棄物の減量を推進する。	 
222	環境清掃部	新宿清掃事務所	実行 継続	リサイクル活動団体への支援	ごみの排出量抑制とリサイクルの推進を図るとともに、活動を通して区民の環境問題への意識の高揚を図る。	区内の町会、自治会、マンション管理組合等、家庭から排出される資源を自主的に回収する団体に対し、報奨金、作業補助用具、消耗品を支給する。	町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) その他(マンション管理組合)	平成4年10月	情報提供・交換 その他(報奨金、作業補助用具等及び消耗品の支給)	区民による自主的な資源回収活動の推進による資源の有効利用及びごみの減量を目的とし、平成4年10月1日に「新宿区資源回収活動支援実施要綱」を施行。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 広報PR面での協力 機材貸出等 委託・助成等	その他(資源回収実践団体登録申請による)	家庭から排出される紙類・布類・アルミ缶等の資源を自主回収し、資源回収業者に引き渡す。排出者への協力を周知するとともに、回収作業及び排出場所を適正に管理する。	効果:区民の環境問題に対する意識の高揚及び資源の行政回収事業費抑制。 課題:活動団体のニーズに対応可能な資源回収業者に関する情報提供	
223	都市計画部	都市計画課	継続	駐車場整備事業の推進	新宿駅周辺の駐車場について、地区特性に応じた駐車対策を推進する。	地域特性に応じた駐車場地域ルールに基づき、駐車施設の整備や運用を進めていく。	地域団体(協力団体など)	平成23年4月	事業協力協議会 情報提供・交換	平成23年4月に策定した「新宿区駐車場整備計画」に基づき、地域の特性、まちづくりの方向性等、地域と行政が一体となって取り組む必要があるため。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供 会議作業場所提供	その他(適用地区内の地元組織代表)	地元組織代表としての委員会参加や建築時の駐車施設に関する事前協議	新宿駅周辺の駐車施設の整備や運用を促すにあたって、まちづくり等の地元の意向を反映することができる。	-
224	都市計画部	都市計画課	実行	バリアフリーの整備促進	区内のバリアフリー施設等の積極的な整備促進を図る。	新宿区移動等円滑化促進方針を策定する。	町会自治会 地域団体(協力団体など) 区障害者団体連絡協議会など ボランティア(個人・団体)	平成31年4月	実行委員会・協議会 情報提供・交換	「新宿区移動等円滑化促進方針」を策定するにあたり、高齢者や障害者等の当事者意見を反映する必要があるため。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供 会議作業場所提供	その他(各団体へ依頼)	新宿区移動等円滑化促進方針の策定に向けた、当事者の代表としての委員会参加や情報提供	新宿区移動等円滑化促進方針の策定にあたり、当事者である高齢者や障害者、子育て世代等の意見や評価を反映することができる。	-

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
225	都市計画部	景観・まちづくり課	実行継続	地区計画等のまちづくりルールの策定	地域の課題にきめ細かく対応していくために、地域住民との協働によりまちづくり活動を行い、地区計画やまちづくり構想、ガイドライン等のまちづくりルールを定めていく。	まちづくり協議会の設立・運営、情報及び意見の交換、地区計画等まちづくりルールの策定。	町会自治会 地域団体(協力団体など) NPO その他(商店会等) 地元まちづくり協議会等	平成20年度	共催 情報提供・交換	区からの働きかけ、地元団体からの要望等。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協働 協議作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等	公募 提案・持込 その他	地元ニーズの調整や意見集約、まちづくり制度の勉強、区に対する要望の取りまとめ等。	住民の意思を反映し、地域特性を活かしたまちづくりを推進できるという効果が期待できるが、多様な住民要望をどのように合意形成していくかという課題がある。	
226	都市計画部	景観・まちづくり課	継続	景観まちづくり審議会の運営	新宿の地域特性にふさわしい良好な景観形成の推進を目的として設置されている。	審議会は、区長の諮問に応じ、景観まちづくり計画等の策定や景観形成施策に関して、調査審議し、答申する。	その他(公募区民)	平成4年	その他(審議会)	新宿区景観まちづくり条例を根拠法令として協働を行っている。	その他(審議会の運営)	公募	景観に関して区長の諮問に応じ、調査審査・答申を行う。	区の景観形成施策を円滑に推進することができる。	
227	都市計画部	景観・まちづくり課	その他	ユニバーサルデザインまちづくり審議会の運営	ユニバーサルデザインまちづくりに関する施策の円滑な推進を目的として設置されている。	審議会は、区長の諮問に応じ、整備基準の変更や勧告、公表に関して、調査審議し、答申する。	その他(公募区民)	令和2年	その他(審議会)	新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例を根拠法令として協働を行っている。	その他(審議会の運営)	公募	ユニバーサルデザインまちづくりに関する施策について区長の諮問に応じ、調査審議・答申を行う。	区のユニバーサルデザインまちづくりに関する施策を円滑に推進することができる。	
228	都市計画部	防災都市づくり課	実行継続	木造住宅密集地区整備促進事業	事業地区(若葉・須賀町地区)における防災性の向上及び住環境の改善。	若葉地区内のまちづくりの推進のための調査検討、まちづくり協議等。	その他 若葉地区まちづくり推進協議会	平成9年3月	実行委員会・協議会	区と地元住民等の連携を密にし、円滑なまちづくりを図り、まちづくりを推進するため。	行政情報提供	その他(地元の発意)	・建替えの際、事業者への「まちづくり協力基準」に基づく建築計画の協力要請。 ・地区計画等まちづくりルールに関する地元意見の集約。	まちづくりルール見直し等を行う場合、地元全体会に図る前の意見交換の場とすることができる。	
229	都市計画部	防災都市づくり課	実行継続	建築物等耐震化支援事業	建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修工事その他の建築物の耐震化を支援することにより、地震に強い安全・安心なまちづくりを目指す。	耐震診断等の実施。	NPO その他(新宿区建築設計事務所協会、耐震診断登録員) NPO法人耐震総合安全機構	平成21年度	事業協力委託	耐震という専門知識を有する建築士を活用することで、事業を迅速かつ適正に実施するため。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協働 協議作業場所提供 イベント会場確保等 委託・助成等	その他(実施可能団体が他にないため)	・無料の建築士派遣及び簡単な耐震診断の実施(NPO法人耐震総合安全機構)。 ・無料の耐震診断の実施(新宿区建築設計事務所協会)。 ・耐震診断・補強設計の実施(耐震診断登録員)。	専門的観点から区民の相談に応じ、耐震診断・補強設計を行える。	
230	都市計画部	防災都市づくり課	継続	まちづくり事業の支援	まちづくりの相談があった地域に対し、まちづくりの専門家(まちづくり相談員)を派遣し、共同建替えや住環境の整備などを推進する。	まちづくり関連事業を行う団体等と区が協働して、共同建替え等を実現することで、まちの不燃化等をはかる。	その他(区民等)	平成10年	その他(事業目的の共有と推進)	共同建替え等のまちづくり関連事業を行う団体からの相談。	委託・助成等	提案・持込	居住環境や防災性の向上に寄与する共同建替え等を促進する。	木造住宅の密集した状況等を解消し、居住環境と防災性の向上を図ることができる。	 (従前) (従後) ※従前の段階において、まちづくり相談員を派遣する。

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
231	都市計画部	防災都市づくり課	継続	都心共同住宅供給事業	都心地域に良質な中高層の共同住宅の建設を促進することにより、職住近接の豊かな実現を図る。	区民等が主体となって行う共同建替えに対し、必要な助成を行い、居住環境や防災性の向上を図る。区と区民等が事業目的を共有する中で、まちづくりを進めている。	その他(区民等)	平成8年	その他(事業目的の共有と推進)	地元区民からの共同建替えの相談。	委託・助成等	公募	居住環境や防災性の向上に寄与する共同建替えを促進する。	木造住宅の密集した状況等を解消し、居住環境と防災性の向上を図ることができる。	 (従前) (従後)
232	都市計画部	建築指導課	継続	安全・安心な建築物づくり	災害に強い「安全なまち、安心できるまち」を実現するため、区民の建築相談に対応し、安全で安心な建築物づくりを目指す。	安全安心・建築なんでも相談会を月1回協働で実施する。	その他(一般社団法人東京都建築士事務所協会新宿支部)	平成11年度に事業を開始し15年度から現在の形で実施している。	事業協力	区民のニーズに応えるため、事務所協会からの提案により相談会を開催することとなった。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 行政情報提供 広報PR面での協働 会議作業場提供 イベント会場確保等 機材貸出等 人員の応援	提案・持込	建築に関する専門的な知見を活かしながら、相談会において区民の相談に対応する。	区民からの相談に対して、専門的知識及び現場経験に基づき対応できる。また、事務所協会と建築に関する情報を共有できる。	
233	都市計画部	建築調整課	継続	既存建築物の防災対策指導	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりを実現するために、既存建築物の維持保全に関することや、建築物の防災に関する事項について安全化指導を実施します。	定期報告書の報告委託。	その他(東京都防災・建築まちづくりセンター、東京都昇降機安全協議会、日本建築設備・昇降機センター)	平成18年4月	委託	雑居ビル火災事故を契機に、安全で安心な建築物づくりをめざすため。	情報収集 行政情報提供 広報PR面での協働 委託・助成等 その他(案内書類の送付)	その他(特命随契)	専門的観点から定期調査報告書をデータ整備、管理し区に報告している。	定期報告率100%に向け、定期報告提出の前年度に対象建築物の所有者に対して定期報告の案内書類を送付し啓発するとともに、広報やHPを活用して周知啓発を図ります。	
234	都市計画部	住宅課	実行継続	マンションの適正な維持管理及び再生への支援	住環境の保全及び向上。	マンション管理相談、マンション管理相談員派遣、マンション管理セミナー(分譲向け、賃貸向け)、マンション管理組合交流会の実施。	ボランティア(個人・団体) マンション管理問題協議会	平成10年度	事業協力	民間ボランティアグループとしての提案がきっかけとなった。	広報PR面での協働 会議作業場提供 イベント会場確保等 その他(管理組合、区分所有者への事業周知等)	提案・持込	1、相談員として区民からの相談に応じ、相談内容・結果を書面で区に報告する。 2、管理組合交流会のコーディネート役。	マンション管理について、専門的な知識と経験を有する者との協働により、区民が抱える様々な問題に対応することができる。支援体制のより一層の充実を図ることが課題。	
235	都市計画部	住宅課	継続	住宅相談	専門的知識を有する相談員が、区民に対し民間賃貸住宅への住み替え、または賃貸借契約や不動産の売買に関して適切な助言を行うことにより、生活の安定と居住の継続を図る。	住み替え相談、不動産取引相談。	地域団体(協働団体など) 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会新宿区支部 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部新宿支部	平成4年10月(昭和52年5月に新宿区区民不動産取引相談を開始し、平成4年10月に住み替え相談を加え、平成29年10月から現在の住宅相談体制に移行した。)	事業協力	当初、区内全域を網羅する会員(加盟業者数)が多い団体に事業協力を求め、協定書を取り交わした。 住宅相談を拡充するため、平成29年10月に1団体(公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部新宿支部)を追加し、区内不動産業2団体との協定による事業を開始した。	広報PR面での協働 イベント会場確保等	その他(協定書の締結)	区内不動産業団体は、住宅相談員の派遣、住み替え促進協力店の指定により、高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する。	自ら転居先を探すことが困難な高齢者が増加しているが、高齢者の住み替え条件に見合う物件探しは容易ではない。このため、平成29年10月から住宅相談を拡充し、高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居支援を強化するため、協働事業者を2団体に拡大した。	
236	都市計画部	住宅課	継続	住宅修繕工事等業者あつ旋	区民の住宅改善を援助し、その向上を図る。	区民が住みよい快適な住宅を求めて、既存の住宅を増改築、修繕工事を行う場合に、信頼できる工務店・大工を区が新宿区住宅リフォーム協議会を通じてあつ旋する。	地域団体(協働団体など) 新宿区住宅リフォーム協議会	昭和60年4月	その他(あつ旋)	当時の住宅事情は住宅数が世帯数を上回り、量的な充足は進展していたが、質的には規模、設備をはじめとする多くの点で改善を必要とする住宅が多数存在していた。信頼できる工務店等を紹介し、区民の住宅改善を援助し、その向上を図るため。	連携・支援の仕組み作り 広報PR面での協働 会議作業場提供 イベント会場確保等	その他	申込のあった住宅に伺い、工事の内容を見積もる。依頼人が納得の上で工事を行う。区への完了報告書提出。ふれあいフェスタで住宅リフォーム無料相談を行う。	区があつ旋する信用度の高さにより、相見積りに利用されることが半数以上を占める。	 ふれあいフェスタ住宅リフォーム無料相談 新宿区リフォーム協議会会員が相談を受ける。

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業										令和2年度より追加した事業		協働事業提案制度を活用して実施した事業				(令和2年12月16日時点)
No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真	
237	新宿駅周辺整備担当部	新宿駅周辺基盤整備担当課	実行 継続	新宿駅周辺地区の整備推進(新宿通りモール化)	まちの賑わいと魅力をより向上させるため、新宿通りを歩きやすく魅力的な歩行者空間としてモール化を行い、歩いて楽しい・回遊性のあるまちづくりを進める。	新宿駅東口地区の歩行者環境改善に向け、新宿駅東口地区歩行者環境改善協議会を設置し、社会実験の実施主体となり、実験に向けての具体的な検討・調整を行う。	町会自治会、地域団体(協力団体など) 新宿駅東口地区歩行者環境改善協議会	平成27年8月(協議会設置)	実行委員会・協議会	歩いて楽しいまちづくりへの取り組み。 国交省の社会実験に対する助成制度の活用。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加	その他(関係機関の参加)	地元調整及び荷さばき集約化やエアーマネジメントの実施に向けた検討。	これまでの社会実験を通じて、本格実施に向けた荷さばき集約化の方向性を見出し、交通管理者や地元の合意を図っていく。		
238	新宿駅周辺整備担当部	新宿駅周辺まちづくり担当課	実行 継続	地区計画等のまちづくりルールの策定	地域の課題にきめ細かく対応していくために、地元組織や企業等との協働によりまちづくり活動を行い、地区計画やまちづくり構想、ガイドライン等のまちづくりルールを定めていく。	まちづくり協議会の設立・運営、情報及び意見の交換、地区計画等まちづくりルールの策定。	町会自治会 地域団体(協力団体など) NPO その他(商店会など)	平成20年度(平成30年度組織改正により一部地域が景観・まちづくり課から移管した)	共催 情報提供・交換	区からの働きかけ、地元団体からの要望等。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等	公募 提案・持込 その他	地元ニーズの調整や意見集約、まちづくり制度の勉強、区に対する要望の取りまとめ等。	地元の意思を反映し、地域特性を活かしたまちづくりを推進できるという効果が期待できるが、多様な要望をどのように合意形成していくかという課題がある。		
239	教育委員会事務局	教育調整課	継続	学校警備委託(学校施設管理協力員制度)	新宿区内において、地震、水害、火災等の災害が発生したとき又は発生が予想されるときに、新宿区立学校を一次避難所として円滑に開設することを目的とする。	職員不在時に緊急的に学校を使用する場合に、校門・体育館の鍵を開ける等の業務を行う。	ボランティア(個人・団体)	昭和62年4月	その他(委嘱)	職員不在時に緊急的に学校を使用する場合に、校門・体育館の鍵を開ける等の業務を行う人材が必要となったため。	連携・支援の仕組み作り 委託・助成等	その他(学校推薦)	職員不在時に緊急的に学校を使用する場合に、校門・体育館の鍵を開ける等の業務を行う。	地域事情に精通した人材を活用することにより、緊急時の円滑な業務実施を担保できている。		
240	教育委員会事務局	教育指導課	実行 継続	学校評価の充実	学校において学校評価を実施し、その評価結果を学校運営の改善につなげていく。	学校関係者として、学校評価にかかわり、学校運営の改善を推進する。	町会自治会 地域団体(協力団体など) その他(保護者)	平成21年4月	情報提供・交換	学校運営を評価する学校評価への多様な視点の必要性から。	連携・支援の仕組み作り	その他(各学校が決定)	学校評価への参加(学校行事への参加、授業観察、地域協働学校運営協議会への参加、学校評価アンケートへの回答等)。	学校評価を活用することで、学校の課題解決のための取組みを学校関係者が共通理解するとともに学校運営の改善に向けた取組みが行われている。学習指導要領に示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校評価をコミュニケーションツールとして活用し、地域と教育の理念や課題を共有しながら学校と社会との連携及び協働を深めていくことが課題である。		
241	教育委員会事務局	教育支援課	継続	キャリア教育の推進	社会の一員であることを認識し、自己の個性を理解し、最も合った進路を主体的に選択できるよう、小学生からの発達段階に即したキャリア教育を行う。	一定期間、地域商店街・地域の商店・地元の民間企業・公的施設等で仕事を体験させる職場体験の支援を行う。	社協 町会自治会 地域団体(協力団体など) ボランティア(個人・団体) NPO	不明	共催	児童・生徒の体験の場を確保するため。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供	公募 提案・持込	学校・地域・教育委員会との連携により、地域の事業所などを活用し、事業所の実情に応じて、職場体験を行っている。	現在は学校教育の一環として実施しているため費用の受益者負担化は想定していません。なお、学校・地域・教育委員会との連携により、地域の企業を活用し、各中学校の実情に応じて、職場体験を実施しており、企業との協働を行っている。	 	
242	教育委員会事務局	教育支援課	継続	地域との連携による家庭教育支援	PTA活動の充実による家庭教育支援。	子どものための健全育成事業等。	その他 (新宿区立小学校PTA連合会)	不明	委託	協議。	行政情報提供 広報PR面での協力 イベント会場確保等 委託・助成等 人員の応援	提案・持込	企画運営。	子どもや保護者を取り巻く環境に応じた事業の企画・運営が行われる。		

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業				令和2年度より追加した事業				協働事業提案制度を活用して実施した事業				(令和2年12月16日時点)			
No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
243	教育委員会事務局	教育支援課	実行 継続	地域協働学校(コミュニティ・スクール)の充実	地域住民や保護者等が学校の運営に参画することにより、地域に信頼され、地域に支えられる開かれた学校づくりを進める。	地域協働学校が学校運営協議会を開催し学校運営等について協議を行う。	その他 (地域協働学校運営協議会)	平成22年4月	実行委員会・協議会	新宿区立学校における地域協働学校運営協議会に関する規則。	連携・支援の仕組み作り 行政情報提供 広報PR面での協力	その他	学校運営への参画と学校支援。	地域に開かれ、地域に支えられた学校づくりの推進が図られるとともに、教育活動や学校支援の充実が図られる。	
244	教育委員会事務局	教育支援課	継続	外国籍児童の教育支援等 (※外国籍児童の教育支援等)	外国籍児童・生徒の保護者への支援、学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力。	「総合的な学習」の時間における、国際理解教育、環境教育等に関する授業の協力 外国籍等の家庭への学校通知の翻訳、通訳。	NPO シニアボランティア経験を活かす会	平成20年4月	委託	協働事業提案制度による提案事業(平成19年度採択)。	広報PR面での協力 委託・助成等	その他	「総合的な学習」の時間における授業プログラムの提案、サポート。	シニアボランティアとしての海外での活動体験を活用し、「総合的な学習の時間」において、豊富なプログラムの提案がされている。	
245	教育委員会事務局	教育支援課	継続	小中学生の美術鑑賞教育支援 (※小中学生の美術鑑賞教育支援)	小中学生に対し、美術鑑賞を通して、生涯にわたり美術鑑賞を楽しむ習慣の基礎を養成する。	小中学生の美術館における対話型美術鑑賞(SOMPO美術館)。	その他 (SOMPO美術館)	平成21年4月	事業協力	協働事業提案制度による提案事業(平成20年度採択)。	委託・助成等	その他	学校での事前授業及びSOMPO美術館での対話型鑑賞の実施。	「地域の美術館等を利用した美術鑑賞教育」を実施し、文化・芸術に関する教育の充実を図ることができる。	
246	教育委員会事務局	教育支援課	継続	スクールスタッフの活用	地域特性を活かした教育活動を展開するため、地域の人材を活用した学校教育活動支援を行う。	地域の人材(スクールスタッフ)による、学校教育活動の支援等。	ボランティア(個人・団体)	平成16年4月	事業協力	各学校で行われていた地域ボランティアによる支援の仕組み作りが必要となった。	連携・支援の仕組み作り	その他	学校での授業への協力や、部活動、読書活動、芸能・技術指導等。	地域人材と児童・生徒の継続的な交流や地域に開かれた学校づくり。	
247	教育委員会事務局	教育支援課	継続	スクール・コーディネーターの活動	区立小学校及び中学校と地域社会と家庭との連携を図り、児童・生徒の学習活動を支援する。	地域で青少年の育成活動の経験がある方の中から、教育委員会が委嘱して区立小・中学校に1名ずつ配置するスクール・コーディネーターが、学校・家庭・地域の連携を図る。	その他(スクール・コーディネーター(地域住民))	平成16年4月	その他	新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供	その他	学校の要望に沿って、総合的な学習の時間などの講師として地域の方々を紹介したり、職場体験の際にご協力いただく事業所との調整をしたりする。	学校に地域の団体や人材の教育力を橋渡しすることで、教育活動や体験学習活動の充実が図られている。	
248	教育委員会事務局	教育支援課	継続	PTA研修会	PTA及び保護者の会の活動充実と活性化をめざす。研修会を通して、参加者の交流を図るとともに、学び合いの機会を提供し、家庭の教育力の向上を図る。	PTA及び保護者の会の役員等を対象に講演やディスカッション等の研修会を開催する。	その他 (新宿区立幼稚園PTA連合会、新宿区立小学校PTA連合会、新宿区立中学校PTA協議会)	不明	共催	区からの申し出・提案。	事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 イベント会場確保等 機材貸出等 人員の応援	その他	当日の運営・事例の発表・記録集原稿の作成。	講演やディスカッションを通して参加者の交流を図り、PTA及び保護者の会の活動について充実を図る。研修会に参加していない学校や子ども園の保護者等に対して、どのように参加を促すかが課題である。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
249	教育委員会事務局	教育支援課	継続	家庭教育学級および講座の運営	PTA及び保護者の会の自主的な講座運営によって、保護者に家庭教育について学び合う機会を提供し、家庭教育の教育力向上を目指す。	幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校のPTA及び子ども園の保護者の会が家庭教育に関する講座を開催する。	その他 (各園・校PTA及び保護者の会)	昭和40年度	共催	不明	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 イベント会場確保等 機材貸出等 委託・助成等 人員の応援	提案・持込	企画・運営。	講演やワークショップを自ら企画し、また参加することで、保護者間の交流の機会を設け、家庭の教育力向上を図っている。PTA役員の人数が少ない学校など、実施が困難な学校に配慮した運営方法の検討。	
250	教育委員会事務局	教育支援課	実行 継続	創意工夫ある教育活動の推進	各学校の教育課題に応じ、児童・生徒の思考力・判断力・表現力等を育成することを目的とした創意工夫ある教育活動の推進	地域や学校の特色・特性を活かした学校づくりを行う。	ボランティア(個人・団体) NPO、その他(協力企業)、 その他(大学・日本語学校等)	平成17年4月	事業協力	学習指導要領の改定により、「総合的な学習の時間」が創設された。	その他	その他	総合的な学習の時間等における、地域に根ざした学習への支援。	地域の実態に応じた創意工夫を活かした学習の支援を行うことができる。	
251	教育委員会事務局	教育支援課	継続	子ども安全ボランティア活動の推進	子どもの安全確保のため、犯罪の発生を未然に防ぐ日常的・継続的な取り組みが必要とされる中、PTAが地域と連携して実施している防犯防災活動の支援を行う。	PTAのニーズに応じた防犯防災活動のための支援物品を購入し、配布する。	その他 (新宿区立幼稚園PTA連合会、新宿区立小学校PTA連合会、新宿区立中学校PTA協議会)	不明	その他(支援)	区からの提案・申し出。	情報収集 広報PR面での協力 委託・助成等	その他	区全体の子どもの安全確保のために、地域住民である保護者が主体的に活動を行う日頃のPTAのバトロールにより、犯罪抑止を図る。	PTAが地域と連携して直接バトロール等を実施することは、行政が直接実施するよりも効率的かつ有意義である。	
252	教育委員会事務局	教育支援課	継続	教育センターの運営(サイエンス・プログラムの推進)	区立小・中学校における理科教育の活性化と充実を図るとともに、児童・生徒に対し理科学習の興味・関心を高めるために、事業を行う。	「新宿版サイエンス・パートナーシップ・プログラム」中学校において。大学や研究機関から講師、実験助手を招き、先端科学技術を踏まえた特別授業を行う。	その他(早稲田大学理工学術院)	平成21年4月	その他	国で平成20年度まで実施していたSPP事業(早稲田大学との連携)を、区で予算化し引き継いだ。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 会場作業場所提供 委託・助成等	提案・持込	最先端の科学実験を、教員への教授。 児童・生徒に対し理科学習の興味・関心を高める授業の実施。	理科教育の充実を目的とし、教員の実験・観察・教材に対する理解を深めることで、指導力の向上を図ることが出来ている。	
253	教育委員会事務局	学校運営課	継続	学校保健の管理運営(学校医報酬(小・中学校))	区立小・中学校の児童生徒の健康の保持増進を図るために、学校保健安全法の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を配置する。	新宿区医師会等からの推薦に基づき学校医・学校歯科医及び学校薬剤師を配置する。	地域団体(協力団体など) 新宿区医師会、新宿区歯科医師会、四谷牛込歯科医師会、新宿区薬剤師会	不明	事業協力 情報提供・交換	学校医等の配置にあたっては、地域に根差し、各校の教職員や児童生徒へ保健指導及び健康相談等を適切になしうる医師及び薬剤師を採用する必要があるため。	連携・支援の仕組み作り 情報収集 行政情報提供	その他	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の推薦、情報提供等。	各校へ安定的に学校医等を配置でき、インフルエンザ等の感染症等が発生した際も円滑に連携が取れている。	
254	教育委員会事務局	学校運営課	継続	学校保健の管理運営(結核検診(小・中学校))	学校保健安全法及び同施行規則に規定された結核感染の有無について検診を実施し、区立小・中学校児童及び生徒の健康の保持増進を図る。	結核高まん延国から転入した児童・生徒等を対象とした結核検診の実施。	地域団体(協力団体など) 新宿区医師会	不明	実行委員会・協議会	児童生徒への結核感染の防止及び有症状者の早期発見のため、適切に検診を実施する必要があるため。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供	その他	結核対策委員会で検診方法の検討。	専門的知識に基づく助言や検診方法の検討により適切な検診を実施できる。	

令和2年度協働事業進捗状況調査一覧表

※事業の種類
 実行・・・実行計画事業、継続・・・元年度継続事業、その他・・・新規・見直しによる協働事業

令和2年度より追加した事業

協働事業提案制度を活用して実施した事業

(令和2年12月16日時点)

No.	部	課	事業の種類※	事業名	事業目的	事業の内容	協働の相手	事業開始時期	協働の形態	協働のきっかけ	区の役割	相手方の選定方法	相手方の役割分担	協働・連携の効果・課題	事業イメージ写真
255	教育委員会事務局	学校運営課	継続	学校保健の管理運営(小児生活習慣病予防健診(小・中学校))	小児期から始まっているとされる生活習慣病の予備軍及び罹患者を早期に発見し、予防及び治療することを目的とする。	受診を希望する区立小・中学校の児童生徒を対象に、小児生活習慣病予防健診を新宿区医師会への委託により実施する。健診の結果、要医療と判定された児童生徒の保護者に対しては、新宿区医師会から発行される紹介状を交付し、専門医療機関での治療を勧奨する。要指導と判定された場合は、生活習慣改善のために各家庭で取り組んでもらう事項を記載したリーフレットを交付するとともに、保健センターで実施している健康・栄養相談の利用を勧奨する。	地域団体(協力団体など) 新宿区医師会	平成21年	委託 情報提供・ 交換	健診の実施に当たり医師による各種の研究データを基にした判定基準の作成が必要であり、また、受診者の利便性を図るため、本健診の実施場所を新宿区内各地域の医療機関とする必要があるため。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 委託・助成等	その他	専門的知識を生かし健診方法等についての検討及び実施。	生活習慣病予備軍の早期発見及び罹患者への適切な指導ができています。	
256	教育委員会事務局	学校運営課	継続	学校保健の管理運営(その他保健衛生費(小・中学校))	区立小・中学校の児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、安全な環境を保障し、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。	学校保健学習用パンフレットの配布、学校保健会だよりの発行等を通して、児童生徒の健康の保持増進を図る。また、害獣・害虫の駆除、飲料水・プールの水質検査、樹木の剪定などの施設管理を委託により実施し、衛生的な学校環境の整備に努める。	地域団体(協力団体など) 新宿区医師会、新宿区歯科医師会、四谷牛込歯科医師会、新宿区薬剤師会	不明	情報提供・ 交換	児童生徒の健康の保持増進や、安全な学校環境について意見交換を行う必要があるため。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供	その他	児童生徒の健康増進や学校環境の改善のための意見交換等。	意見交換や専門的見解からの助言により適切に児童生徒の健康の保持増進や、学校環境の整備ができる。	
257	教育委員会事務局	学校運営課	継続	区立幼稚園の管理運営	園医等を非常勤で任用することにより、区立幼稚園の園児に対する健康管理及び園の環境衛生の保持・改善を図る。また、区立幼稚園の園児又は入園予定者に対して、健康診断等を実施し、健康管理を増進する。	医師会・歯科医師会・薬剤師会に園医・園歯科医・園薬剤師の推薦を依頼。	地域団体(協力団体など) 新宿区医師会、新宿区歯科医師会、新宿区四谷牛込歯科医師会、新宿区薬剤師会	不明	事業協力	学校保健安全法により園医・園歯科医・園薬剤師の設置が義務づけられている。	その他(園医・園歯科医・園薬剤師の採用)	その他(任用)	医師会等による園医等の推薦。	園児に対する健康管理は幼稚園設置者として区の責務であり、今後も医師会等と協働して園医等を区立幼稚園に継続して配置していく。	
258	中央図書館	(利用者サービス係)	継続	障害者への図書館サービス	身体や視覚等に障害のある者、高齢者等が主体的に学習を行ったり、役立つ情報を入手するための支援を行う。	対面朗読の実施、録音図書の製作、来館困難者宅への配本等。	ボランティア(個人・団体) 新宿区声の図書館研究会、図書館サポーター	昭和56年10月	事業協力	図書館でボランティアの募集を行ったり、ボランティア自身からの申請による。	連携・支援の仕組み作り 事業企画への参加 情報収集 行政情報提供 広報PR面での協力 会議作業場所提供 イベント会場確保等 機材貸出等	その他(募集及び申請)	対面朗読の実施、録音図書の製作、来館困難者宅への配本等。	対面朗読:95回。録音図書製作:72タイトル。来館困難者宅への配本715回(うちボランティア154回)。	
259	中央図書館	(こども図書館)	実行 継続	絵本でふれあう子育て支援	区内4保健センターで実施している3～4か月児健診時に絵本を配付し、産婦歯科健康相談・育児相談日、及び3歳児健診時に「絵本の読み聞かせの意義」を説明するとともに、ボランティアによる読み聞かせを行い、読書習慣の促進を図る。 また、3歳児健診対象者には、絵本の配付を図書館で行うことにより、来館機会の増進及び利用促進を図る。	乳幼児に対して読み聞かせを、また、その保護者に読み聞かせの意義の説明をお願いしている。 保護者に対して図書館利用案内と読書啓発をお願いしている。	ボランティア(個人・団体) 図書館サポーター	平成20年4月	事業協力	生涯学習振興課から事業提案。	連携・支援の仕組み作り イベント会場確保等 機材貸出等	その他(募集及び申請)	読み聞かせ・ボランティア個人との調整・連絡、及びボランティア団体での内部調整・連絡。	ボランティア(個人)どうしの交流に発展。	